

令和2年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和2(2020)年7月  
花園大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	12
基準 3. 教育課程	27
基準 4. 教員・職員	42
基準 5. 経営・管理と財務	52
基準 6. 内部質保証	60
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	79
基準 A. 地域連携	79
V. 特記事項	87
VI. 法令等の遵守状況一覧	88
VII. エビデンス集一覧	100
エビデンス集(データ編)一覧	100
エビデンス集(資料編)一覧	100



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

花園大学は、明治 5(1872)年に、臨濟宗妙心寺の山内に創設された教育機関である「般若林」を起源とする、世界で唯一「臨濟禅のこころ」を建学の精神とする大学である。来る令和 4(2022)年には、創立 150 周年を迎える。

令和 2(2020)年 4 月 1 日時点での花園大学の学部・学科の構成は、文学部が仏教学科・日本史学科・日本文学科、社会福祉学部が社会福祉学科・臨床心理学科・児童福祉学科の 2 学部 6 学科となっている。

また、大学院の研究科・専攻の構成は、大学院文学研究科修士課程が仏教学専攻・日本史学専攻・国文学専攻、大学院社会福祉学研究科修士課程が社会福祉学専攻、大学院文学研究科博士後期課程が仏教学専攻という 2 研究科 4 専攻となっている。

花園大学では、平成 29(2017)年 3 月に中期計画として「花園大学 ZEN to you&you 中期ビジョン 2021 Road to the Hanazono University 150th Anniversary」(以下、「中期ビジョン 2021」という)を策定し、そこで「建学の精神」と「使命・目的」について以下のよう

に明示している。

本学の建学の精神は「禅的仏教精神による人格の陶冶」です。その目的は臨濟宗の宗祖である臨濟禅師が「随処に主と作れば、立処皆な真なり」と言われるように、どの様な状況であっても主体的に行動できる、自立性・自律性を養成することです。換言すればそれは、一人の人間としてこの世に生を受けたことの意味や自己の尊厳を自覚し、「自分の生活も他人の生活も大切にすること」に他なりません。そのことを単なる知識として獲得するだけでなく、大学生活を通じて実践的に体験することが肝心です。そのためには「坐禅」を通じて自己を見つめる時間の習慣化と、個別の学生支援や教育支援による直接的な指導が不可欠です。

以上のように、本学の建学の精神である「禅的仏教精神による人格の陶冶」とは、頼ったり依存したりするものをもたず、外的な条件に何ら左右されることのない「自立」・「自律」する力を養成することである。

それは、1 人の人間として、「自分の目で見えて、自分の耳で聞いて、自分の肌で感じて、自分の頭で考え、自分の手足で行動すること」ができるということである。このことは、単なる頭の中の知識の獲得によってではなく、あくまでも身体で覚えることを意味する。なぜなら、「自立」・「自律」する力とは、「坐禅」などを通じた魂のふれあいに基づく、一対一の直接的な人格教育の過程で身に付くものだからである。そのため、本学は個々に、きめ細かい教育指導を行うのである。

### 2. 使命・目的

花園大学の使命・目的とは、「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人材を育成すること」である。以下に、「中期ビジョン 2021」において、本学の使命・目的の趣旨

が説明されている箇所を引用する。

学生が自己肯定感を獲得するためには先ず自分自身を見つめ、自分の置かれた状況を客観的に把握する、すなわち自分を知ること(「己事究明」)が必要です。自分を見つめることで、自らの長所や関心事、短所や足りない素養が明確化され、目的意識を持って学習することが出来るようになるでしょう。また自分を知ること、友人など他者の長所や個性も理解出来るようになり、自分の立場や利益(「自利」)だけで物事を考えるのではなく、他者の立場や利益を慮る心(「利他」)も育成され、自らの人生に社会的役割や意義を見出すことも可能になるでしょう。こうした人こそが、まさに「禪的仏教精神による人格の陶冶」を実現した人材であります。本学の「ミッション」は、こうした人材を育成すること、すなわち、「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人間を育成すること」に他なりません。

建学の精神である「禪的仏教精神による人格の陶冶」を実現するためには、自分に真正面から向き合っ、真に「自己を知る」ということ(己事究明)が先ず必要となる。そして、真に「自己を知る」ことができれば、執着心やこだわりが消え去り、自分とは「異質」な他者を含めて、あらゆる多様性を受け入れることが可能になる。また、自己の利益(自利)にとらわれずに、他者の利益を考慮・優先する「利他」の精神を発揮して、広く社会に貢献することも可能になる。こうした人物こそが、まさに「禪的仏教精神による人格の陶冶」を実現した人材である。本学の「使命・目的」とは、こうした人材を育成すること、すなわち、「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人間を育成すること」に他ならない。

### 3. 大学の個性・特色

#### (1) 「建学の精神」に関連する個性・特色

##### ①総長制

本学の総長とは、「花園大学の建学の精神を発揚するとともに、禪の精神を体現する象徴」(花園大学総長規程)であり、「禪的仏教精神による人格の陶冶」の実践者として位置づけている。総長は、「臨済宗に僧籍を有する者で、専門道場師家及び師家分上の者でなければならない」(同規程)とし、臨済宗の伝統的継承者として、修行僧を導くのにふさわしい学徳をそなえた者である。こうしたことから、本学の行事・儀式等における説示や、「禪とところ」という科目の講義等を通して、建学の精神を具現化する特別な役割を果たしている。

##### ②禪の学び

建学の精神の根幹をなす「禪」については、必修科目である「基礎禅学」を通して、全学生が1回生次に学ぶ。また、文学部の「仏教学科」には、宗門の後継者として社会に貢献する人材を輩出することを目的とした「妙心寺派僧侶育成課程」が設置されており、「師家」「家元」と呼ばれる一流の講師陣に親しく接して学べることで、学生にとって得がたい経験となっている。

### ③国際禅学研究所

「禅(ZEN)」は、いまや国際的にも広く通用する語である。禅に対する世界的な関心の高まりにいち早く対応すべく、本学は、昭和 61(1986)年に「国際禅学研究所」を開設した。当研究所は、世界に先駆けて禅語のデジタルデータを国内外に広く発信し、今日まで世界中の研究者に禅研究のための情報を提供してきた。また、臨済宗中興の祖とされる白隠に関する研究を精力的に行い、実績をあげてきている。

平成 29(2017)年度から「臨床仏教師養成プログラム」を開講している。臨床仏教師とは専門的な知識や実践経験をもとに、現代社会における苦しみを抱える方々に寄り添い、そのこころを聴き宗教的なケアを行う仏教者である。平成 29(2017)年度の座学課程は 113 人、平成 30(2018)年度のワークショップ課程は 45 人、令和元(2019)年度の座学課程は 70 人が受講している。

### ④花園大学歴史博物館

本学は、平成 12(2000)年に京都の宗門系大学としては初めての博物館相当施設となる「花園大学歴史博物館」(Zen Museum)を開館した。当博物館では、建学の精神に深く関係する「禅文化」に関する展覧会を中心として、年 2 回の企画展示を開催し、展示図録を発行するとともに、考古学、民俗学、美術・禅文化、歴史学・典籍などの部門ごとに常設展示を開催している。また、博物館実習などの博物館学芸員課程の授業がここで実施され、学生は実務経験のある教員から授業を受けることができる。

### ⑤人権教育

本学は、建学の精神に基づいた「人権教育」を重視し、「人権総論」という科目を全学生の必修科目としている。また、「花園大学人権教育研究センター」では、「本学の建学の精神にのっとり、人権問題に関する資料の収集・調査・研究を通じて、本学における人権意識の高揚と人権教育の推進に寄与すること」を目的としている。その事業としては、年 3 回のフィールドワーク、人権教育研究会(公開講座)や講演会の開催、センター報・紀要・論集などの定期刊行物の発行などが実施されている。

### ⑥「建学の精神」の具現化に向けた取り組み

「建学の精神」の具現化に向けた大学の取り組みとしては、平成 27(2015)年度から、(a)「日本一面倒見の良い大学作り」、(b)「アクティブ・ラーニングの実践」、(c)「地域連携、地域貢献の推進」を中心に取り組んできた。そして、令和元(2019)年度からは、(d)「花園人の育成」、(e)「花園教育の実践」、(f)「オリジナル・ワンの創生」の 3 つの課題にも、新たに取り組んでいる。ここでいう「花園人」とは、建学の精神を涵養することによって、「自己探求心」・「主体性」・「グローバル思考」を併せて身につけた人材を指す。また、「花園教育」とは、禅の教えに基づいた教育を指す。そして、「オリジナル・ワン」とは、(d)・(e)が連動して具体化された、独自性のある成果のことである。

## (2) 本学の沿革に関連する個性・特色

### ①位置・環境

本学は、平安京の跡地内部に位置する数少ない大学の 1 つである。つまり、本学は「歴史・文学の舞台」であり、「文化財の宝庫」である京都の中心部に存続している。文学部

の各学科にとって、このことの意義は大きく、「歴史・文学の舞台」を実際に歩き、本物の「文化財」に数多く触れることができるという、非常に有利な条件のもとで、本学の学生は歴史や文学をより深く研究することができる。

### ②京都学

本学は、この地の利を生かし、他大学に先駆けて「京都学」を提唱し実践してきた。本学の「京都学課程」は、歴史・文学・思想・文化などの様々な角度から京都を総合的に学ぶというオリジナルなもので、教室での講義の他に、史跡、発掘現場、祭礼、寺院や神社、博物館や美術館などへのフィールド・ワークを重視している。また、一般市民に公開する京都学講座も毎年開催している。

### ③社会福祉学

本学の沿革に係る個性・特色として、社会福祉学部の「伝統と実績」があげられる。花園大学に仏教福祉学科が設置された昭和 39(1964)年頃には、高齢化問題を始め福祉の領域は現在ほど注目・重要視されてはいなかった。そうした時期に、本学は仏教精神に基づき、いち早く福祉を学ぶ学科を設置している。

昭和 41(1966)年、文学部には仏教学科・社会福祉学科・史学科・国文学科が設置されていたが、その後、平成 4(1992)年に文学部社会福祉学科が社会福祉学部として独立した。

このように、本学における社会福祉学の歴史は古く、創設期から多くの卒業生が、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士として、福祉現場で活躍している。そのため、特に社会福祉の分野においては、「福祉の花園大学」と呼ばれることもある。



## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

明治5(1872)年に、妙心寺は、宗門の後継者を養成する教育機関として「般若林」を創設した。花園大学の起源は、この般若林である。その後、般若林は、花園学林、花園学院、臨済宗大学、臨済学院専門学校と、その名称を変えてきたが、昭和24(1949)年に、「花園大学」となっている。今日に至る本学の沿革を、以下に年表で示す。

明治 5(1872)年	京都・妙心寺に「般若林」を創設
明治 7(1874)年	東京に臨済宗各派・黄檗宗連合による連合総覺を設置
明治 12(1879)年	連合総覺を京都に移転
明治 16(1883)年	妙心寺派は連合より分離独立し、妙心寺に大衆寮を設置
明治 19(1886)年	大衆寮を普通大教校と改称
明治 27(1894)年	普通大教校を普通学林と改称し、高等部を京都と岐阜に設置
明治 31(1898)年	京都と岐阜の普通学林を合併、京都市右京区花園木辻北町に校舎新築移転
明治 36(1903)年	普通学林を花園学林と改称
明治 40(1907)年	花園学林を花園学院と改称、高等部を設置
明治 44(1911)年	花園学院高等部を臨済宗大学と改称
昭和 9(1934)年	臨済宗大学を臨済学院専門学校と改称
昭和 24(1949)年	臨済学院専門学校を花園大学に昇格、仏教学部仏教学科を設置
昭和 39(1964)年	仏教福祉学科を仏教学部に設置
昭和 41(1966)年	仏教学部を改組、文学部(仏教学科・社会福祉学科・史学科・国文学科)を設置
昭和 52(1977)年	京都市中京区西ノ京壺ノ内町8-1(現在地)に総合移転
昭和 55(1980)年	文学専攻科(仏教学専攻・国文学専攻)を設置
昭和 56(1981)年	史学専攻を文学専攻科に設置
昭和 61(1986)年	国際禅学研究所を開設
平成 4(1992)年	社会福祉学部(社会福祉学科)を設置
平成 6(1994)年	大学院文学研究科修士課程(仏教学専攻・日本史学専攻)を設置
平成 9(1997)年	国文学専攻を大学院文学研究科修士課程に設置
平成 10(1998)年	大学院社会福祉学研究科修士課程(社会福祉学専攻)を設置
平成 12(2000)年	大学院文学研究科博士後期課程(仏教学専攻)を設置、花園大学歴史博物館を設置
平成 14(2002)年	福祉心理学科を社会福祉学部に設置、仏教学科を国際禅学科に名称変更
平成 19(2007)年	福祉心理学科を臨床心理学科に名称変更
平成 20(2008)年	文化遺産学科・創造表現学科を文学部に設置、史学科を日本史学科に、国文学科を日本文学科に名称変更
平成 21(2009)年	児童福祉学科を社会福祉学部に設置
平成 25(2013)年	国際禅学科を仏教学科に名称変更
平成 28(2016)年	文化遺産学科と創造表現学科を募集停止
平成 29(2017)年	留学生別科を設置

2. 本学の現況

- ・大学名 花園大学
- ・所在地 京都府京都市中京区西ノ京壺ノ内町 8-1
- ・学部構成

学 部

学 部	学 科
文学部	仏教学科
	日本史学科
	日本文学科
社会福祉学部	社会福祉学科
	臨床心理学科
	児童福祉学科

大 学 院

研 究 科	専 攻
文学研究科	仏教学専攻(修士課程・博士後期課程)
	日本史学専攻(修士課程)
	国文学専攻(修士課程)
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻(修士課程)

- ・学生数、教員数、職員数(令和2(2020)年5月1日現在) (単位:人)

【学部の学生数】

学 部	学 科	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生	5 回生以上	合計
文学部	仏教学科	40	29	28	24	10	131
	日本史学科	66	93	93	64	7	323
	日本文学科	72	85	54	42	14	267
	文化遺産学科					2	2
	創造表現学科					4	4
社会福祉学部	社会福祉学科	98	89	59	53	6	305
	臨床心理学科	94	120	86	75	20	395
	児童福祉学科	80	52	57	73	4	266
合計		450	468	377	331	67	1693

※平成28(2016)年度より、文化遺産学科と創造表現学科は募集停止

【修士課程の学生数】

研究科	専 攻	1 年次	2 年次	3 年次以上	合計
文学研究科	仏教学専攻	1	11	0	12
	日本史学専攻	1	2	0	3
	国文学専攻	0	0	0	0
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	5	4	0	9
合計		7	17	0	24

花園大学

【博士後期課程の学生数】

研究科	専攻	1年次	2年次	3年次	4年次以上	合計
文学研究科	仏教学専攻	0	3	1	0	4
合計		0	3	1	0	4

【留学生別科の学生数】

別科	年次	1年次	2年次	合計
	課程			
春入学	1年課程	1	6	7
秋入学	1.5年課程	0	5	5
合計		1	11	12

【教員数】

専任教員数

		専任教員数				
		教授	准教授	講師	助教	合計
文学部	仏教学科	4	2	0	0	6
	日本史学科	4	2	1	0	7
	日本文学科	6	1	1	0	8
	教養教育課程	8	1	1	0	10
	教職課程	2	0	0	0	2
	博物館学芸員課程	3	0	0	0	3
社会福祉学部	社会福祉学科	5	1	4	0	10
	臨床心理学科	6	2	2	0	10
	児童福祉学科	7	2	6	0	15
国際禅学研究所		0	1	0	0	1
合計					72	

非常勤教員数

客員教授	6
非常勤講師	192
合計	198

留学生別科専任教員数

別科専任教員	1
合計	1

【事務職員数】

事務職員	53
------	----

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的は、「花園大学学則」(以下、「学則」という)【資料 1-1-1】及び「花園大学大学院学則」(以下、「大学院学則」という)【資料 1-1-2】において、具体性と明確性をもって簡潔に文章化されている。また、そこには、本学の「建学の精神」と沿革に由来する個性・特色が明示されている。加えて、社会的要請等の変化への対応として、令和元(2019)年度に、中期計画や「建学の精神」及び使命・目的との関連について、「3つのポリシー」の見直しを行い、「学則」及び「大学院学則」を改正した。

本学の使命・目的及び教育目的は、「学則」の別表第 1(第 4 条第 2 項関係)及び「大学院学則」の別表 6(第 3 条第 5 項関係)において、以下の通り、共通した内容が明文化されている。

本学の建学の精神は「禅的仏教精神による人格の陶冶」である。その教育の目的は、どのような状況であっても主体的に行動できる、自立性・自律性を涵養することである。それはまた、「己事究明」を基盤とし、専門的知識・技術を身につけることを通して、自分が素質として本来持っている力を発見することである。さらには、周りにいる人間の多様性を理解した上で、問題・課題の解決につながる思考・判断をすることができ、コミュニケーション能力を活用し、「利他の精神」に基づいて、社会に貢献することができる人材を養成することである。つまり、「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人材を養成する」ことに他ならない。

学部・学科ごとの人材の養成に関する目的など教育上の目的は、「学則」第 3 条の 2 及び第 4 条の 2 において、定めている。

大学院の研究科・専攻ごとの人材の養成に関する目的など教育上の目的は、「大学院学則」第 3 条の 2 において、定めている。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

今後の改善・向上方策としては、「建学の精神」と使命・目的及び教育目的との関連について、社会情勢の変化などに対応して、引き続き、定期的に見直しを行っていくことがあげられる。その際には、「いかにして建学の精神を具現化するか」という点を重視する。

**1-2. 使命・目的及び教育目的の反映**

**1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

**1-2-② 学内外への周知**

**1-2-③ 中長期的な計画への反映**

**1-2-④ 三つのポリシーへの反映**

**1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性**

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

**1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

**1-2-② 学内外への周知**

本学の使命・目的及び教育目的の策定の際には、役員・教職員が関与・参画しており、また、その内容を学内外に周知している。

前述したように、令和元(2019)年度に、「建学の精神」と使命・目的との関連や「3つのポリシー」の見直しを行い、使命・目的及び教育目的に関する「学則」及び「大学院学則」を改正した。手続きは、執行部会議で原案を検討した後【資料 1-2-1】、大学評議会の意見を聞き【資料 1-2-2】、学校法人花園学園評議員会に諮問され、理事会で決定された。【資料 1-2-3】このように決定された「学則」及び「大学院学則」は、大学ホームページに掲載されており、学内外に周知されている。【資料 1-2-4】

**1-2-③ 中長期的な計画への反映**

本学では、創立 150 周年を迎えるにあたって、中期計画である「中期ビジョン 2021」を、平成 29(2017)年 3 月に策定した【資料 1-2-5】。

そこにおいては、「建学の精神」に基づいて、「使命・目的」を実現するために、「教育力」、「研究力」、「学生支援力」、「就職支援力」、「経営力」という 5 つの力を強化することを重点的な課題としている。このように、本学は、使命・目的及び教育目的を中期的な計画に反映させている。

**1-2-④ 三つのポリシーへの反映**

本学は、使命・目的及び教育目的を 3 つのポリシーに反映させている。以下では、全学の「3つのポリシー」を取り上げて説明する。なお、各学部・学科及び大学院の各研究科・専攻の 3 つのポリシーにおいても、使命・目的及び教育目的を反映させている基本的な構造と主旨は同じである。これらの 3 つのポリシーは、「学則」の別表第 1(第 4 条第 2 項関

係)及び「大学院学則」の別表6(第3条第5項関係)に記載されている。【資料1-2-6】

「卒業認定・学位授与に関する方針」(ディプロマ・ポリシー:DP)においては、本学の建学の精神である「禅的仏教精神による人格の陶冶」と、使命・目的及び教育目的である「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人材を養成する」ことが反映されている。そして、使命・目的及び教育目的を実現するために、卒業時に身につけておくべき5つの資質・能力(DP1~DP5)を定めている。

「教育課程編成・実施に関する方針」(カリキュラム・ポリシー:CP)及び「入学者の受け入れに関する方針」(アドミッション・ポリシー:AP)においても、5つの資質・能力(DP1~DP5)との対応関係がそれぞれ明示されている。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されて、現在の体制に至っている。【資料1-2-7】

昭和24(1949)年に、学制改革にともない、臨済学院専門学校が「花園大学」に昇格し、「仏教精神によって人格を陶冶し、人類文化に貢献する人物を養成する」という「建学の精神」のもとに、「花園大学仏教学部仏教学科」が設置された。

また、昭和39(1964)年には、「仏教福祉学科」が設置された。人間の「生・老・病・死」等の問題は、臨済宗を含めて仏教が長きにわたって取り組んできた問題であり、それは福祉の領域にも関係することを考慮して、仏教福祉学科が設置された。

仏教福祉学科設置の2年後、昭和41(1966)年に、仏教学部が改組され、花園大学に「文学部」が設置された。この時には、仏教学科・社会福祉学科・史学科・国文学科が設置された。臨済禅は、仏教史や禅文化、仏教文学を始め、日本の歴史や文化、文学に大きな影響を与えてきたことを考慮して、史学科と国文学科が設置された。

その後、平成4(1992)年に、文学部社会福祉学科は、「社会福祉学部社会福祉学科」として独立した。平成14(2002)年には、福祉について心理的な側面からの支援を学ぶ「福祉心理学科」が社会福祉学部設置され、福祉の領域を拡充した。なお、福祉心理学科は、平成19(2007)年に、「臨床心理学科」に名称が変更された。

平成20(2008)年には、考古学・民俗学・美術史学・博物館学などを学ぶ「文化遺産学科」と、マンガ・アニメ、映画・映像などの現代文化を学ぶ「創造表現学科」が文学部に設置された。同時に、史学科は「日本史学科」に、国文学科は「日本文学科」に、それぞれ名称が変更された。

そして、平成21(2009)年には、子どもの教育と福祉について専門的に学ぶ「児童福祉学科」が社会福祉学部設置され、福祉の領域をさらに拡充した。

その後、平成27(2015)年には、文学部の「文化遺産学科」と「創造表現学科」については、総合的な判断のもとに、翌年度からの募集停止が決定された。

以上の変遷を経て、令和2(2020)年4月1日時点での本学の学部・学科の構成は、文学部は仏教学科、日本史学科、日本文学科、社会福祉学部は社会福祉学科、臨床心理学科、児童福祉学科という2学部6学科の体制となっている。

本学の大学院については、平成6(1994)年に、大学院文学研究科仏教学専攻修士課程と

日本史学専攻修士課程が設置された。平成 9(1997)年には、大学院文学研究科国文学専攻修士課程が設置された。また、平成 10(1998)年に、大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程が設置された。

さらに、平成 12(2000)年には、大学院文学研究科博士課程仏教学専攻が設置され、大学院は、文学研究科と社会福祉学研究科の 2 研究科 4 専攻の体制となっている。

### (3)1-2 の改善・向上方策(将来計画)

今後の改善・向上方策としては、使命・目的及び教育目的を、「中期ビジョン 2021」に続く新たな中長期的な計画を策定する際に、いかに反映すべきかという点について、引き続き、検討を重ねていくことがあげられる。その際には、社会情勢の変化などに対応しつつ、「いかにして建学の精神を具現化するか」という点を重視する。

#### 【基準 1 の自己評価】

本学の「使命・目的」及び「教育目的」は、「学則」及び「大学院学則」において、具体性と明確性をもって簡潔に文章化されている。また、そこにおいては、本学の「建学の精神」と沿革に由来する個性・特色が明示されている。本学の使命・目的及び教育目的は、「中期ビジョン 2021」及び本学の「3 つのポリシー」に反映されている。さらに、本学は、建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されて、現在の体制に至っている。

以上により、「基準 1. 使命・目的等」を満たしている。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の精神に基づいた、使命・目的及び教育目的を踏まえて、「入学者の受け入れに関する方針」(アドミッション・ポリシー：AP)を策定し、周知している。

全学の「入学者の受け入れに関する方針」は、「学則」の別表第 1(第 4 条第 2 項関係)に記載されている。【資料 2-1-1】

本学の「卒業認定・学位授与に関する方針」(ディプロマ・ポリシー：DP)においては、本学の建学の精神と、使命・目的及び教育目的が反映されている。そして、その使命・目的及び教育目的を実現するために、卒業時に身につけておくべき 5 つの資質・能力(DP1～DP5)を定めている。

本学の 5 つのアドミッション・ポリシー(AP)は、DP1～DP5 に基づいており、対応関係がそれぞれ明示されている。したがって、本学のアドミッション・ポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえている。

大学院の各研究科・専攻のアドミッション・ポリシーにおいても、使命・目的及び教育目的を踏まえている基本的な構造と主旨は同じである。大学院の各研究科・専攻のアドミッション・ポリシーは、「大学院学則」の別表 6(第 3 条第 5 項関係)に記載されている。

##### 【資料 2-1-2】

本学のアドミッション・ポリシーは、大学ホームページで公表し、募集要項への記載、オープンキャンパスや大学見学会、進学相談会、高校訪問等においても説明し、受験生や保護者、高等学校教員等、学外に周知している。【資料 2-1-3】

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシー(AP)に沿った学部の入学者選抜については、「花園大学入学者選抜規程」【資料 2-1-4】に基づいて、入試委員会及びアドミッションズオフィス委員会において、募集要項が策定され、教授会の意見を聴いた上で、学長が決定している。また、大学院の入学者選抜については、「花園大学大学院入学者選抜規程」【資料 2-1-5】に基づいて、大学院委員会が募集要項を策定し、学長が決定している。

今年度実施予定の各選抜内容とアドミッション・ポリシー(AP1～AP5)との対応は以下の通りである。



【表 2-1-1】

入試種別	A P (1~5)との適合	選抜内容
総合型選抜(AO)	1、5	エントリーシート
	2、3、4	課題
	2、3、4(2、3)	小論文 or 基礎学力試験(国語)
	1、2、3、4、5	面接(口頭試問)
自己推薦入試A日程【小論文型】	2、3、4	小論文又は小論文・評定平均値
自己推薦入試A日程【総合評価型】	1、5	活動報告書
	2	評定平均値
	1、2、3、4、5	アピール文書・推薦書
	1、2、3、4、5	面接
自己推薦入試B日程【基礎学力型】	2	基礎学力試験(国語又は日本史)又は基礎学力試験(国語又は日本史)・評定平均値
自己推薦入試C日程【基礎学力型】	2	基礎学力試験(国語)又は基礎学力試験(国語)・評定平均値
自己推薦入試D日程【基礎学力型】	2	基礎学力試験(国語又は英語)又は基礎学力試験(国語又は英語)・評定平均値
書道特技推薦入試	2、4	書道実技
	1、2、3、4、5	面接
掛籍者推薦入試	1	書類審査(掛籍証明書)
	1、2、3、4、5	テーマ作文、面接
学校推薦型選抜(指定校)・(学園内)	2、5	書類審査(志望理由書)
	1、2、3、4、5	面接
学校推薦型選抜(スポーツ)	4、5	書類審査(志望理由書・スポーツ歴調書)
	2	基礎学力試験(国語)
	1、2、3、4、5	面接
一般選抜A日程	2、(4)	国語、英語又は日本史 or 国語、書道実技
一般選抜A日程【小論文型】	2、3	小論文、英語又は日本史
一般選抜A日程【総合評価型】	1、5	活動報告書
	2	評定平均値
	1、2、3、4、5	アピール文書・推薦書
	2	国語、英語又は日本史
	1、2、3、4、5	面接
一般選抜B日程	2、(4)	国語、英語又は日本史 or 国語、書道実技
一般選抜C日程	2、3	国語、英語又は日本史
大学入学共通テスト	2	国語、英語、高得点科目1科目

社会人	1、2、3、4、5	テーマ作文、面接
留学生	2	日本留学試験の成績
	1、2、3、4、5	面接
編入学試験	2、3、4	小論文
	1、2、3、4、5	面接
社会人編入学試験	1、2、3、4、5	テーマ作文、面接
大学院入学試験(修士課程)	2、3、4	専門科目
	2	英語
	1、2、3、4、5	口述試験
大学院入学試験(博士後期課程)	2、3、4	専門科目
	2	外国語
	1、2、3、4、5	口述試験

入学者選抜の実施体制については、学長を総括責任者として、実施責任者は入試部長が務め、実施運営の中心を入試課が担う。入試課は各入試の実施要領を作成し、担当教職員はもとより、不測の事態に備えて、担当以外の教職員への実施要領の周知を行っている。さらに、実施当日には担当者を集めて、当日の進行や注意事項について最終確認を行い、入試を実施している。

また、採点にかかるマークシートの読み取りは複数人の立会いのもとで行い、面接は2人以上の面接官が担当し、小論文等記述式の採点は2人で行うなど、公正で適正な評価について細心の注意を払っている。なお、学部の試験においては、試験終了後、外部機関に問題のチェックを依頼し、入試ミスの防止に努めている。

アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているかの検証について、選抜種別毎のIR情報(GPA、休退学率)を参考に、入試委員会及びアドミッションズオフィス委員会でやっている。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学科の入学定員に対する入学者の平均比率については、学科による差異はあるが、5年間の平均比率は71%~133%を確保している。また、学部の入学定員に対する入学者5年間の平均比率については、文学部が109%、社会福祉学部が101%であり、大学を運営する上で問題はない。今年度の学科の収容定員充足率については、73%~129%となっている。両学部を合わせた収容定員充足率は104%であり、教育を行う上で問題はない。

大学院は入学定員を満たしていないが、学部を含め総合的に定員は充足している。【共通基礎データ様式2】

入試問題の作成については、学部の問題作成にあたっては、入試委員会が学内教員から作問者を選定し、学長が委嘱して作成している。また、各教科の作問主任は入試委員が担当し、入試委員会の副委員長が取りまとめを行っている。大学院の入試問題については、学長が委嘱した各専攻・領域主任が中心となって、所属の専任教員が作成している。

### (3)2-1 の改善・向上方策(将来計画)

今後の改善・向上方策としては、まず、使命・目的及び教育目的との関連について、社会情勢の変化などに対応して、アドミッション・ポリシーの見直しを、定期的に行っていくことである。次に、そのアドミッション・ポリシーに適合した学生を選抜できているかを IR 担当部署と連携して、現在より多くの指標を利用した分析結果を基に検証し、必要に応じて選抜制度を改善することである。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1)2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2)2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学においては、学務部学務課や、教学マネジメントセンターを中心として、教職員が連携をとりながら、学修支援にあたっている。

「中期ビジョン 2021」の重点的な課題の 1 つ「学生支援力の強化」の項目においては、「学生一人ひとりが安心して学業に専念し、充実した学生生活を送り、社会に貢献できる力を身につけることができる体制を構築する」という方針が示されている。そして、その中の「I. 学修支援の充実」の項目において、「②配慮を必要とする学生の学修支援は、各教員と学務部等を中心とする職員が連携し、補習教育など個別の学修指導體制を構築する」という方針が示されている。これらの方針に基づいて、学修支援を行っている。

本学における教職協働による学修支援の実施体制としては、学務課の「学生相談支援室」が担当する。学生相談支援室は、所属する職員と学生の担任教員等が密接に連携して、入学予定者の事前相談、入学時の学校生活支援、単位登録指導の補助、学修支援(予習、レポート・課題作成、試験対策)等を行うとともに、要支援学生の「居場所」としての機能も果たしている。【資料 2-2-1】

また、「教学マネジメントセンター」には、「教育課程部会」、「SD・FD・研究支援部会」、「自己点検・評価部会」、「学生支援部会」の 4 部会が設置され、それぞれが教員と職員によって構成されている。学修支援については、「学生支援部会」が担当し、学修支援に関する取組の企画・実施、オフィスアワーの実施・改善、「満足度調査」等の活動を行っている。【資料 2-2-2】

##### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

##### 障がいのある学生への配慮

障害のある学生への配慮については、「学生相談支援室」が中心となって、関係各部署や各教員と連携して支援を実施している。

本学では、様々な支援を必要とする学生に対して、教職員が活用できる情報をまとめた「教職員のための障害学生支援ハンドブック」を作成し、教職員に配布している。【資料 2-2-3】

支援・配慮の内容については、オープンキャンパスや受験時に相談を受け検討が始まる。入学が決定した後は、「特別の配慮・支援」についての要望書を提出してもらい、本人・保護者・高校の担任教員等と大学側とで、配慮についての懇談会を開催して、その内容を決定している。また、学生生活が進んでいく中で、随時、支援・配慮の内容を修正・改善して対応している。

「特別の支援・配慮」については、具体的には、ノートテイク(対象学生のかわりに講義を記録)、授業時のUDトーク(音声認識アプリ)・ボイスレコーダー・パソコンの使用、試験時の時間延長・別室試験、点訳・電子データの提供等を行っている。

また、学生相談支援室には、「カウンセリングルーム」が設置され、担当カウンセラー(臨床心理士)が常駐して、学生相談に当たっている。【資料 2-2-4】

#### オフィスアワー制度の全学的な実施

オフィスアワーについては、全学的に実施されている。専任教員については、曜日・時間・場所・メールアドレス等が、ホームページ・イントラネット・学内掲示板を通じて学生に周知されている。非常勤教員についても、授業に関する質問や相談などに応えられるよう、イントラネット・学内掲示板を通じて、対応時間及びメールアドレスの学生への周知を図っており、学修支援の一層の充実に努めている。【資料 2-2-5】

#### TA(Teaching Assistant)等の活用

本学では教員の教育活動を支援するための制度として、「花園大学スチューデント・アシスタント、ティーチング・アシスタント規程」に基づいて、学部生をSA、大学院生をTAとして採用し、教育的補助業務をさせている。実験・実習やグループワークの支援等、授業内容に応じて教員が必要とする補助業務を定め、適切に運用している。その採用状況は、以下の通りである。【資料 2-2-6】 【資料 2-2-7】

【表 2-2-1】 SA・TA 採用状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
SA	13 人	13 人	15 人
TA	0 人	0 人	0 人

#### 中途退学、休学及び留年への対応策

休学者・退学者への対応策については、平成 30(2018)年度から、「担任制度」を導入し、全学生について、専任教員が担任を務めるようにした。担任の教員は、前期と後期に、担任する全ての学生と面談し、学生の学修面や生活面の諸問題を把握して対応することによって、休学者・退学者の抑制に取り組んでいる。また、同年度における休学者・退学者の抑制への取組状況を踏まえて、令和元(2019)年度においては、休学率・退学率の目標数値の設定と具体的な取組策の提出を、各学部・学科に対して求めるなど、学長のリーダーシップのもと、重点事項として取り組んでいる。【資料 2-2-8】 【資料 2-2-9】

### (3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

学修支援については、「満足度調査」などを通じ、今後とも学生の要望の把握ならびにその反映に努める。支援にあたっては、学生と教職員の距離が近いという本学の強みを活かすとともに、教職員の情報共有及び連携をさらに強化し、教職協働で取り組む。学生の学びの一層の支援に向け、SAやTAの活用及び有用性について、さらに検討を進める。

配慮を要する学生への対応は極めて重要であることから、教員ならびに学生相談支援室等関係部署が連携し早期対応に努め、学生個々に応じた適切な指導・学修支援の方策を講じていく。

休学者・退学者への対応策については、成績不振者を減少させるべく、入学前教育・初年次教育・担任制度等を通じて、大学での学びへのスムーズな移行と継続的な学修を支援している。今後も、担任教員・学科・事務局等の連携による綿密な支援体制を機能させて、対応していく。

オフィスアワーは、学生からの相談に応じる、また学生の状況を把握する場として重要な位置づけにあることから、さらに周知徹底を図り、学生個々に応じた支援の充実につなげていく。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学は、インターンシップ等を含め、キャリア支援体制を整備するとともに、就職・進学に対する相談・助言体制も整備し、適切に運営している。

#### 1. 教育課程における支援体制・支援策

##### (1) 全学的キャリア教育

学部・学科共通の全学的なキャリア教育を含む基礎教育科目の基本方針策定は教学マネジメントセンターが担っており、この体制の下で必修科目「キャリア・デザイン」(2回生次必修)や選択区分「キャリア科目群」を開講している。【資料 2-3-1】 【資料 2-3-2】

「キャリア・デザイン」については、教学マネジメントセンター副センター長である学務部長と就職部長、教学マネジメントセンター主任と講義担当講師が、学生のキャリア観を醸成するための具体的なカリキュラム内容について検討を行っている。さらに年度末には講義の振り返りの場を設け、次年度カリキュラムをより充実したものにするというPDCAサイクルを回している。【資料 2-3-3】

「キャリア・デザイン」や他のキャリア科目において、身近な社会人、卒業生や経営者、内定学生やインターンシップ参加学生等をゲスト講師として招いている。身近なロールモ

デルと接することにより、卒業後の社会に自分はどうのように関わり、どう自立するのか、またそのためにこれからどう学んでいくのかを考えさせる機会としている。ゲスト講師の選定には、企業や学生とのつながりが深い就職部が関わっている。【資料 2-3-4】

### (2) インターンシップ

基礎教育科目の「キャリア科目群」の中にある「インターンシップ」「インターンシップ(長期)」は、就業体験のあるプログラムを通して社会人基礎力の必要性や卒業後の進路を考えさせることを目的として開講している。この講義は、学内での事前学習を経たのち、5日以上、もしくは1か月以上のいずれかの実習プログラムに参加、実習終了後の事後学習で振り返りとプレゼンテーションをすることにより単位を認定している。【資料 2-3-5】

学生への周知や事前・事後学習、インターンシップ実習中のフォローなどは主に就職部が担っている。【資料 2-3-6】新入生全体指導や2回生以上対象の単位登録指導において、「インターンシップ」「インターンシップ(長期)」を初めとする「キャリア科目群」についての説明を行い、低回生次からのインターンシップ参加を勧めている。【資料 2-3-7】

特色あるプログラムとしては、京都府による障害のある学生を対象としたもの、【資料 2-3-8】、福祉職に特化したものなどがある。【資料 2-3-9】

### (3) 学科等におけるキャリア教育

社会福祉学科では、3回生対象のイベント「花大・福祉スピリッツ」を実施している。卒業生を中心に様々な福祉分野で働く現役職員数名を講師に招き、これからの学びや進路選択を考える場となっている。【資料 2-3-10】

児童福祉学科では、実習や卒業後の職業選択への理解とこれからの学習意欲の向上を目的に、平成30(2018)年度から、実習指導の講義に保育園・幼稚園の園長や本学卒業生の若手職員をゲスト講師として招いている。【資料 2-3-11】

また、教員志望の学生を対象に、教育委員会担当者を学内に招いて「教員採用試験説明会」を実施している。教職課程の講義で開催を周知している。【資料 2-3-12】

## 2. 教育課程外における支援体制・支援策

小規模大学の強みである「顔が見える距離」で、一人ひとりに寄り添う「個別相談」に重点を置き、卒業後の進路を自ら考え、社会で自立できるようになるための体制を構築している。また、就職協定先や外部機関と連携することにより、学生それぞれの進路に応じた幅広い支援を実施している。

### (1) 教育課程外における支援体制

#### ① 就職委員会

就職委員会は、各学部の教員及び就職部長、就職課長で構成されており、就職支援に係る事項に加え、キャリア教育やインターンシップに関する事項についても審議している。

#### ② 就職部就職課

就職委員会で審議・検討された方針に従い、就職部就職課において具体的な施策を実施している。常勤職員4人(うち国家資格キャリアカウンセラー・産業カウンセラー有資格者1人)と外部カウンセラー2人で構成されている。また、施策については、学生に効果的に

届けることができるよう、内容や実施時期などを各学部・学科や事務部門と連携・調整して実施している。【資料 2-3-13】 【資料 2-3-14】 【資料 2-3-15】

### ③就職協定

京都府・滋賀県と就職協定を締結している。また、京都ジョブパーク、京都府社会福祉協議会、京都市わかもの就職支援センター、滋賀ヤングジョブパークとも連携し、学生への情報提供や学内での説明会や求人紹介会など、協定を活かした施策を毎年実施している。

【資料 2-3-16】

### ④個別相談

常勤職員による個別相談のほか、週に3回(45分×6枠)の外部キャリアカウンセラーによる個別カウンセリングを実施している。ここではマナーや一般常識の指導、業界・職種理解の促進、面接指導、履歴書添削指導、求人マッチングといった就職活動支援とそれに伴う心理的な支援を行っている。【資料 2-3-17】

### ⑤要配慮学生への支援

障害のある学生や配慮を必要とする学生については、学生相談支援室をはじめとする各部署や担当教員と情報を共有しながら個別に対応している。

## (2)教育課程外における支援策

### ①卒業生調査

在職状況確認と求人獲得を目的とした、個別訪問による卒業生調査を毎年実施している。京都・滋賀・大阪とその周辺地域に範囲を絞り、就職先と本学の関係強化や求人獲得に取り組んでいる。調査結果は求人紹介やマッチングの際の参考データとして活用しているほか、「キャリア科目群」講義のゲスト講師選定や学内合同企業説明会の参加企業選定にも用いている。【資料 2-3-18】

### ②企業訪問活動

卒業生調査で早期退職が判明した企業や、内定先企業、インターンシップ実習先へ必要に応じて訪問するほか、夏期休暇期間を中心に求人開拓を狙いとして新規企業訪問を実施している。企業との関係強化を図るだけでなく、就業環境や職場雰囲気といった、訪問で得られた情報を求人紹介や個別マッチングに活かしている。【資料 2-3-19】 【資料 2-3-20】

### ③「企業との交流会」の定期開催

令和元(2019)年から、企業や福祉関係団体の採用担当者との定期的な意見交換会を開催している。本学でのキャリア教育の目的やインターンシップ実施状況を伝え、職場で必要とされるスキルや採用したい人物像を聞くなど、相互に必要な情報を交換することで、キャリア教育の充実につなげている。【資料 2-3-21】

## (3)2-3の改善・向上方策(将来計画)

社会で必要とされるスキルがどのようなもので、また働くとはどういったことなのかを体験するインターンシップはキャリア教育の1つとして今後ますます重要であり、在学中の学修意欲の更なる喚起にもつながる機会と捉えている。そのため、インターンシップに初めて参加する1・2回生を対象とした講義や個別相談などを充実させていく。インターン

シップが主に実施される夏期休暇期間中は、各種実習や帰省時期と重なるために参加を見合わせる学生も少なくない。実施時期については、夏期休暇期間だけでなく、春期休暇期間も活用してインターンシップへの参加学生を増やしていく。

また、企業が抱える課題等について少人数のグループで調査や対話をする「課題解決型授業」も、就業体験を伴うインターンシップと同様に充実させる。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

#### (2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

##### 学生サービス、厚生補導のための組織の設置と機能

学生サービス、厚生補導については、「学務課」の学生生活担当が中心となって、同じく学務課の「学生相談支援室」、「保健室」と連携して対応している。

「事務分掌規程」の第 10 条においては、学生サービス、厚生補導に関する学務課の事務分掌として、「(2) 学生に関すること(ア～シ)」、「(5) 学生相談・支援に関すること(ア～イ)」が規定されている。【資料 2-4-1】学生支援の具体的な内容については、大学ホームページや「Students Handbook」に記載して公開している。【資料 2-4-2】 【資料 2-4-3】

学生サービス、厚生補導について審議する機関として、「学務委員会」が設置されており、「学務委員会規程」に基づいて運営されている。この委員会は、教務関係事項の他に、学生生活に関する事項や外国人留学生に関する事項等について、審議する組織である。【資料 2-4-4】

なお、社会人編入生への支援については、学年始めの 4 月に実施されるオリエンテーションにおいて、「編入生単位登録指導」を実施し、学務課職員と学科主任の教員が、単位認定及び単位登録・ゼミ登録等について説明・指導する形で、別枠で単位登録指導を行っている。このことによって、大学での学びへのスムーズな移行と継続的な学修を支援している。【資料 2-4-5】

##### 奨学金など学生に対する経済的な支援

奨学金については、日本学生支援機構奨学金を始めとする主な在学生向け奨学金を大学ホームページ等の手段で学生に告知して募集し、奨学金による経済的な支援を適切に行っている。

本学独自の奨学金制度としては、入試成績優秀者を対象とした「学業特待生奨学金」がある。また、社会人入試によって入学者を対象とした奨学金制度である「100 年の学び奨学金」は、年齢に応じて授業料の減免を行うものであり、社会人入試によって入学した学生への支援策ともなっている。他にも、スポーツ奨学金、留学生奨学金、ファミリー奨学金や妙心寺派特別奨学金による経済支援を行っている。【資料 2-4-6】



### 学生の課外活動への支援

課外活動については、令和元(2019)年度現在、公認団体が33団体あり、各団体に対して「課外活動援助金制度」を設けている。援助金は前年度の活動状況報告書を提出させて、その活動経費や団体構成員数等をもとに算出して支給している。【資料2-4-7】

### 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談

保健室には、校医が週1日来校するとともに、看護師が常駐して、心身ともに健康な学生生活を送れるよう、学生の健康管理を行っている。学校保健安全法に基づく定期健康診断については、大学近隣の健康診断施設において実施している。【資料2-4-8】

また、学務課や保健室でも様々な相談に応じているが、学生相談支援室には教育経験の豊かな職員(コーディネーター)2人を配置している。それに加えて、学生相談支援室の「カウンセリングルーム」には、臨床心理士資格を持つカウンセラーを配置し、様々な心の悩みについて、いつでも相談に応じている。【資料2-4-9】

### (3)2-4の改善・向上方策(将来計画)

今後とも学生サービス・厚生補導のための組織である学務委員会をはじめ、学務課の学生生活担当・学生相談支援室・保健室等の関係部署ならびに教員が相互連携を深め、学生生活の安定を図るとともに、その充実を図っていく。

経済的支援・課外活動への支援については、学生の状況・要望の把握に努め、今後とも適切に行い、向上に努める。学生の相談・心的支援については、今後も多様化することが想定される。担任教員による学生との面談などの機会を通じ、学生の抱える問題への早急な対応を図ると同時に、学務課の学生生活担当・学生相談支援室、教員等の連携により、きめ細かな支援の拡充を図っていく。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1)2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

#### (2)2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 施設設備の適切な整備と有効活用

本学は、大学設置基準及び建築に関する諸基準を満たした施設設備を整備し、耐震等の安全性を確保して有効に活用している。【共通基礎データ様式1】

現在、創立150周年記念事業のキャンパス整備工事を進めており、グラウンド校舎(楽道館)は、令和2(2020)年8月に完成予定である。【資料2-5-1】

校地・校舎の面積は、大学設置基準上必要な面積を上回っている。運動場については、

令和 2(2020)年 4 月に、本校地グラウンドの人工芝化工事を完了している。また、京北校地には野球、ラグビー等公式試合が可能なグラウンドとテニスコート 2 面を有している。**体育施設**は、体育館として 2 階建の「真人館」を有している。1 階は主に剣道等武道で利用するサブアリーナ、2 階は新体操や、球技で利用するメインアリーナとなっている。その他に、リトミック室(拈花館)、弓道場、トレーニングルーム、テニスコート 2 面を設けている。

**附属施設**として、図書館(**HUMIC 花園大学情報センター(図書館)**)、情報サービス施設(情報システムセンター)、花園大学歴史博物館、花園大学心理カウンセリングセンター(HCC)、花園大学国際禅学研究所を併設している。その他、学生会館、学生ホール、カフェテリアふる〜る、売店、書店などの施設が存在する。

建学の精神を具現化した、花園大学のシンボリックな建物として、教堂(120 人収容のホール)がある。また、本格的な坐禅堂(約 180 人収容)を「無文館」に設けている。

施設設備の維持管理運営は、「総務課」の庶務管理担当が担っている。日常的に、教員や各課と連携して改修改善の要望を受け、計画に基づいて施設の安全、快適な学修環境の維持管理に努めている。【資料 2-5-2】

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### **HUMIC 花園大学情報センター(図書館)**

本学図書館の蔵書構成は、図書 356,995 冊、雑誌 6,840 種類、AV(視聴覚)資料 17,906 タイトルである。その他に、電子書籍の導入も開始し、既に 1,381 をタイトル契約して、蔵書検索システム(hops)の検索結果からアクセスできるようにしている。電子ジャーナルについては、本文の閲覧ができるデータベースとして、「メディカルオンライン」を導入している。その他に、臨濟宗・黄檗宗の高僧の墨蹟 128 点や、古典籍(「今津文庫」が核)、古文書(「俣賀家文書」22 点他)等を貴重図書として所蔵している。貴重図書の一部は図書館のホームページ「HUMIC デジタル書庫」に画像を掲載し、遠方の利用者の便宜を図っている。

図書館の用途別の床面積については、閲覧室が合計 1,168 m<sup>2</sup>、他に管理スペース(書庫、事務スペース等)が合計 1,610 m<sup>2</sup>ある。閲覧席数は、学生の 1 割超に当たる 275 席である。閲覧室には、収集した AV 資料資産の継続的な有効活用のため AV コーナーや PC コーナーを設け、様々な形態の資料を図書館で一元的に管理し、利用者の資料要求に応えられるようにしている。また、アクティブ・ラーニングなどに対応できるグループ学習室を設けている。

開館時間については開講期は 9:00 から 19:00 が基本となっているが、試験前後は利用状況に応じて延長開館(最長 8:30 から 20:00)を行うなど、利用者のニーズに応えるべく工夫をしている。また、館内のバリアフリー化を進めるとともに、視覚障害のある学生への対応として音声拡大読書器を館内に設置している。

図書館システムを導入し、これにより貸出・返却等の迅速かつ適正な処理と蔵書検索システム(hops)を運用している。また、オンライン版の辞典・事典類の検索や、新聞記事や論文の検索等ができる様々なデータベースサービスを図書館のホームページから利用でき

るようにしている。利用者の資料請求については、他大学図書館との協力関係を密にし、ILL(現物貸借や複写サービス)にも応じている。令和元(2019)年度には、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスを新たに開始した。これにより遠方へ出向くことなく、学内で資料を入手することが容易となった。

地域貢献の一環として、学外者の閲覧利用を積極的に受け入れ、令和元(2019)年度からは京都府立図書館との相互貸借サービスを開始し、京都府内の公共図書館へ本学図書館の資料の貸出を行っている。また、他大学の学生・教職員に対しても、入館利用を認めている。さらに、私立大学図書館協会の「京都地区協議会」・「阪神地区協議会」の加盟大学や、「公益財団法人大学コンソーシアム京都」の「図書館共通閲覧システム」加盟大学に所属する学生・教職員の場合は、学生・教職員証の提示のみで入館利用を認めている。

平成27(2015)年度から、図書館業務の全面委託を開始した。専門知識を有する従事者を継続的に確保し、初年次教育の「アカデミック・スキル」における「図書館実習」の授業回において、各クラスに図書館職員を派遣するなど、図書館と教員による教職協働体制を構築している。その他にも、本学の特徴の1つである公開講座の内容にあわせた図書や、季節のイベントを紹介する図書の展示を定期的に行い、利用促進に努めている。【資料2-5-3】

#### **情報サービス施設(情報システムセンター)**

学内LAN(hunet:花園大学学術情報ネットワーク)をはじめ、本学の情報基盤と様々な情報サービスは、情報システムセンターが管理運営を行っている。

現在、学内で稼動しているクライアントマシンの総数は558台である。その内訳は、教員個人研究室等に設置した研究用マシン104台、各学科課程の共同研究室、パソコン教室や図書館等に設置した教育用マシン354台、各事務室に設置した事務用マシン100台である。教育用クライアントマシン1台当たりの学生数は4.9人である。単位登録をWeb上で行うシステムをとっていることもあり、入学時に新生全員にアカウント(ユーザーID)を取得させている。なお、授業や自習で利用するパソコン教室は、無聖館に3部屋、拈花館に1部屋設けている。【資料2-5-4】

#### **2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性**

身体にハンデキャップのある人も不自由なく施設・設備が利用できるように、キャンパス内の歩道、建物の入り口、建物内における段差を解消するためスロープや段差昇降機を設けるとともに、エレベータ・点字案内板・点字ブロック、車椅子利用駐車場等を設置し、車椅子利用スペースを教室に設けている。また、多機能トイレをキャンパス内各所に設置している。トイレについては、順次洋式に改修を進めており、車椅子利用者、LGBT等の人々への配慮から、「みんなのトイレ」として誰でも利用可能なブースを設けている。

【資料2-5-5】

#### **2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理**

教育効果を十分にあげるために、クラス定員を設定している科目については、「予備登録」を実施して、受講者数の上限を管理している。また、時間割作成時には、受講生が集

中する科目を分散させるなどの調整をして、時間割を編成している。

予備登録の結果、受講希望者数とその定員を超えた場合には、選考により受講者を確定し、登録を許可された者のみ受講することができる。これらの予備登録科目は、主に、実技・実習系の科目である。

一方、講義科目のうち、学科の必修科目や資格取得に必要な科目等については、受講者数が多い科目もあるが、令和元(2019)年度には、8科目であった。【資料 2-5-6】

### (3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

現在、創立 150 周年記念事業として、老朽化した返照館の改築を進めている。キャンパス・アメニティも視野に入れた、安全で快適な学修環境のさらなる整備・充実に努めていく。また、今後とも教育効果に留意し、受講者数が 200 人以上になる科目をさらに削減することを含めて、適切なクラスサイズの設定を行っていく。

これからも、学生へのアンケート結果の内容ならびに教職員からの要望等を踏まえ、改善・向上を継続する。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

#### (2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に対する学生の意見・要望のくみ上げについては、学生の「満足度調査」を活用している。令和元(2019)年度に実施した「満足度調査」は、①「学修支援」、②「学生生活」、③「施設・設備」について、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」「いずれでもない」の選択回答とした。【資料 2-6-1】

「自由記述欄」に寄せられた意見・要望については、それらに対応すべき各部署に「改善策・対応・コメント」を回答することを義務づけ、改善につなげている。回答については学内イントラネットで公開し、学生が閲覧できるようにした。【資料 2-6-2】

学生の意見・要望に対する改善の具体例としては、①ガイダンス・単位登録指導等の日程について、新入生に対してはホームページへの掲載を通じてより早期に周知し、在学生に対しては学生ポータルで配信することでより確実に情報伝達がなされるようにした。②オフィスアワーについて、学内掲示だけでなく、学生ポータルを活用し一覧表を配信することによって、より確実に学生への周知を図ったこと等がある。

## 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望についても、学生の「満足度調査」の結果を活用して、改善を図っている。

学生生活に関する意見・要望については、担任教員をはじめとする各教員、学務課学生生活担当、保健室、学生相談支援室等が連携して、対応している。

1 回生を対象に前期と後期に各 1 回行っている担任教員による面談においても、学修状況とともに、健康状態や経済状態など生活状況についても把握し、学修支援につなげている。【資料 2-6-3】

また、前期・後期の成績状況について、基準に基づいて成績不振であると認められる学生については、各担任教員が面談を行い、学生の意見・要望を把握して、学修支援につなげている。【資料 2-6-4】

なお、これらによって収集された学生に関する様々な情報は、学生カルテに統合され、厳格な情報の管理・保護を実施しつつ、支援に活用している。【資料 2-6-5】

さらに、心身に関する健康に関して配慮・支援が必要な学生については、学務部長、学務課学生生活担当、保健室、学生相談支援室との間で、定期的に情報交換を行っており、常に的確な対応ができる体制を構築している。

学生生活に関する学生の意見・要望に対する改善の具体例としては、①学生相談支援室において、学生からの相談を受ける際のプライバシー面により配慮して対応するようにしたこと、②奨学金について、その申し込み方法を動画にして、手続きをより分かりやすくしたこと、【資料 2-6-6】③学務課や就職課等の各部署における学生への窓口対応において、学生の目線に立った改善を図ったこと等があげられる。

## 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境や施設・設備等に対する学生からの意見や要望についても、学生の「満足度調査」の結果を活用して、改善を図っている。

施設・設備に関する主な意見・要望としては、①自適館 1 階の学生ホールに設置されている机・椅子の増設、②トイレの洋式化がある。これらは、令和元(2019)年度より行っているキャンパス整備事業において校舎の建替えを行う中で対応を進めている。【資料 2-6-7】

### (3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

「満足度調査」の実施にあたっては、オンライン学習支援サービスである C-Learning を利用しているが、回答率が約 26%と低い。学生の意見・要望をよりの確に捉え、適切に対応するためには、回答率をいかに高めるかが課題となる。学生への周知徹底をはじめ、実施方法を見直すことにより、その向上に努める。また、寄せられた意見・要望、分析結果について、学科ならびに各部署へのフィードバックを充実させるとともに、改善をより具体的に進めていく。学生からの意見・要望の把握については、「満足度調査」の他にも、担任との面談、オフィスアワー、各部署の窓口などの体制が整備されているが、今後も学

生の声に耳を傾け、支援のさらなる向上を図っていく。

### 【基準2の自己評価】

学生の受入れについては、建学の精神に基づき、全学及び各学部・学科、大学院の各研究科・専攻について、使命・目的及び教育目的を踏まえた上で、アドミッション・ポリシーを策定しており、大学ホームページ、募集要項をはじめ、オープンキャンパス、高校訪問等を通じ、その周知に努めている。入学者選抜については、学長を総括責任者とする実施体制のもとで、公正かつ妥当な方法により実施されている。また、選抜種別毎のIR情報に基づき、求める人物が入学しているかについて、入試委員会・アドミッションズオフィス委員会で検証を行っている。入学定員については、大学の運営及び教育上、問題ないものと考えている。大学院については、定員を満たしていないが、学部を含め総合的に定員は充足している。

学修支援については、学務課と教学マネジメントセンターの「学生支援部会」が中心となって、関係部署と教員とが協働して取り組んでいる。オフィスアワーや担任制度等を通じ、学生一人ひとりに対応した学修支援の充実に努めている。障害のある学生については、学生相談支援室が中心となって、関係各部署や各教員と連携して、全学的な支援を行っている。休学者・退学者への対策としては、担任制度のもと、面談により個々の学生の学修状況・生活状況等の把握に努めて支援につなげている。また、各学科においては、目標数値を設定し、休学者・退学者数の抑制に取り組んでいる。

キャリア支援については、教育課程内においては、インターンシップをはじめ、キャリア教育に関する種々の科目を設置しており、学科等によるキャリア教育とともに、支援体制を整備している。また、教育課程外においても、就職委員会、就職課などによる支援体制を整備するとともに、個別相談を中心に、キャリア支援にあたっている。

学生サービス、厚生補導については、学務課の学生生活担当が中心となって取り組んでおり、奨学金などの経済的支援や課外活動の支援についても、支援を適切に行っている。また、心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等については、学務課・学生相談支援室・保健室・各教員が連携して、適切に行っている。

学修環境については、教育目的達成のために、各施設・設備を適切に整備している。バリアフリーについても、各建物・施設について、利用者に配慮して整備されている。また、教育効果に配慮した上でクラスサイズが設定されている。

学生からの意見・要望への対応については、全学的に実施される学生の「満足度調査」を通じて、学生の意見・要望を把握し、学修支援・学生生活・学修環境の改善につなげることに努めている。

以上により、「基準2.学生」を満たしている。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、令和元(2019)年度に、3つのポリシーの全面的見直しを行い、建学の精神に基づいた教育目的を踏まえて、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー:DP)を策定し、周知している。

各学部・学科のディプロマ・ポリシーにおいても、基本的な構造と主旨は同じである。これらのディプロマ・ポリシーは、「学則」の別表第1(第4条第2項関係)に記載されている。【資料 3-1-1】

本学のディプロマ・ポリシーにおいては、①本学の建学の精神である「禪的仏教精神による人格の陶冶」と、②使命・目的及び教育目的である「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人材を養成する」ことが反映されている。そして、使命・目的及び教育目的を実現するために、③卒業時に身につけておくべき5つの資質・能力(DP1~DP5)を定めている。これら①、②、③に対応した箇所を下線を付した「卒業認定・学位授与の方針」(全学)を以下に引用する。

#### 卒業認定・学位授与の方針(全学)

①本学の建学の精神は「禪的仏教精神による人格の陶冶」である。その教育の目的は、どのような状況であっても主体的に行動できる、自立性・自律性を涵養することである。それはまた、「己事究明」を基盤とし、専門的知識・技術を身につけることを通して、自分が素質として本来持っている力を発見することである。さらには、周りにいる人間の多様性を理解した上で、問題・課題の解決につながる思考・判断をすることができ、コミュニケーション能力を活用し、「利他の精神」に基づいて、社会に貢献することができる人材を養成することである。つまり、②「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人材を養成する」ことに他ならない。

③その実現のために、卒業時に身につけておくべき下記の5つの資質・能力を定め、それらを身につけることを到達目標とする教育課程(カリキュラム)を編成する。本学は、所定の期間在籍し、所定の単位を修得したことをもって、教育目標を達成したものとみなし、学士の学位を授与する。

##### ③(1)自立性・自律性・主体性 [DP1]

自分自身のものの見方・考え方は、まだ不十分で発展途上にあることを自覚し、自

分がもともと具えている力を見出す「己事究明」を通じて、より優れた見方・考え方の獲得を目指して学び続け、いかなる状況にあっても自立性と自律性を持って、主体的に行動することができる。

③(2)知識・理解 [DP2]

学部・学科において自らが学ぶ専門的知識を体系的に理解して修得し、具体的に活用することができる。また、そのことを通じて、自分とは異質な他者を含めて、あらゆる多様性を理解して受け容れることができる。

③(3)思考・判断 [DP3]

情報や知識を論理的に分析して表現したり、問題・課題を発見して、その解決に必要な情報を収集・分析したりできる思考力や判断力を身につけ、問題・課題を解決することができる。

③(4)技能・表現 [DP4]

他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して意見を交わすことができる。また、情報を収集・分析し、その内容を正確に判断して、活用することができる。

③(5)態度・志向 [DP5]

他者の立場や利益を慮る「利他の精神」を養成し、社会の一員としての意識を持って、修得した知識、思考力、判断力、技能等を活用して、社会のために積極的に関与し、社会に貢献することができる。

次に、大学院のディプロマ・ポリシーについて説明する。各研究科・専攻のディプロマ・ポリシーにおいても、基本的な構造と主旨は同じである。これらのディプロマ・ポリシーは、「大学院学則」の別表6(第3条第5項関係)に記載されている。【資料3-1-2】

本学の、ディプロマ・ポリシーは、大学ホームページ等に掲載し、在学生、受験生や保護者、高等学校教員等の学内外に周知している。【資料3-1-3】

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた(1)単位認定基準、(2)卒業認定基準、(3)修了認定基準を策定し、周知している。

#### (1)単位認定基準

「単位認定基準」の策定については、本学のディプロマ・ポリシーを踏まえている。

すべての授業科目について「シラバス」が作成されているが、そこにおいては、「ディプロマ・ポリシーと当該科目との関連」が明示されている。そして、ディプロマ・ポリシーとの関連において、単位認定の際の「到達目標」が明示されている。

具体的には、最高の成績評価であるS評価は、「S(90点以上)：到達目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている」という評価であり、最低の成績評価であるD評価は、「D(59点以下)：到達目標を達成していないので再履修が必要である」という評価になっており、「到達目標」との関連において、「成績評価の基準」が、シラバスにおい



て明示されている。【資料 3-1-4】

この単位認定基準に基づいて、授業科目の単位認定は 100 点満点によって行われ、その成績が 60 点以上を合格とする。この点は、「学則」の第 22 条、第 23 条に明示している。

【資料 3-1-5】

### **(2) 卒業認定基準**

「卒業認定基準」の策定に関しては、本学のディプロマ・ポリシーを踏まえている。本学のディプロマ・ポリシーは、卒業時に身につけておくべき 5 つの資質・能力(DP1~DP5)を定めており、それとの関連で、卒業認定・学位授与の方針が示されている。【資料 3-1-6】

この方針に基づいて、本学に 4 年以上在学し、合計 124 単位以上を修得し卒業した者に学士の学位を授与する。これが本学の「卒業認定基準」である。この点は、「学則」の第 20 条、第 25 条に明示している。【資料 3-1-7】

### **(3) 修了認定基準**

「修了認定基準」に関しては、本学大学院のディプロマ・ポリシーを踏まえている。本学大学院のディプロマ・ポリシーは、修了時に身につけておくべき 5 つの資質・能力(DP1~DP5)を定めており、それとの関連で、修了認定・学位授与の方針が示されている。【資料 3-1-8】

この方針に基づいて、「大学院学則」に、「課程修了の認定」について規定されている。これが本学大学院の「修了認定基準」である。この点は、「大学院学則」の第 14 条、第 15 条に明示している。【資料 3-1-9】

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準の周知については、シラバス、「学則」及び「大学院学則」等を、大学ホームページ等に掲載し、在校生はもとより、受験生や保護者、高等学校教員等の学内外に周知している。【資料 3-1-10】

## **3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

本学は、(1)単位認定基準、(2)卒業認定基準、(3)修了認定基準を策定し、厳正に適用している。

### **(1) 単位認定基準**

単位認定基準については、すべての科目のシラバスに、「授業計画表」、「授業のテーマ及び到達目標」、「成績評価方法及び留意事項」、「成績評価の基準」を詳細に記載することにより、公平かつ公正な成績評価を図っている。【資料 3-1-11】また、シラバスを作成する際には、非常勤講師を含む教員全員に「講義概要(シラバス)作成要項」を配布して、「成績評価の基準」等の事項を適切に記載するように義務づけている。【資料 3-1-12】さらに、作成された全てのシラバスを対象に、「成績評価の基準」等の事項が適切に記載されているかについて、各学科・課程の主任教員を中心に、第三者の立場からシラバスチェックを実施して、修正・改善の指導を行っている。【資料 3-1-13】そして、各科目の成績評価については、各授業担当者が基準に従って厳正に行い、単位を認定している。

## (2) 卒業認定基準

卒業認定基準については、「学則」の第 20 条、第 25 条に明示されているように、「4 年以上在学し、合計 124 単位以上を修得」することであり、文学部及び社会福祉学部の卒業に必要な単位数は、「学則」の別表 2 に、それぞれ規定されている。【資料 3-1-14】また、卒業に必要な単位は「花園大学履修規程」（以下、「履修規程」という）の第 3 条に規定されている。他大学等において既に修得した単位の認定単位数の上限は、「学則」の第 19 条の 5 において、60 単位を超えないものとする規定されている（編入学・転学等の場合を除く）。【資料 3-1-15】

「卒業論文」については「履修規程」の第 10 条に、前期科目の単位のみを未修得の場合に、翌年度の前期に卒業できる「前期卒業」については第 10 条の 2 に、それぞれ規定されている。

以上の「学則」及び「履修規程」に基づいて、本学は卒業認定基準を厳正に適用している。

「卒業判定」の際には、各学生の GPA の数値を利用していない。

累積 GPA は、学生がどのような成績を収めてきたのかを表す指標であり、学生の履修科目や修得単位数の相違にかかわらず、大学内の学生同士で比較可能な指標となる。ただし、学部や学科間において、成績上位・中位・下位の成績分布に大きな偏りがないことが、指標として使用できる前提条件であるから、成績分布に大きな偏りがある場合には、累積 GPA を指標として使用する際には、注意が必要となる。

本学は、令和元(2019)年度の 2 回生、3 回生、4 回生の累積 GPA を学科ごとに集計して、「成績評価の分布」として大学ホームページにおいて公開している。【資料 3-1-16】これを分析してみると、成績中位の成績分布が最も多い学科がある一方で、成績下位に成績分布が偏っている学科があるなど、学科間に成績分布の偏りがあることが明らかになる。

以上の理由から、進級・卒業の判定の際に、累積 GPA を使用することには慎重であるべきだと判断して、現時点では、累積 GPA を利用した「進級基準」を設定せず、「卒業判定」の際も累積 GPA を使用するには至っていない。

卒業認定基準の厳正な運用の観点を踏まえて、本学が GPA の数値を利用しているのは、以下の 3 点においてである。①「CAP 制」において、成績優秀者(年間 GPA 2.8 以上)の履修申請(登録)について、登録の上限を 48 単位から 60 単位に緩和する基準として利用していること【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】、②正当な理由なくして、半期 GPA が 1.0 未満の者で且つ単位取得僅少者については、本人及び正保証人に警告を発すること、③正当な理由なくして、3 学期連続 GPA が 1.0 未満の者には、成業の可能性があると判断される場合を除き、退学を勧告することである。【資料 3-1-19】

## (3) 修了認定基準

修了認定基準については、「大学院学則」の第 14 条、第 15 条に明示されている。【資料 3-1-20】また、それに関連して、文学研究科及び社会福祉学研究科の修了に必要な単位が、「花園大学大学院文学研究科履修規程」【資料 3-1-21】(以下、「文学研究科履修規程」という)の第 2 条及び「花園大学大学院社会福祉学研究科履修規程」【資料 3-1-22】(以下、「社会福祉学研究科履修規程」という)の第 2 条に、それぞれ規定されている。

さらに、修了の要件として重要な意味を持つ「学位論文」については、「文学研究科履修規程」の第3条及び「社会福祉学研究科履修規程」の第3条に、前期に修了できる「前期修了」については、同じく第3条の2に、それぞれ規定されている。

「学位」については、花園大学学位規程（以下、「学位規程」という）において、その種類、論文審査の方法、試験及び学力認定の方法等について規定されている。修士及び博士の「学位授与の要件」については、「学位規程」の第4条と第5条に規定されている。

【資料 3-1-23】

修士及び博士の「学位論文の審査」については、「学位規程」の第7条に規定されている。【資料 3-1-24】

以上のように、本学は修了認定基準を厳正に適用している。

### (3)3-1 の改善・向上方策(将来計画)

今後の改善・向上方策としては、「建学の精神」と使命・目的及び教育目的との関連について、社会情勢の変化などに対応して、引き続き、定期的にディプロマ・ポリシーの見直しを行っていくことがあげられる。その際には、「いかにして建学の精神を具現化するか」という点を重視する。

また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準については、引き続き、厳正な適用に努めるとともに、定期的に見直しを行う。さらに、累積GPAの新たな利用方法についても、具体化に向けて取り組んでいく。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1)3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

#### (2)3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、令和元(2019)年度に、3つのポリシーの全面的見直しを行い、建学の精神に基づいた教育目的を踏まえて、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー：CP)を策定し、周知している。

全学のカリキュラム・ポリシーにおいては、ディプロマ・ポリシーを到達目標とする教育課程を編成するものとされ、使命・目的及び教育目的を踏まえたものとなっている。なお、各学部・学科のカリキュラム・ポリシーも基本的な構造と主旨は同じである。これらは、「学則」の別表第1(第4条第2項関係)に記載されている。【資料 3-2-1】

次に、本学大学院のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを到達目標とす

る教育課程を編成するものとされ、使命・目的及び教育目的を踏まえたものとなっている。なお、各研究科・専攻のカリキュラム・ポリシーにおいても基本的な構造と主旨は同じである。これらは、「大学院学則」の別表6(第3条第5項関係)に記載されている。【資料3-2-2】

本学の、カリキュラム・ポリシーは、大学ホームページ等に掲載し、在学生はもとより、受験生や保護者、高等学校教員等の学内外に周知している。【資料3-2-3】

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーにおいては、①ディプロマ・ポリシーを到達目標とする教育課程を編成するものとされている。また、②教育方法・学修過程については、卒業時に身につけておくべき5つの資質・能力(DP1~DP5)との対応関係がそれぞれ明示されている。③評価についても、5つの資質・能力(DP1~DP5)との対応関係がそれぞれ明示されている。このように、本学のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性が成立しているのである。【資料3-2-4】

本学大学院のカリキュラム・ポリシーにおいては、①ディプロマ・ポリシーを到達目標とする教育課程を編成するものとされている。②教育方法・学修過程については、修了時に身につけておくべき5つの資質・能力(DP1~DP5)との対応関係がそれぞれ明示されている。これらの2点において、本学大学院のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性を持ったものとなっている。【資料3-2-5】

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学のカリキュラム・ポリシーには、「教育課程の体系性」について、以下のように定めている。【資料3-2-6】

本学は、卒業認定・学位授与に関する方針を到達目標とする教育課程を編成する。基礎教育科目、専門教育科目など必要とされる科目を体系的に編成し、講義・演習・実習などを適切に組み合わせた授業を開講する。教育課程の体系性を示すために、各科目間の関連性や各科目の内容の難易度を表現した番号を付与したナンバリングを行い、カリキュラム・マップを作成するなどして、教育課程の構造を明示する。

また、本学のカリキュラム・ポリシーには、「各学部・各学科の専門教育科目」における「教育課程の体系性」について、以下のように記されている。【資料3-2-7】

各学部・各学科の専門教育科目については、本学及び各学部・各学科の卒業認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー：DP)において、卒業時に身につけておくべき5つの資質・能力(DP1~DP5)を定め、それらを身につけることを到達目標とする教育課程(カリキュラム)を編成する。

その際には、想定している学修成果を達成するために、各学部・各学科の各専門分野の学問研究の体系性を考慮しつつ、学修の系統性や順次性に配慮しながら体系的な教育

課程(カリキュラム)を編成する。必修科目の履修年次の指定を始め、各学部・各学科において、各学年次・各学期(前期・後期)ごとに、適切な科目配置を行う。

専門教育科目を中心とする教育内容を統合するために、4回生次に「卒業論文」あるいは「卒業研究」などを必修とし、「卒業論文」あるいは「卒業研究」などを作成するための演習科目を、3回生次と4回生次に配置する。

また、「教育課程の体系性」に関連して、令和2(2020)年度のシラバスから、①「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と当該授業科目の関連」という入力項目を設定した。それによって、「ディプロマ・ポリシーにおいて定めた卒業時に身につけておくべき5つの資質・能力(DP1~DP5)と当該授業との関連性」を、すべての授業科目について必ず入力する項目としている。シラバスの項目は上記①の他に、②「授業の概要」、③「授業計画表」、④「アクティブ・ラーニングの導入」、⑤「授業のテーマ及び到達目標」、⑥「成績評価方法及び留意事項」、⑦「成績評価の基準」、⑧「準備学習(予習・復習等)の内容及びそれに必要な時間」、⑨「フィードバックの方法」という入力項目を設定している。このように、本学では、単位制度の趣旨を維持して、教育課程が適切に運用されるために、たゆまぬ改善を通じてシラバスを適切に整備している。【資料3-2-8】

本学では、以上のように、「教育課程の体系性」を確立させ、それを明示するために、「ナンバリング」を行うとともに【資料3-2-9】、「カリキュラム・マップ」を作成している。

#### 【資料3-2-10】

単位制度の趣旨と実質を維持するために、本学の教育課程については、「CAP制」を導入している。具体的には、「履修規程」の第6条において、学生が登録できる単位数は48単位までとされている。【資料3-2-11】なお、前述したように、成績優秀者(年間GPA2.8以上)については、登録できる単位数の上限を48単位から60単位に緩和している。【資料3-2-12】

### 3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育は、本学の「使命・目的及び教育目的」を踏まえたものであり、専門教育との関連性を持った形で、全学の「教育課程の体系性」の中に位置づけられている。また、本学には、教養教育を担当する組織が整備されている。

本学の教養教育は、教育課程においては、「基礎教育科目」として位置づけられている。

【資料3-2-13】基礎教育科目は、学部・学科共通の科目群であり、大学4年間の学修の基礎をなすものである。

基礎教育科目は、「必修区分」と「選択区分」に分けられている。全学部・全学科の学生の必修科目となっている必修区分の科目については、以下の6つの区分が配置され、それぞれに対応する科目が設置されている。それら6つの区分は、①「基礎禅学」、②「人権」、③「基礎英語」、④「アカデミック・スキル」、⑤「コミュニケーション・スキル」、⑥「キャリア・デザイン」である。

これらの「必修区分」の科目のうち、「建学の精神」に基づいた「使命・目的及び教育目的」を特に考慮して配置されている科目が、「基礎禅学」と「人権総論」である。「基

礎禅学」(1 回生次履修)は、「禅的仏教精神による人格の陶冶」という本学の建学の精神及び教学の根幹をなす「禅」について、「禅とは何か」を学ぶ科目である。「人権総論」(1 回生次履修)は、「人権とは何か、なぜ人権は尊重されなければならないのか」を学ぶ科目である。本学の建学の精神には「人権の尊重」が含まれるのであり、人権教育を重視するという観点から、必修区分に「人権総論」を配置している。

これらの「必修区分」の科目のうち、専門教育との関連性を特に考慮して配置されている科目が、「基礎英語」、「アカデミック・スキル」、「コミュニケーション・スキル」、「キャリア・デザイン」である。「基礎英語」(1 回生次履修)は、大学生にふさわしい英語力の修得を到達目標とする科目である。「アカデミック・スキル」(1 回生次前期履修)・「コミュニケーション・スキル」(1 回生次後期履修)は、大学生活への適応や大学で必要とされる学修スキルの修得を到達目標とする「初年次教育科目」である。「キャリア・デザイン」(2 回生次履修)は、学生個々の社会的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度の修得を到達目標とする「キャリア教育科目」である。

基礎教育科目の「選択区分」の科目については、以下の6つの区分が配置され、それぞれに対応する科目が設置されている。それら6つの区分は、①教養科目群、②外国語科目群、③体育科目群、④情報処理科目群、⑤キャリア科目群、⑥総合科目群である。これら選択区分の諸科目は、幅広い教養を修得することを到達目標とするものである。

これらの「選択区分」のうち、「教養科目群」には、本学の建学の精神及び教学の根幹をなす「禅」に関連して、「禅と書画芸術」、「禅と華道文化」、「禅と茶道文化」、「禅と造形芸術」等の科目を設置している。また、本学が提唱し実践してきた「京都学」の科目として、「京都学概論」、「京都学各論」、「京の伝統産業」、「京の食文化」、「京の文化財探訪」、「京の生活文化」、「京の歴史文化の諸相」等の科目が設置されている。このような形で、教養科目群には、本学の使命・目的及び特色が反映されている。

「選択区分」のうち、「総合科目群」は、各学科の各専門分野の「概説」や「概論」等を中心とした専門教育科目を、各学科が提供することによって構成されている。学生は、総合科目群の諸科目を履修することにより、自分が所属する学科以外の専門分野の基礎知識を学んで、幅広い教養を修得することができる。

本学の「教養教育」を統轄して担当する組織は、「教学マネジメントセンター」及び「教養教育課程」である。【資料 3-2-14】【資料 3-2-15】教学マネジメントセンターの4つの部会のうち、教養教育を中心的に担当するのが、「教育課程部会」であり、「教養教育課程」に所属する各教員と連携して、以下のような活動を行っている。まず、①教養教育のカリキュラムを編成し、その点検・改善を行うとともに、担当教員の選定を行う。【資料 3-2-16】また、②初年次教育科目である「アカデミック・スキル」と「コミュニケーション・スキル」については、教育内容と質の統一を図るため、前期の授業開始前の時期に、授業内容と進め方についての「ガイドライン」を作成して、担当者の説明会を開催している。【資料 3-2-17】さらに、③キャリア教育科目である「キャリア・デザイン」については、前期・後期の開講前と終了後に、担当者と関係者を集めた会議を開催して、授業計画、シラバス、実際の授業内容等を検討し、授業の改善を図っている。【資料 3-2-18】

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学は、アクティブ・ラーニングなどの授業内容・方法の工夫を実施しており、教授方法の改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。

本学では、学生の学習意欲や主体性を引き出し、能動的な授業参加を促すために、全ての授業において、アクティブ・ラーニングを導入することを推進している。具体的には、「PBL(課題解決型学習)」、「反転授業」、「ディスカッション、ディベート」、「グループワーク」、「プレゼンテーション」、「実習、フィールドワーク」の6つについて1つ以上授業に導入することを義務づけ、シラバスにも必須入力項目としている。【資料3-2-19】

また、アクティブ・ラーニングの積極的な導入に向けて、令和元(2019)年度においては、第3回FD研修会として、「授業改善を図る制度的取り組み—学生の「学ぶ」実感のために—」を開催した。【資料3-2-20】

さらに、「教員相互の授業参観」を実施している。授業参観後、「本講義の長所、自身の講義で取り入れたい事」等を記入した「「教員相互の授業参観」アンケート」の提出を義務づけることによって、各教員の授業内容・方法の改善を行っている。【資料3-2-21】

本学において、「教授方法の工夫・開発と効果的な実施」を担当する組織は、教学マネジメントセンターである。同センターの4つの部会のうち、授業内容・方法の工夫を実施して、教授方法の改善を進めることを中心的に担当するのが「SD・FD・研究支援部会」であり、①教員・職員の学内研修(SD・FD)等の企画・実施、②授業評価アンケートの実施と、アンケート結果で高評価を得た教員の顕彰、③「教員相互の授業参観」の企画・実施等の活動を行っている。【資料3-2-22】

#### (3)3-2の改善・向上方策(将来計画)

今後の改善・向上方策としては、第1に、全ての教育課程について、以下の3つの点検作業を、定期的の実施していくことである。

- ①ディプロマ・ポリシーにおいて定めた卒業時に身につけておくべき5つの資質・能力(DP1~DP5)と、各学科・課程の個々の授業科目との関連性の点検。
- ②各学科・課程の個々の授業科目が、ディプロマ・ポリシーとの関連性において、適切に連携し関連し合っているのか、配当年次は適切か、他の科目との関連性は適切につけられているのかの点検。
- ③各学科・課程の個々の授業科目を担当する教員は適任か、すなわち、科目を担当できる専門性と研究業績を持っているかどうかの点検。

第2に、教養教育の教育課程について、定期的に見直しを行い、特に、全学必修科目である「アカデミック・スキル」「コミュニケーション・スキル」「キャリア・デザイン」等については、より効果的な教育のあり方を追求していくことである。

第3に、アクティブ・ラーニングを含めて、授業内容・方法の工夫・開発の取組を強化することである。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学は、3つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた「学修成果」の判定基準をカリキュラム・ポリシーにおいて規定し明示しており、学修成果の点検・評価方法を確立して運用している。

本学は、カリキュラム・ポリシーの「3. 評価」において、「学修成果」の判定基準について規定している。【資料 3-3-1】

本学では、卒業認定・学位授与に関する方針において、卒業時に身につけておくべき5つの資質・能力(DP1~DP5)を定めた。それらの資質・能力の修得状況を(1)大学レベル、(2)学部・学科レベル、(3)学生個人レベルの3つのレベルで把握・評価する。

##### (1) 大学レベル

大学レベルの評価については、①1回生次と3回生次に実施する「ジェネリックスキル測定テスト—PROG—」の結果、②「卒業論文」あるいは「卒業研究」などの成果、③学生の志望進路に対する進路決定率によって、それら資質・能力の修得状況を評価する。

##### (2) 学部・学科レベル

学部・学科レベルの評価については、①1回生次と3回生次に実施する「ジェネリックスキル測定テスト—PROG—」の結果、②「卒業論文」あるいは「卒業研究」などの成果、③学生の志望進路に対する進路決定率、④当該学部・学科で取得が可能な免許・資格の取得状況によって、それら資質・能力の修得状況を評価する。

##### (3) 学生個人レベル

学生個人レベルの評価については、①1回生次と3回生次に実施する「ジェネリックスキル測定テスト—PROG—」の結果、②各科目のシラバスにおいて提示された成績評価基準に基づいてなされた成績評価、③「卒業論文」あるいは「卒業研究」などの成果によって、それら資質・能力の修得状況を評価する。

本学は、以上のような学修成果の判断基準をもとに、学生の学修状況、資格取得状況、就職状況の調査、学生の満足度調査、就職先の企業アンケート等を実施し、そこにおける指標や測定方法に基づいて、以下のように、学修成果を点検・評価している。



## 学修成果を点検・評価する指標・測定方法

### ①G P A

本学は、学生の学修状況を把握するために、学修成果を測定する指標としてG P Aを活用している。累積G P Aは、学生がどのような成績を収めてきたのかを表す指標であり、学生の履修科目や修得単位数の相違にかかわらず、すべての学生間で比較可能な指標となる。G P Aについては、G P A(1回生次・2回生次・3回生次・4回生次～)、G P Aの推移(1-2回生・2-3回生・3-4回生～)、累積G P Aのデータを収集している。また、G P Aに基づいて、令和元(2019)年度の2回生、3回生、4回生の累積G P Aを学科ごとに集計して、「成績評価の分布」として大学ホームページにおいて公開している。【資料3-3-2】

### ②正規卒業率(標準修業年限卒業率)

学修成果を把握する指標の1つとして、「正規卒業率(標準修業年限卒業率)」がある。この数値は、入学した学生数のうち、学部であれば標準修業年限である4年間で卒業できた学生がどれだけいるかの割合を計算したものである。この数値が高ければ、ディプロマ・ポリシーに基づいて、大学が求める資質・能力を身につけた学生(=学修成果をあげた学生)を多く輩出したことになるので、教育の成果が大きかったと見ることができる。逆に、この数値が低ければ、学生の学修成果があがらなかったことになるので、教育の成果が少なかったと見ることができる。以上により、内部質保証活動が機能して、正規卒業率が高く保たれることが望ましい。

本学学生の正規卒業率は、本学で調査を毎年実施して、年度ごとに刊行される「花園大学自己点検基本資料集」(教学マネジメントセンター編)に、その調査結果が収録されている。【資料3-3-3】

### ③進路決定率・就職率

進路決定率・就職率は、大学が適切な学生支援体制をとって、学生を社会に送り出せているかを確認できる指標である。もちろん、大学で身につけた資質・能力が採用決定に直結しない場合も少なくないので、進路決定率・就職率が大学の教育成果を直接的に反映しているとはいえない。しかしながら、実際に、学部・学科がどのような分野に多くの人材を輩出しているかという傾向・特色が、就職先の業種・職種等に見出すことができる場合には、業種別・職種別の就職者数やその割合を、学修成果や教育成果の指標の1つと見なすことができる。

本学の場合は、社会福祉学部の社会福祉学科・臨床心理学科・児童福祉学科において、医療・福祉等の分野に多くの人材を輩出している傾向・特色があることから、学修成果を把握する指標の1つとして進路決定率・就職率を設定している。

本学学生の就職状況は、本学で調査を毎年実施して、年度ごとに刊行される「花園大学自己点検基本資料集」(教学マネジメントセンター編)に、その調査結果が収録されている。【資料3-3-4】

### ④免許・資格の取得状況、国家試験合格率

ある学科の教育課程が、専門職人材の養成を目的としている場合や、あるいは、その学科の「人材養成その他教育研究上の目的」や3つのポリシーに、免許・資格取得が深く関

係する場合には、免許・資格の取得状況や国家試験合格率を、学生の学修成果や大学の教育成果の指標の1つと見なすことができる。

本学の場合は、社会福祉学科・臨床心理学科・児童福祉学科において、教育課程の「人材養成その他教育研究上の目的」や3つのポリシーに、免許・資格取得が深く関係することもあり、学修成果を把握する指標の1つとして免許・資格の取得状況や国家試験合格率を設定している。

本学学生の資格取得状況は、本学で調査を毎年実施して、年度ごとに刊行される「花園大学自己点検基本資料集」(教学マネジメントセンター編)に、その調査結果が収録されている。【資料3-3-5】

#### ⑤ジェネリックスキル測定テスト(PROG)

本学は、学修成果を把握し、点検・評価するために、「ジェネリックスキル測定テスト(PROG)」(以下、「PROGテスト」という)を1回生次(入学直後の時期)と3回生次(前期の終わりの時期)に、全学生を対象に毎年実施している。

本学が利用しているPROGテストは、河合塾とリアセックが共同開発したものである。それは、専攻・専門に関係なく、広く社会で求められる汎用的な能力・態度・志向である「ジェネリックスキル」について、①「リテラシー」(新しい問題やこれまで経験のない問題に対して知識を活用して課題を解決する力)と、②「コンピテンシー」(自分を取り巻く環境に実践的に対処する力=周囲の状況に上手に対応するために身につけた意志決定の特性や行動スタイル)という2つの観点から測定するテストである。

「リテラシー」と「コンピテンシー」は、本学のディプロマ・ポリシーにおいて示された、学生が身につけるべきDP1~DP5という5つの資質・能力と、深い関連性がある力である。そのため、このPROGテストを実施することによって、「リテラシー」と「コンピテンシー」だけでなく、DP1~DP5を学生が身につけて伸ばすことができたのか(できなかったのか)を、客観的に数値で測定・把握することが可能となる。そのため、このPROGテストを採用している。

「リテラシー」は、「a. 情報収集力」、「b. 情報分析力」、「c. 課題発見力」、「d. 構想力」、「e. 言語処理能力」、「f. 非言語処理能力」という6つの力から構成される。この6つの力には、「知識・理解〔DP2〕」、「思考・判断〔DP3〕」、「技能・表現〔DP4〕」が対応する。

「コンピテンシー」は、「a. 対人基礎力(親和力・協働力・統率力)」、「b. 対自己基礎力(感情制御力・自信創出力・行動持続力)」、「c. 対課題基礎力(課題発見力・計画立案力・実践力)」という大別すれば3つの力、細分化すれば9つの力から構成される。この9つの力には、「自立性・自律性・主体性〔DP1〕」、「思考・判断〔DP3〕」、「態度・志向〔DP5〕」が対応する。

このように、このPROGテストを実施することによって、「リテラシー」と「コンピテンシー」だけでなく、DP1~DP5を学生がどの程度身につけ、伸ばすことができたのかを、客観的に数値で把握できるようにしている。PROGテストの結果とその分析については、「PROG 全体傾向報告書」を作成し、教職員に配布して共有している。【資料3-3-6】

### ⑥就職先の企業アンケート

本学は、ディプロマ・ポリシーにおいて定めたDP1～DP5について、社会の評価や課題を把握して、今後の教育やキャリアサポートの改善に活用するために、令和元(2019)年度に、「就職先企業様における卒業生の“資質・能力”に関する調査」を実施した。この調査においては、明確な回答を得るために、DP1～DP5をそれぞれ2つに分類して「10の力」として定義し、それらを指標として調査を実施した。DP1～DP5に対応する10の力は、それぞれ以下の通りである。

自立性・自律性・主体性(DP1)：自己研鑽力+主体的行動力

知識・理解(DP2)：応用力+受容力

思考・判断(DP3)：課題発見力+課題解決力

技能・表現(DP4)：自己表現力+情報活用力

態度・志向(DP5)：協働力+社会貢献力

本調査においては、これらの10の力について、①企業が採用の判断基準として重要視しているものは何か、②過去3年間の新卒採用者について課題と考えているものは何か、③大学生活で高めてほしいものは何か、を中心に調査を行った(いずれの設問も複数回答可)。この調査の集計結果については、報告書「就職先企業様における卒業生の“資質・能力”に関する調査」を作成して、教員に配布して共有した。【資料3-3-7】

### ⑦授業評価アンケート

本学は、学生の学修状況と各教員の授業に対する学生の評価の把握のために、学生に対して、「授業評価アンケート」を前期・後期に各1回実施している。授業評価アンケートにおける学生の学修状況に関する質問項目は、①「前もって講義概要(シラバス)を読んでいるか」、②「板書事項や授業の要点をノートにとっているか」、③「授業の前の予習時間」、④「授業の後の復習時間」の4項目となっている。その結果によって、授業以外の学修時間を含めて、学生の学修状況を把握している。【資料3-3-8】

### ⑧学生の満足度調査

本学は、学生の学修状況を把握し、学生のより良い学修環境を構築するために、令和元(2019)年度に、学生の「満足度調査」を実施した。その調査項目は、①「学修支援」、②「学生生活」、③「施設・設備」の3項目に大別される。

それらのうち、学生の学修状況の把握に関する調査項目は、①「学修支援」である。その中には、「学務課による学修支援」、「学生相談支援室(学修支援)」などの設問があり、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」「いずれでもない(自分には当てはまらない、知らない)」の5つのうちから1つを学生は回答する。この調査の集計結果については、グラフ化したものを大学ホームページにおいて公開している。【資料3-3-9】

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学は、以下のように、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学習指導の改善にフィードバックしている。

#### 学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### ①ジェネリックスキル測定テスト(PROG)

PROGテストの結果とその分析については、「PROG 全体傾向報告書」を作成し、教職員に配布して共有している。【資料 3-3-10】

さらに、令和元(2019)年度においては、1 回生次から 3 回生次までの 2 年間で成長率がとりわけ高かった学生 12 人(各学科 2 人)に対して、その成長要因について個別にインタビュー調査を実施して、どのような経験によって、どのように成長したのか(=学生のコンピテンシーがどのようにして伸びたのか)という成長要因を調査した。そして、その調査・分析の結果をまとめた「コンピテンシー成長要因インタビュー調査報告書」を作成した。

##### 【資料 3-3-11】

その内容には、授業改善を図るにあたって有益な情報が多く含まれていた。そこで、全教員に対して「コンピテンシー成長要因インタビュー調査報告書」を配布して情報共有を行い、各教員の授業内容・方法及び学修指導の改善を図っている。

##### ②就職先の企業アンケート

「就職先企業様における卒業生の“資質・能力”に関する調査」の集計結果については、報告書を作成して、教員に配布して情報共有を行い、各教員の教育内容・方法及び学習指導の改善につなげることを図っている。【資料 3-3-12】

##### ③授業評価アンケート

「授業評価アンケート」における教員の授業内容・方法及び指導に関する質問項目は、講義科目については、

- ① 授業はシラバスに沿って行われているか
- ② シラバスに記してある目的が授業で明確にされているか
- ③ 授業で使われている教材(テキストや配付資料、黒板、視聴覚教材)は適切か
- ④ 先生は授業内容をわかりやすく理解させようと工夫や努力をしているか
- ⑤ 先生は考えさせ、発言や質問をするように促しているか
- ⑥ 先生はあなたの質問や相談に適切に対応している

の 6 項目となっている。

実習・演習科目については、

- ① 授業はシラバスに沿って行われているか
- ② シラバスに記してある目的が授業で明確にされているか
- ③ 先生は演習の発表に対して、しっかり聞いて、その途中や後に正しい指導をしてくれるか
- ④ 先生は考えさせ、発言や質問をするように促しているか
- ⑤ 同級生の発表を聞いて、新たな気づきを得ることができたか

の5項目となっている。【資料3-3-13】

授業評価アンケートにおける学生の評価結果は、教員にフィードバックされる。そして、評価結果を受けて、自分の授業内容・方法及び指導を自己点検・評価した上で、どのように改善するかについて、コメントの提出を各教員に義務づけている。このようにして、授業内容・方法及び学修指導の改善を行っている。【資料3-3-14】

### (3)3-3 の改善・向上方策(将来計画)

今後の改善・向上方策としては、第1に、「学修成果」の判定基準と、各種の指標や測定方法に基づく学修成果の点検・評価のあり方について、定期的な見直しを実施して、具体的に対応していく。

第2に、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックするあり方や、その結果としての改善状況についても、同様に定期的に見直しを実施して、具体的に対応をしていく。

### 【基準3の自己評価】

本学は、令和元(2019)年度に、3つのポリシーの全面的見直しを行い、「禅的仏教精神による人格の陶冶」という建学の精神に基づいた、「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人材を養成する」という使命・目的及び教育目的を踏まえて、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)を策定し、周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた①単位認定基準、②卒業認定基準、③修了認定基準を適切に定め、厳正に適用している。

本学は、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)を策定し、周知している。本学及び本学大学院のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの間に一貫性を持たせ、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成して実施している。シラバスは適切に整備され、CAP制等、単位制度の実質を保つための工夫も行っている。教養教育については、教学マネジメントセンター及び教養教育課程が中心となって運営し、見直しを行って適切に実施されている。アクティブ・ラーニングを推進する等、授業内容・方法に工夫を行うとともに、教授方法の改善を進めるために、教学マネジメントセンターの「SD・FD・研究支援部会」を設置して運用している。

本学は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果をカリキュラム・ポリシーにおいて明示している。そして、学修成果を点検・評価するとともに、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

以上により、「基準3. 教育課程」を満たしている。

## **基準 4. 教員・職員**

### **4-1. 教学マネジメントの機能性**

#### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮**

#### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

#### **4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

##### **(1) 4-1 の自己判定**

基準項目 4-1 を満たしている。

##### **(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**

#### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮**

本学においては、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。

##### **(1) 総長と学長との関係**

学校教育法の改正を受けて学長のガバナンス改革の一環として、平成 27(2015)年度から、学長が大学運営に専念できる条件を整備した。また、本学の特色として、「建学の精神を発揚するとともに、禅の精神を体現する象徴」としての役割を担う特別な存在である総長を置き、従前、学長候補者に求めていた「臨済宗に僧籍を有する者で専門道場師家及び師家分上の者でなければならない」という要件は、「花園大学総長規程」【資料 4-1-1】に、その文言を移した。同時に「花園大学学長任用規定」【資料 4-1-2】を改正し、学長候補者推薦委員会が推薦する候補者として「臨済宗妙心寺派に僧籍を有する者で、建学の精神に則り大学運営を行うことができ学徳・識見ともに豊かな者の中から推薦する」と規定し総長と学長との要件の相違を明確にしている。

##### **(2) 学長**

学校教育法の第 92 条第 3 項においては、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定されている。本学は、この規定を踏まえて、「学則」第 49 条の規定に基づいて、学長を置いている。学長の役割については、「業務規程」第 5 条において、「学長は大学を代表し、本学の建学の精神を守り学則その他制規の定めるところにより校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定されている。【資料 4-1-3】 【資料 4-1-4】

##### **(3) 副学長**

学則第 49 条に規定する副学長は、その役割を業務規程に「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と規定されている。【資料 4-1-5】なお、「花園大学副学長任用規程」に基づき、学長の判断により現在、学長の下には副学長を置いていない。【資料 4-1-6】

##### **(4) 事務局長**

「学則」第 49 条の規定に基づいて、学長を助ける「事務局長」を置いている。事務局長の役割は、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」ことである(「業務規程」第 5 条の 2)。【資料 4-1-7】

### (5) 学部長

学則第 49 条の規定に基づき文学部長及び社会福祉学部長を置いている。両学部長について、本学業務規程 6 条 4 及び 5 に「学部長は学長を補佐するとともに、学部の教学を統括し学部を主管する。」と規定し、学長のリーダーシップを支える体制としている。【資料 4-1-8】

### (6) 執行部と執行部会

学長がリーダーシップを発揮することを補佐する体制の中核となっているのは、「執行部」及びその会議である「執行部会」である。執行部は、「学園長、学長、事務局長、副学長、文学部長、社会福祉学部長、総務部長、学務部長及び就職部長」によって構成される（「業務規程」第 7 条）。

執行部の役割は、「大学の運営及び大学の教学に関する事項を、学長の命により協議し、学長の決定に従い、これを執行する」ことである（同第 7 条の 2）。学長は、構成員を招集して執行部会を開催し、その議長となる（同第 7 条の 3）。【資料 4-1-9】執行部会は、原則として、毎週月曜日と木曜日の 13 時から開催されている。

### (7) 大学の意思決定における学長のリーダーシップ

本学の意思決定の過程は、次のようになっている。各学部・各研究科や各学科・各課程・各専攻、学務委員会・入試委員会等の各種委員会から提出された案件を含めて、「大学の運営及び大学の教学に関する事項」については、執行部会において協議し、学長が決定する。ただし、大学運営上重要な事項については、学長が招集し、議長となる「評議会」の意見を聴き、また、学則第 52 条に定めるものについては、学長が招集し、議長となる「教授会」の意見を聴き決定する。このような手続きによって、大学の意思決定がなされる。

【資料 4-1-10】 【資料 4-1-11】 【資料 4-1-12】 【資料 4-1-13】 【資料 4-1-14】

### (8) 教学マネジメントにおける学長のリーダーシップ

本学は、教学マネジメントを担う中心的な組織として、「教学マネジメントセンター」を設置している。「教学マネジメントセンター規程」の第 3 条に基づいて、学長をセンター長とし、また、文学部・社会福祉学部の学部長及び教務・学生生活を所掌する学務部長の 3 人の教員を副センター長としている。さらに、センター主任(教員)と教学マネジメントセンター事務室長(職員)及び 3 人のセンター員(教員)を学長が任命することによって、教学マネジメントにおいて、学長のリーダーシップを補佐する体制を整備している。【資料 4-1-15】

## **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

本学は、建学の精神に基づいて、大学の「使命・目的」を達成するため、学長の権限を各学部、大学院各研究科、総務部、学務部、就職部、入試部、図書館に、以下のように分掌させている。それぞれの権限と責任を明確にすることにより、教学マネジメントを構築している。【資料 4-1-16】 【資料 4-1-17】 【資料 4-1-18】

### (1) 各部長と図書館長

学則第 49 条の規定に基づいて、以下の各部長と図書館長を置いている。すなわち、学長を補佐するとともに、文学部の教学を統轄し文学部を主管する「文学部長」（学長が任命し

た教員)、学長を補佐するとともに、社会福祉学部の教学を統轄し社会福祉学部を主管する「社会福祉学部長」(学長が任命した教員)、総務部を統轄し、事務局長を補佐する「総務部長」(職員)、学務部を統轄する「学務部長」(学長が任命した教員)、就職部を統轄する「就職部長」(学長が任命した者)、入試部を統轄する「入試部長」(職員)及び図書館を統轄する「図書館長」(学長が任命した教員)を置いている(「業務規程」第6条)。

各部長は、「所属員を統轄し、所属業務を遂行する責任を負い、かつ、その遂行に必要な権限を有する」ものとされている(「業務規程」第6条の3)。

### **(2)主任とコース主任**

各学部の各学科・課程には、教員の中から学長が任命した「主任」を置いている。その役割は、「それぞれの専属事項を統轄し、その学科、課程を代表し、学部長を補佐する」ものとされている(「業務規程」第9条)。また、各学科のコースには、教員の中から学長が任命した「コース主任」を置いている。その役割は、「各々のコースを主管し、学科主任を補佐する」ものとされている(「業務規程」第9条の2)。

### **(3)研究科長と専攻(領域)主任**

大学院の文学研究科及び社会福祉学研究科に、各研究科長(学長が任命した教員)を置き、各研究科の各専攻には、教員の中から学長が任命した「専攻(領域)主任」を置いている。その役割は、「それぞれの専属事項を統轄し、その専攻(領域)を代表し、研究科長を補佐する」ものとされている(「業務規程」第9条の3)。

### **(4)評議会**

本学は、「学則」第53条に基づいて、「評議会規程」を制定し、「評議会」を設置している。【資料4-1-19】 【資料4-1-20】

評議会は、

①学長、副学長、事務局長、文学部長、社会福祉学部長、文学研究科長、社会福祉学研究科長、図書館長、総務部長、学務部長、就職部長、国際禅学研究所長及び歴史博物館長

②各学部から学長が指名する教員若干名

③事務局長が指名する専任事務職員若干名

によって構成され、学長は、評議会を招集し、その議長となる。評議会員の任期は1年であるが、再任を妨げない。

評議会の組織上の位置づけ及び役割は、大学運営上の重要事項を審議して、学長に意見を述べる機関である(「学則」第53条)。その審議事項は、評議会規程第4条に規定されている。

### **(5)連合教授会**

本学は、「学校教育法」第93条及び「学則」第52条に基づいて、「花園大学連合教授会規程」(以下、「教授会規程」という)を制定し、「連合教授会」を設置している。【資料4-1-21】 【資料4-1-22】連合教授会は、文学部と社会福祉学部の教授、准教授及び講師によって構成され、学長は、連合教授会を招集し、その議長となる。

連合教授会の組織上の位置づけ及び役割は、

①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項



②学位の授与に関する事項

③その他、教育研究に関する重要な事項で、学長が連合教授会の意見を聴くことが必要であると認めた事項

について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる機関である（「学則」第52条）。また、教授会の「審議事項」とその教育研究に関する重要な事項は、「教授会規程」第5条及び第6条に規定されている。

このように、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教授会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要な事項については、「学則」及び「教授会規程」に定められて周知されている。また、それらの事項の決定を行うに当たっては、教授会の意見を聴いた上で、学長が最終的に決定している。

なお、学生の退学、停学及び訓告等の処分の手続きについては、「花園大学学生懲戒規程」に定められている。【資料 4-1-23】

**(6)大学院委員会**

本学は、「大学院委員会」〔文学研究科〕及び「大学院委員会」〔社会福祉学研究科〕を設置し、それぞれ「大学院学則」第40条に基づいて、「花園大学大学院委員会規程〔文学研究科〕」【資料 4-1-24】【資料 4-1-25】及び「花園大学大学院委員会規程〔社会福祉学研究科〕」【資料 4-1-26】【資料 4-1-27】を制定している。各大学院委員会は、学長、副学長、研究科長及び専攻主任（領域主任）によって構成される。大学院委員会は学長が招集し、その議長となる。

大学院委員会の組織上の位置づけ及び役割は、

①学生の入学、卒業及び課程の修了

②学位の授与

③その他、教育研究に関する重要事項で学長が大学院委員会の意見を聴くことが必要であると認めた事項

について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる機関である（「大学院学則」第41条）。学長が大学院委員会に諮問する事項は、「花園大学大学院委員会規程〔文学研究科〕」及び「花園大学大学院委員会規程〔社会福祉学研究科〕」の第4条に規定されている。

以上のようにそれぞれの権限と責任を明確にして機能させることによって、本学の意思決定及び教学マネジメントは、適切に行われている。

**4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

本学は、教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、その役割を明確化している。教学に関する審議機関は、大学評議会、連合教授会、大学院委員会の他に、学務委員会、就職委員会、入試委員会、アドミッションズオフィス(AO)委員会(以下「AO委員会」という)等の各種委員会と、教学マネジメントセンター会議である。そこにおける教職員の配置・役割と教職協働のあり方について、以下のとおりである。

連合教授会・大学院委員会には、学長・各学部長・各研究科長のもと、大学事務局が審議・報告事項を整理して提出し、連合教授会には教員の他に、事務局長、事務局次長、総務部長、総務課長等が参加している。【資料 4-1-28】【資料 4-1-29】

学務委員会には、学務部長のもと、学務課が審議・報告事項を整理して提出し、各学科・課程の主任の他に、学務課長及び課員が参加している。

就職委員会には、就職部長のもと、就職課が審議・報告事項を整理して提出し、就職委員の他に、就職課長及び課員が参加している。【資料 4-1-30】 【資料 4-1-31】

入試委員会には、入試部長、入試委員長(文学部長が兼務)のもと、入試課が審議・報告事項を整理して提出し、社会福祉学部長及び各学科・課程の入試委員の他に、入試課長及び課員が参加している。【資料 4-1-32】 【資料 4-1-33】

AO委員会には、入試部長、AO委員長(社会福祉学部長が兼務)のもと、入試課が審議・報告事項を整理して提出し、文学部長及び各学科・課程のAO委員の他に、入試課長及び課員が参加している。【資料 4-1-34】 【資料 4-1-35】

教学マネジメントセンター会議には、センター長である学長のもと、教学マネジメントセンター事務室が審議・報告事項を整理して提出し、学長、副センター長である文学部・社会福祉学部の学部長、学務部長、センター主任(教員)、センター員(教員)の他に、教学マネジメントセンターの事務室長及び事務職員が参加している。【資料 4-1-36】 【資料 4-1-37】

### (3)4-1 の改善・向上方策(将来計画)

学長のリーダーシップを支える仕組みについての今後の課題としては、第1に、執行部の構成員や主任等として、学長のリーダーシップを支える役割を果たし得る能力と使命感をもった人材を養成する。第2に、調査・企画部門を整備・強化することがあげられる。具体的には、IR機能を強化し、データに基づいて課題の解決策や新たな企画を提示して、中期計画等に反映させていく。第3に、教学マネジメントの課題に対応するため、適切な事務分掌の見直しや、教学マネジメントセンターの機能強化等を行っていく。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1)4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

#### (2)4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学においては、大学設置基準において規定されている学科・課程の教員数を確保・配置するとともに、教職課程や保育士養成課程を始めとする資格関係の設置要件を満たした教員数を確保・配置している。各学科・課程の教育課程において必要不可欠な重要分野には、専任教員を配置して、適正に運用している。【資料 4-2-1】

【表 4-2-1】

学科・課程	専任教員数	大学設置基準上 必要専任教員数	教授数	専任教員1人当た りの在籍学生数
仏教学科	6	6	4	21.8
日本史学科	7	6	4	46.1
日本文学科	8	6	6	33.4
社会福祉学科	10	10	5	30.5
臨床心理学科	10	10	6	39.5
児童福祉学科	15	10	7	17.7
教養教育課程他	16	—	13	—
(大学全体の収容 定員に応じた教 員数)	—	19	—	—
合計	72	67	45	23.5

教員の採用・選考については、基本的な採用計画を執行部会において協議の上、学長が教員人事委員会を招集し採用条件を決定した後、大学ホームページ及びJREC-IN等で公募を行う。次に、本学の「教員選考基準に関する規程」【資料4-2-2】及び「大学院担当教員選考基準」【資料4-2-3】に基づいて、応募者の業績審査を行い、二次審査として模擬授業等を含む面接審査を行った後、「教員人事委員会規程」【資料4-2-4】に基づいて、採用候補者を選定し、理事会の承認を経て学長が決定する。

教員の昇任については、「教員の昇任資格に関する規程」【資料4-2-5】に基づく、昇任資格を有し、かつ昇任を希望する教員が、「花園大学教員業績評価基準表」【資料4-2-6】に基づいて、業績の取得ポイント数を記した申請書を提出する。次に、昇任申請のあった者について、人事委員が業績の審査を行い、教員人事委員会において、昇任候補者を選考し、理事会の承認を経て学長が決定する。

昇任審査は、教育基本法において大学に求められる「教育・研究・社会貢献」という点を考慮して、①学術研究、②教育活動・学生指導、③大学運営への貢献、④地域・社会との連携活動という4項目について評価し、業績評価を適正に行った上で、昇任が決定される仕組みになっている。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では学長のガバナンスのもと、教学マネジメントセンターに、「SD・FD・研究支援部会」を設置して、以下のように、教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。

##### FD研修会

教学マネジメントセンターのSD・FD・研究支援部会において、FD研修会を企画して、全教員を対象に実施している。研修内容については、高等教育の現状を踏まえ、毎年見直しを行い、計画的に実施している。【資料4-2-7】

また、イントラネットに研修動画を載せることによって、欠席者のフォローアップをす  
るとともに、参加者の再視聴を可能にして、研修の理解を深めるようにしている。

### 授業評価アンケート

毎年、前期と後期に実施している「授業評価アンケート」においては、教員の授業内容・  
方法及び指導に関する質問項目を設定している。

講義科目については、

- ①授業はシラバスに沿って行われているか
  - ②シラバスに記してある目的が授業で明確にされているか
  - ③授業で使われている教材(テキストや配付資料、黒板、視聴覚教材)は適切か
  - ④先生は授業内容をわかりやすく理解させようと工夫や努力をしているか
  - ⑤先生は考えさせ、発言や質問をするように促しているか
  - ⑥先生はあなたの質問や相談に適切に対応しているか
- の6項目となっている。

実習・演習科目については、

- ①授業はシラバスに沿って行われているか
  - ②シラバスに記してある目的が授業で明確にされているか
  - ③先生は演習の発表に対して、しっかり聞いて、その途中や後に正しい指導をしてくれる  
か
  - ④先生は考えさせ、発言や質問をするように促しているか
  - ⑤同級生の発表を聞いて、新たな気づきを得ることができたか
- の5項目となっている。

また、アンケートの最後に「自由記入欄」を設け、学生が意見を直接記入できるように  
している。【資料 4-2-8】

授業評価アンケートの結果は集計され、教員にフィードバックされる。授業科目ごとに、  
結果や自由記述を各授業担当教員が閲覧できるようにしている。このように授業アンケ  
ートの結果を集計して公開することにより、本学のディプロマ・ポリシーに沿った教育が行  
われているのか、授業をどのように改善すべきかを検討するための全学共通の資料として  
いる。また、評価結果の総合点が高い授業の担当教員は、学長から半期ごとに表彰される  
仕組みになっている。【資料 4-2-9】

さらに、評価結果を受けて、自分の授業内容・方法及び指導をどのように自己点検・評  
価して、どのように改善するかについて、コメントの提出を各教員に義務づけ、授業内容・  
方法及び学修指導の改善を行っている。【資料 4-2-10】

### 教員相互の授業参観

毎年11月に、2週間の期間を設けて、「教員相互の授業参観」を実施している(一部の演  
習科目を除く)。特に、授業評価アンケートで表彰を受けた教員の授業については、告知の  
ために配布する「授業参観実施一覧」の資料に印をつけて、参観を奨励している。授業参  
観をした教員には、「本講義の長所、自身の講義で取り入れたい事」等を記入した「教員  
相互の授業参観」アンケート」の提出を義務づけることによって、各教員の授業内容・方  
法の改善を行っている。【資料 4-2-11】

**(3)4-2 の改善・向上方策(将来計画)**

教員の確保と配置については、引き続き、規程に基づいて適切な確保・配置を行うとともに、年齢構成の適正化を図っていく。教育内容・方法等の改善については、FD研修会の出席率の向上、授業評価アンケートの回収率・コメントの回答率の向上、教員相互の授業参観の参観数の向上を実現するために、対策を講じていく。

**4-3. 職員の研修**

**4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み**

**(1)4-3 の自己判定**

基準項目 4-3 を満たしている。

**(2)4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**

**4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み**

教学マネジメントセンターのSD・FD・研究支援部会において、SD研修会を企画して、全教職員を対象に研修を実施している。研修内容については、高等教育の現状を踏まえ、毎年見直しを行い、計画的に実施している。【資料 4-3-1】 【資料 4-3-2】

また、イントラネットに研修動画を載せることによって、欠席者のフォローアップをするとともに、参加者の再視聴を可能にして、研修の理解を深めるようにしている。

大学が主催する学内研修会の他に、私学経営研究会定例セミナーや大学コンソーシアム京都のSDゼミナール及び各種研修会、JMA大学SDフォーラムなど外部の団体による研修会等に、業務内容や職階に応じて参加割り当てを行い、大学職員としての意識向上や業務の質の改善につなげるようにしている。【資料 4-3-3】

さらに、「建学の精神」の理解を深め、教職員それぞれの立場で行う教育・研究や業務遂行などの諸活動を振り返ることを目的として、令和元(2019)年度から全教職員を対象に「建学の精神レポート」の提出を求めている。今後も、資質や能力開発・向上への取り組みとして継続していくことにしている。【資料 4-3-4】

**(3)4-3 の改善・向上方策(将来計画)**

今後は、教職員のニーズも踏まえた講義型研修のテーマ設定、プレゼンテーション型やワークショップ型研修、自己啓発活動支援等を実施し、研修の参加率向上とともに必要な能力開発と向上のための取組を推進していく。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

###### (2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、専任教員に個室の研究室を整備し、1人1台のパソコンを設置している。学内には、HUMIC 花園大学情報センター(図書館)をはじめ、花園大学歴史博物館、花園大学国際禅学研究所を設置している。こうした施設・設備の整備により、教員の研究活動を支えている。

また、個人研究費や独自の研究助成制度を設け、日常的な研究活動を助成することにより、大学の研究水準の維持向上、研究の高度化に寄与している。

さらに、総務課(総務・人事担当)が、個人研究費や科学研究費助成事業等の学外研究資金の事務を担当しており、外部資金の獲得や、事務作業の人的支援を行っている。学内外すべての研究資金に関する事務を担当職員が行うことで、各教員の事務負担を軽減するとともに、情報提供等がスムーズになることにより、研究活動の一助となっている。【資料 4-4-1】

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の「建学の精神」を基本理念とした学術研究の推進と、社会に対する信頼性を確保することは、本学の大きな使命の1つである。その使命を遂行する上で、本学の研究者には、研究の信頼性と公正性を確保するために、高度な倫理規範が必要不可欠となる。本学は、こうした思想に基づいて、研究に従事する全ての研究者が遵守すべき倫理的基準として、「花園大学研究倫理基準」【資料 4-4-2】を定めている。

本学は、研究上の不正行為及び研究費の不正使用の防止を図るため、「花園大学研究倫理委員会規程」【資料 4-4-3】に基づいて、「研究倫理委員会」を設置している。研究倫理委員会は、個人の尊厳及び人権の尊重並びに個人情報の保護に十分留意して、学内の教職員、学部・大学院生等すべての研究者に対して倫理基準に基づく研究活動の教育・啓発活動の推進を図っている。また、研究活動における不正行為を防止するための計画を策定し実施している。

研究の倫理的妥当性を審査する必要がある場合は、実施研究者は「研究倫理審査申請書」を学長に提出し、それを受けて、学長は研究倫理委員会を開催し、その審議結果を、実施研究者に通知する。また、研究倫理に関する研修を毎年実施している。【資料 4-4-4】

なお、研究費の公正な使用に関する事項については、「花園大学研究公正管理規則」を制定している。【資料 4-4-5】

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学は、教員等の日常的な研究活動を助成することにより、大学の研究水準の維持向上、研究の高度化に資することを目的とした「花園大学個人研究費規程」【資料 4-4-6】を制定して、個人研究費を配分している。【資料 4-4-7】個人研究費については、主に調査や学会への参加、図書の購入等に活用されている。【資料 4-4-8】令和 2(2020)年度からは、学外研究資金の申請及び採択率を上げることを目的に、学外研究資金で獲得した間接経費の一部に相当する額を、個人研究費に特別交付することが可能となるよう改正を行った。

本学独自の研究助成制度として、前年度の科学研究費助成事業へ申請を行い不採択だった場合は、「花園大学研究助成規程」【資料 4-4-9】に基づいて、特別個人研究費・特別共同研究費・出版助成費を申請することが可能となっている。この制度は、科学研究費助成事業の不採択によって研究活動の継続が困難になることを防いで、当初計画に近い研究活動の実施を可能にするとともに、次年度以降の科学研究費助成事業への申請及び採択率を上げることを目的としている。【資料 4-4-10】

外部研究資金の獲得については、科学研究費助成事業や各種団体等の助成金への申請を奨励し、大学へ届いた各種公募等の案内は、要件に該当する教員に周知している。

#### (3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

今後の課題としては、第 1 に、研究環境の整備と有効活用について、教員・学生の満足度調査を実施していく。第 2 に、「花園大学研究倫理基準」における本学の研究倫理について、引き続き、厳正な研究倫理審査と適切な研修を行うとともに、研究上の不正行為及び研究費の不正使用の防止を徹底していく。第 3 に、研究活動へ組織的支援の強化を図っていく。

#### 【基準 4 の自己評価】

本学においては、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。また、本学は、大学の「使命・目的」を達成するため、学長の権限を各学部、大学院各研究科、総務部、学務部、就職部、入試部、図書館に、分掌させている。そして、それぞれの権限と責任を明確にした教学マネジメント体制を構築している。さらに、本学は、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、その役割を明確化している。

教員の採用・昇任等による教員の確保と配置については、関係諸規程に基づいて、適切に行われている。FD研修は教育内容・方法等の改善の工夫・開発のため組織的に実施し、SD研修は職員の資質・能力向上への取組について計画的に実施するとともに見直しも行っている。

研究環境の整備と運営・管理は、適切に行われている。また、「花園大学研究倫理基準」に基づいて、研究倫理を確立させて、厳正に運用している。さらに、研究活動への資源の適切な配分も、関係諸規程に基づいて、適切に行われている。

以上により、「基準 4. 教員・職員」を満たしている。

## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### **(1) 5-1 の自己判定**

基準項目 5-1 を満たしている。

##### **(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

学校法人花園学園(以下「法人」という)は、組織倫理に基づいて適切な運営を行うため、「学校法人花園学園寄附行為」(以下、「寄附行為」という)を定め、寄附行為第3条において、「教育基本法」及び「学校教育法」に従って学校教育を行うことを目的とする旨を定めている。また、法人の管理運営については、同条において、「私立学校法」及び寄附行為に定めるところによると定めている。【資料 5-1-1】

法人は、寄附行為第13条に基づいて「理事会」を置き、理事長の諮問機関として寄附行為第18条に基づいて、「評議員会」を置いている。理事会及び評議員会は、「寄附行為」ならびに「学校法人花園学園寄附行為施行規則」(以下、「施行規則」という)に基づいて、適切に運営されている。【資料 5-1-2】原則として、理事会及び評議員会は年4回開催されている。【資料 5-1-3】

法人においては、「学校法人花園学園事務分掌規程」(以下、「学園事務分掌規程」という)に基づいて、学園の事務は法人本部が統轄するものとし、「法人本部事務局」を置いている。

【資料 5-1-4】法人本部の所掌事務については、「学校法人花園学園法人本部事務局運営細則」において定められている。【資料 5-1-5】

「学園事務分掌規程」に基づいて、花園大学には、「花園大学事務局」を置き、「総務部」、「学務部」、「入試部」、「就職部」などを置いて、運営している。【資料 5-1-6】大学の各部・各課等の事務分掌については、「花園大学事務分掌規程」において定められている。【資料 5-1-7】

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

本学を含めて、法人全体の使命・目的及び教育目的を達成するために、学校法人花園学園全体の中期計画として、「学校法人花園学園中期ビジョン」を策定している。【資料 5-1-8】それに基づいて、学校法人花園学園の各年度の「事業計画」を策定し、評議員会の意見を聴き、理事会において決定して執行している。執行した結果については、「事業報告書」として、理事会にて承認を行った後、評議員会において報告をしている。各年度の事業報告書については、学校法人花園学園のホームページにおいて公開している。【資料 5-1-9】

本学では、創立150周年を迎えるにあたって、中期計画である「中期ビジョン2021」を、平成29(2017)年3月に策定している。【資料 5-1-10】そこにおいては、「建学の精神」である「禅的仏教精神による人格の陶冶」に基づいて、「自己を知り、他者を受け入れ、社会



に貢献する人材を育成する」という本学の「使命・目的」を実現するために、「教育力」、「研究力」、「学生支援力」、「就職支援力」、「経営力」という5つの力を強化することを重点的な課題としている。このように、本学は、使命・目的及び教育目的を中期的な計画に反映させ、継続的な努力をしている。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### 環境保全への配慮

本学では、「健康増進法」の趣旨を踏まえ、受動喫煙を減らし、学生及び教職員の健康を確保するため、キャンパス内の喫煙場所の削減するとともに喫煙場所以外での禁煙、ポイ捨て禁止等喫煙マナー向上の指導を実施してきた。

さらに、健康増進を図るとともに、安心・安全・快適なキャンパス作りを目指して、平成31(2019)年4月1日からキャンパス内を全面禁煙とする「花園大学禁煙宣言」を発表した。【資料 5-1-11】この宣言を実行するため、全面禁煙実施までの具体的なロードマップを作成し、衛生委員会や各部署の協力の下に、実施の検証を行うとともに、喫煙場所の廃止、喫煙マナー教育、喫煙と健康被害に関する説明会、禁煙希望者の支援を実施している。

#### 【資料 5-1-12】

また施設面においては、校舎の多く(無聖館、自適館、惺々館、対雲館、直心館)には、太陽光発電システムの設置、LED等省エネルギー型照明器具への更新、断熱強化工事(屋上等)の実施、遮熱強化塗装(教室の窓)を実施をすることによって、省エネに努めている。

また、夏期はクールビズ、冬期はウォームビズを実施することによって、消費電力を抑えている。

#### 人権への配慮

本学は、「人権教育研究センター」を設置している。同センターは、「本学の建学の精神にのっとり、人権問題に関する資料の収集・調査・研究を通じて、本学における人権意識の高揚と人権教育の推進に寄与すること」を目的とし、人権問題・人権教育に関する調査・研究・啓発、関連図書・資料の収集・作成・閲覧、定期刊行物の発行などの活動をしている。【資料 5-1-13】

また、本学は、学生・教職員などの間においてハラスメント行為があった場合に、大学として迅速かつ適切に対応する体制を整備している。具体的には、「花園大学ハラスメントに関するガイドライン」を定め、学内と学外に相談体制を設けて、同ガイドラインに基づいて対応している。【資料 5-1-14】

「公益通報者保護法」に基づく公益通報者保護制度については、本法人は、「学校法人花園学園内部通報規程」を制定し、法令違反行為等の未然防止・早期発見と是正を図り、法令遵守の体制強化に努めるとともに、内部通報者の保護を図っている。【資料 5-1-15】

身体にハンデキャップのある人も不自由なく施設・設備が利用できるように、キャンパス内の歩道、建物の入り口、建物内における段差を解消するためスロープや段差昇降機を設けるとともに、エレベータ・点字案内板・点字ブロック、車椅子利用駐車場等を設置し、車椅子利用スペースを教室に設けている。また、多機能トイレをキャンパス内各所に設置している。トイレについては、順次洋式に改修を進めており、車椅子利用者、LGBT等

の人々への配慮から、「みんなのトイレ」として誰でも利用可能なブースを設けている。【資料 5-1-16】

### 安全への配慮

本学において発生する様々な事象に伴う危機に、組織的に迅速かつ的確に対処するために、「花園大学危機管理規程」を制定して、職員及び学生の安全並びに教育研究活動等の確保を図るとともに、社会的な責任を果たすことを目指している。【資料 5-1-17】新型コロナウイルス感染症の対応については、同規程に基づいて、「危機管理委員会」の下に「危機管理対策会議」を設置・開催して対応している。【資料 5-1-18】また、消防計画に基づいて、毎年、避難訓練・消火訓練を実施している。【資料 5-1-19】

### (3) 5-1 の改善・向上方策(将来計画)

本法人は学校教育法、私立学校法及び寄附行為を遵守し、適切な学校運営を行っている。今後の課題としては、第 1 に、令和 4(2022)年度に始まる次期中期計画については、認証評価の結果を踏まえるとともに、数値目標等も盛り込んだ、具体的な計画として策定していく。第 2 に、社会的要請の変化に対応して、人権への配慮の取組を進めていく。第 3 に、マニュアルの作成等、危機管理体制の充実を図っていく。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人は、使命・目的の達成に向けて意思決定を行う「理事会」を中心とした体制を整備し、適切に機能させている。また、理事の選任や事業計画の確実な執行等、理事会の運営は適切に行われている。

#### 理事長、専務理事、常務理事

学校法人花園学園を代表し、同法人の業務を総理するのが「理事長」である(寄附行為第 11 条)。理事長は妙心寺派宗務総長である理事がこれに当たり、理事長は理事の中から 7 人以内を「常務理事」に、常務理事の中から 1 人を「専務理事」に指名する(同第 7 条)。常務理事は、理事長を補佐して法人の業務を分掌し、専務理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理する(同第 11 条)。また、理事長が必要と認める場合に、「学園長」を置き、法人の業務の一部を掌理させることができる。学園長を置く時は、理事長は専務理事を学園長に指名する(同第 7 条の 2)。【資料 5-2-1】

#### 理事会

本法人には、理事をもって組織する「理事会」を置いている。理事の定数は、11 人以上 13 人以内であり、寄附行為第 5 条及び第 6 条の規定に基づいて選任される(同第 4 条、第 5 条、第 6 条)。現在、規定に基づき 13 人選任されている。理事会は、同法人の業務を決

し、職務の執行を監督する(寄附行為第13条)。【資料5-2-2】理事会が決定する学園の業務に関する事項については、施行規則第3条に、「予算・借入金及び重要な資産に関する事項」、「事業計画」等が規定されている。【資料5-2-3】

理事会の開催は、5月、7月、11月、翌年3月の各月に、1回開催することを原則としており、緊急を要する場合には、臨時理事会を開催している。理事会の組織・招集、運営、議決については、寄附行為第13条、第14条、第15条の規定に基づいて、適切に行われている。【資料5-2-4】

理事会の出席状況は、概ね7割以上であり、【資料5-2-5】また、理事が理事会を欠席する場合は、事前に議事に対する意思を表明する「意思表示書」を提出させている。【資料5-2-6】

### **常務理事会**

本法人には、理事長及び常務理事をもって組織する「常務理事会」を置いている(施行規則第7条)。常務理事の指名については、寄附行為第7条第2項及び施行規則第10条に基づいて7人が指名されている。【資料5-2-7】

常務理事会の職務は、本法人及び法人の設置する各学校の管理運営に関する一般的業務並びに理事会及び評議員会に提出する議案等について審議又は協議することである(同第9条)。常務理事会は、8月を除く、毎月1回開催されている。常務理事会の組織・招集、運営については、施行規則第7条、第8条の規定に基づいて、適切に行われている。【資料5-2-8】

### **(3)5-2の改善・向上方策(将来計画)**

本法人においては、学長及び大学事務局長である理事を常務理事に指名することによって、大学運営に関することを反映できる体制としている。今後もこの体制を強化して機能させていく。今後の課題としては、広い視点で、迅速に的確な意思決定を可能にするという観点から、この体制を強化することである。この点に関連して、既に、令和元(2019)年度には、「外部理事」として、経済界から理事を1人任命している。

## **5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

### **5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

### **5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**

#### **(1)5-3の自己判定**

基準項目5-3を満たしている。

#### **(2)5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**

### **5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

理事会の意思決定に際しては、あらかじめ常務理事会で審議された議案が理事会に上程され決定される。また、法人運営の重要事項である予算、事業計画等は、評議員会の意見を聴き、理事会で決議される。【資料5-3-1】

常務理事会・理事会には、法人から理事長、学園長、法人本部事務局長が、大学からは

学長、大学事務局長が出席して審議・協議が行われる。また、評議員会には、法人から理事長、学園長、法人本部事務局長が、大学から学長、事務局長、文学部長、社会福祉学部長、学務部長、及び教職員の内から選任された1人が出席して意見を述べる。【資料 5-3-2】こうした常務理事会・理事会・評議員会の構成と運営によって、法人と大学の意思疎通と連携を行うとともに、大学の教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境については、常務理事が理事長を補佐している。常務理事には法人から、学園長、法人本部事務局長が、大学からは、学長、大学事務局長が指名される。【資料 5-3-3】学園長は理事長を補佐し、法人の業務を掌理する専務理事である。このように、理事長がリーダーシップを発揮できるように内部統制環境を整えている。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 評議員会

法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックを行う体制として、本法人は、評議員をもって組織する「評議員会」を置いている(寄附行為第18条)。評議員の定数は、26人以上31人以内であり(現員は30人)、寄附行為第18条、第19条に基づいて選任されている。評議員には、法人から、法人本部事務局長が、大学からは学長、大学事務局長、文学部長、社会福祉学部長、学務部長、及び教職員の内から選任された1人の計6人が選任されている。【資料 5-3-4】

本法人は、理事会の議案については、寄附行為第23条に基づいて、評議員会に諮問を行っている。あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項については、寄附行為第23条に、「予算・借入金及び重要な資産に関する事項」「事業計画」等が規定されている。

#### 【資料 5-3-5】

評議員会の開催は、5月、7月、11月、翌年3月に、開催することを原則としている。評議員会の組織・招集、運営については、寄附行為第21条、第22条の規定に基づいて、適切に行われている。【資料 5-3-6】評議員会の出席状況は、概ね8割以上であり、【資料 5-3-7】評議員が評議員会を欠席する場合は、事前に議事に対する意思を表明する「意思表示書」を提出させている。【資料 5-3-8】

#### 監事

本法人は、寄附行為第8条に基づいて、「監事」を置いている。監事は、評議員会で選任の同意を得て、理事長が選任しており、現員は2人である。監事の職務は、寄附行為第16条に規定されており、本法人の財産の状況、業務執行の状況を監査すること等である。【資料 5-3-9】監査の報告は、毎年決算時に、評議員会及び理事会に監事が出席し、学校法人の業務や財産の状況について意見を述べる形でなされている。【資料 5-3-10】【資料 5-3-11】

#### 内部監査室

本法人は、「学校法人花園学園内部監査規程」(以下、「内部監査規程」という)に基づき、「内部監査室」を置いている。【資料 5-3-12】内部監査は、内部監査規程第8条に基づく業務監査及び財務監査を実施しており、令和元(2019)年度は、法人本部事務局、花園大学、

花園中学高等学校、洛西花園幼稚園を対象に計5回監査を行った。監査の結果は、理事長に報告している。【資料 5-3-13】

このように、本法人においては、相互のチェック体制を整備している。

### (3)5-3 の改善・向上方策(将来計画)

令和2(2020)年6月から、法人本部の体制を見直し、法人本部事務局長の下、「法人業務担当」と「学園創立150周年記念事業・臨濟宗妙心寺派担当」の2つに区分して業務を行っている。法人本部事務局長は学園長が兼務し、法人と大学の意思決定の円滑化・迅速化をさらに進めている。

評議員会については、現在良好な出席状況を保っているが、さらに意思表示書の提出を徹底させることにより、確実に意見を反映できるよう努めていく。

監事による監査については、引き続き、チェック体制の強化を図るとともに、設置校を訪問しての業務監査の充実を図っていく。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1)5-4 の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

#### (2)5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

前述したように、本法人は、学校法人花園学園全体の中期計画として、「学校法人花園学園中期ビジョン」を策定している。【資料 5-4-1】それに基づいて、学校法人花園学園の各年度の「事業計画」及び予算を策定し、評議員会に意見を聴き、理事会において決定し、執行している。予算を変更する際には、同様に寄附行為の規定に基づいて、補正予算を編成し、評議員会に意見を聴き、理事会において決定し、執行している。【資料 5-4-2】

また、大学の中期計画である「中期ビジョン2021」【資料 5-4-3】で示した、5つの力のうち「経営力」の強化については、「財政基盤の安定化と組織の活性化を図り、改革の計画実現を目指す」というものである。そこにおいては、経営の方針の「I. 財政力の強化」として、「大学を維持・発展させ、教育研究の充実を図るために、財務計画の目標値を設定し、厳格な予算管理のもとに財政基盤の安定化と健全な財政運用を図る」という方針が示されている。この方針に基づいて、各年度の「事業計画」及び予算が策定され、執行されている。【資料 5-4-4】

以上のように、本法人及び本学は、中期的な計画に基づく財務管理を行っている。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人の財務状況は、令和元(2019)年度決算の貸借対照表関係比率において、特定資産構成比率は32.6%となっている。日本私立学校振興・共済事業団編「令和元年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編」(学校経理研究会、令和元年)において公表されている、平成30(2018)年度の全国平均は、特定資産構成比率は23.4%である。全国平均の数値と比較すると、本法人は安定した財務基盤を確立しているといえる。さらに、特定資産として、第2号基本金引当特定資産を保有しており、将来の施設整備に備えた資金の繰入も行っている。負債率は7.17%で、平成30(2018)年度の全国平均の16.7%よりも低い数値を維持している。また、運用資産余裕比率は3.5年であることから、本法人は安定した財務基盤を確立しているといえる。【資料5-4-5】

令和元(2019)年度決算の事業活動収支計算書関係比率において、教育活動収支差額比率、経常収支差額比率はマイナスではあるものの、学生生徒等納付金は、入学生の確保や授業料の見直しによって増加が期待され、今後の収支バランスの改善が見込まれる。【資料5-4-6】 【エビデンス集データ編 表5-2】

外部資金として「学校法人花園学園創立150周年記念事業特別寄付金」を募集しており、「私立学校振興・共済事業団受配者指定寄付金」としての特別寄付金を含む寄付金を、平成30(2018)年度から得ている。この寄付金は、創立150周年を迎える令和4(2022)年まで継続して募集する予定である。【資料5-4-7】

#### (3)5-4の改善・向上方策(将来計画)

健全な財務状況を安定的に確保するためには、定員を充足するとともに、休学者・退学者を抑制することが必要である。しかし、令和4(2022)年度を迎える学園創立150周年に向けた校舎等の整備計画が進行中であるが、休退学者の抑制、学生数の安定した確保により、健全な財務基盤の確立及び新たな中長期的な財務計画を策定する。

### 5-5. 会計

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1)5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

##### (2)5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理は、「学校法人会計基準」及び「花園学園経理規程」に基づいて行っている。【資料5-5-1】日々の会計処理において、疑問が生じた場合などは、適宜公認会計士の指導・助言を仰ぎ、適正に処理を行うように努めている。

当年度予算は、前年度の3月理事会において決議を得ているが、その後の予算執行状況や事業の進捗状況を勘案し、7月と11月にそれぞれ補正予算を編成し、評議員会に意見を聴き、理事会で決定している。また、11月以降に、予算と決算との乖離が著しくなること

が想定される場合には、更に補正予算を編成し、3月に開催される評議員会に意見を聴き、理事会で決定している。【資料 5-5-2】

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人の会計監査は、公認会計士による監査と監事による監査を実施することを原則としている。公認会計士による監査は、公認会計士事務所と年間契約を締結し、定期的な監査を受けている。監査は年間、監査責任者 210 時間、公認会計士 175 時間、その他 175 時間の計 560 時間で、この内に実地監査も含む。実地監査時には、日々の会計処理についての指導・助言も仰いでおり、適正な会計処理が行える体制を整えている。

また、学校法人の適正な運営のために、監事による監査を実施している。監査は、寄附行為及び「学校法人花園学園監事監査規程」に基づいて実施されている。【資料 5-5-3】監事は、常務理事会・理事会・評議員会に同席し、議事進行や役員の職務遂行を監査する他、公認会計士による実地監査に立会って財務監査を行い、監事と公認会計士の意思疎通・連携を図っている。

公認会計士による監査の報告は、監事及び理事長に対しなされ、監事による監査の報告は、理事会及び評議員会に対してなされている。

このように、本法人は、会計監査の体制を整備し、監査を厳正に実施している。

#### (3)5-5 の改善・向上方策(将来計画)

会計処理の適正な実施及び会計監査の体制整備と厳正な実施については、引き続き、公認会計士による会計監査及び監事による業務監査及び会計監査を維持して、会計監査の質を担保する。また、経理担当者の関連法令等についての知識・理解を深め、会計処理の適正化を進めていく。

#### 【基準 5 の自己評価】

本法人は、寄附行為を定め、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守し、経営の規律と誠実性を維持した運営に努めている。また、理事会を中心とした意思決定の体制を整備し、適切に機能させている。さらに、常務理事会、評議員会及び監査によって、管理運営の円滑化と相互チェックのための体制を整備している。

財務については、「学校法人花園学園中期計画」に基づく財務運営を行い、財務基盤を確立させて、適正な会計処理を実施している。

以上により、「基準 5. 経営・管理と財務」を満たしている。

**基準 6. 内部質保証**

**6-1. 内部質保証の組織体制**

**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

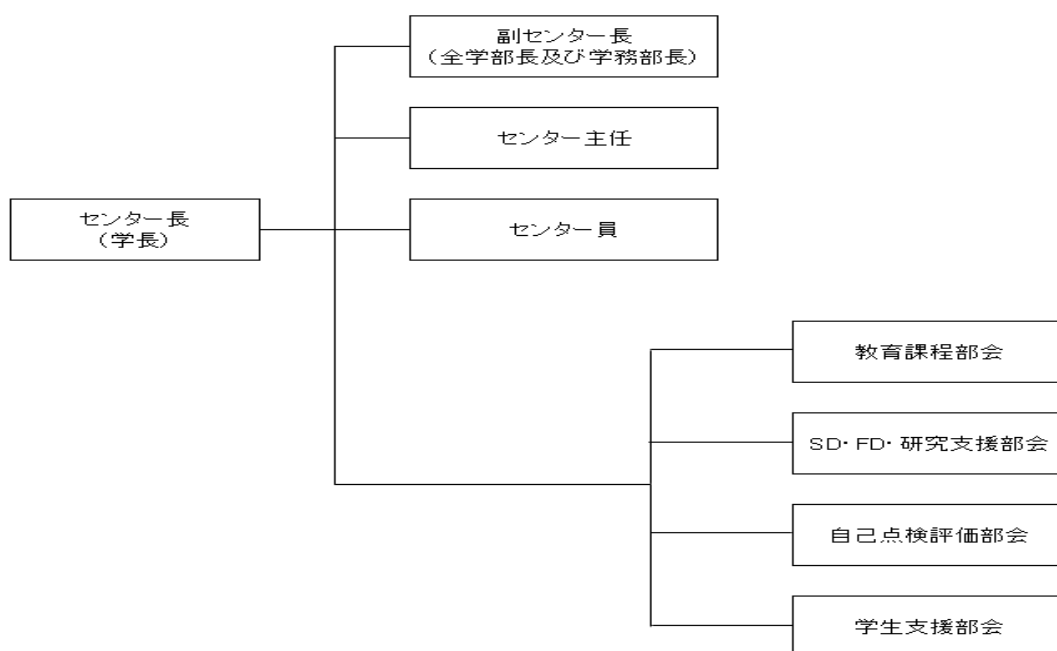
本学は、内部質保証に関する全学的な方針を「花園大学「内部質保証」に関する全学的な方針」【資料 6-1-1】において明示するとともに、その実現を担う中心的な組織として、「教学マネジメントセンター」を設置し、責任体制を明確化した恒常的な組織体制を整備している。

その方針においては、大学教育において最終的に保証されるべき質とは、学生の学びの内容と水準であるとした上で、大学教育の質保証とは、「大学が教育活動を通して、学生に修得させることを目指す知識・技術等の「学修成果」の内容をあらかじめ設定し、それを明示した上で、その達成を確実に実行することを保証すること」であると定義している。

そして、大学教育の質保証を実現するためには、大学が教育活動を行う中で、定期的な自己点検・評価の取組を踏まえて、改革・改善に努め、自主的・自律的に、大学教育の質を自ら保証することが必要であるとしている。具体的には、教育活動について P D C A サイクルを機能させることによって、大学教育の質の向上を図るとともに、その質が一定水準以上にあることを、大学自らが証明し、社会に説明していく必要があるとして、こうした恒常的・継続的な取組を、本学は、内部質保証と定義している。

同センターの主要な構成員は、下図の通りであり、内部質保証のための責任体制を明確にしている。【資料 6-1-2】

【教学マネジメントセンター組織図】





## 花園大学

センター長	丹治 光浩	(学長)
副センター長	佐々木 閑	(文学部長)
	小海 宏之	(社会福祉学部長)
	師 茂樹	(学務部長)
センター主任	松田 隆行	(日本史学科教授)
	黒川 丈朗	(教学マネジメントセンター事務室長)
センター員	有吉 淳一郎	(教養教育課程教授)
	梅木 真寿郎	(社会福祉学科教授)
	和田 一郎	(児童福祉学科教授)

同センターに設置されている部会の構成とそれらの管轄する事項は、以下の通りである。

### 【資料 6-1-3】

#### ◎教学マネジメントセンターの部会とその構成員

(1)教育課程部会：学務部長と各学科・課程主任、職員で構成

→3つのポリシーの検討、教育課程の改善

初年次教育・キャリア教育等を含む教養教育の運営

ジェネリックスキル測定テスト(PROG)※の実施等

※(以下、「PROGテスト」という)

(2)SD・FD・研究支援部会：教員と職員で構成

→教職員のSD・FD研修の企画・実施

「授業評価アンケート」の実施と結果による教員の顕彰

教員相互の授業参観の実施、研修支援方策の企画・実施等

(3)自己点検・評価部会：教員と職員で構成

→「自己点検基本資料集」のデータ収集と分析・評価

各種調査データの分析と活用策の提案

IR機能による自己点検・評価と改善策の提案等

(4)学生支援部会：教員と職員で構成

→学修支援に関する取組の企画・実施、オフィスアワーの実施・改善

「満足度調査」等学生の意見を把握する取組の企画・実施

#### (3)6-1の改善・向上方策(将来計画)

今後の課題としては、第1に、「花園大学「内部質保証」に関する全学的な方針」について、社会的要請の変化や本学の実態などを考慮して、見直しを行っていく。

第2に、教学マネジメントの課題に対応するため、より一層全学的な体制を強化していくとともに、学長のリーダーシップを将来的に支える人材を養成していく。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1)6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2)6-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を、エビデンスに基づいて、定期的実施している。また、自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表している。

本学は、「花園大学自己点検及び評価規程」【資料 6-2-1】に基づいて、教育の質の向上を目的として、自己点検・評価を次のように実施している。

教学マネジメントセンターが、自己点検・評価の項目、基本方針及び実施要綱を策定し、自己点検・評価の進捗を管理する。自己点検・評価結果の検証は、大学評議会が行う。学長は大学評議会の検証を受け、必要な事項について改革・改善の実施を求め、その実現を図っている。

本学は、「自己点検・評価」の前提として、大学の現状を把握・検証するために、「花園大学 自己点検基本資料集」を毎年刊行し、学内で共有している。そこに収録されているデータを、自己点検・評価の基本的なエビデンスとしている。令和元(2019)年度版からは、収録するデータの記載方法について、自己点検・評価の際に、経年変化に注目して分析を行うことを考慮して、単年度データの記載だけでなく、過去5年間の経年データも記載するように変更を行った。【資料 6-2-2】

「花園大学 自己点検基本資料集」に収録されているデータの分類項目は、以下の通りである。これらの多岐にわたる項目によって、全学的な状況を網羅的に把握している。

1. 学生の状況、2. 入試の状況、3. 学務の状況、4. 就職の状況、5. 教職員の状況、6. 財務の状況、7. 校地・校舎、施設利用の状況、8. 図書館の状況、9. 情報システムセンターの状況、10. 教学マネジメントセンターの状況、11. 地域連携の状況、12. 学生相談支援室の状況、13. 京都学講座の状況、14. 人権教育研究センターの状況、15. 花園大学人権週間行事、16. 心理カウンセリングセンターの状況、17. 国際禅学研究所の状況、18. 歴史博物館の状況、19. 後援会の状況、20. 同窓会の状況

#### (1)授業評価アンケートの実施と教員の自己点検・評価

本学は、教員の授業内容・方法及び指導の自己点検・評価のために、毎年、前期と後期に定期的実施している、学生による「授業評価アンケート」の結果をエビデンスとして活用している。【資料 6-2-3】

質問項目は基準 4-2-②でも述べたように、講義科目は、

- ①授業はシラバスに沿って行われているか
- ②シラバスに記してある目的が授業で明確にされているか
- ③授業で使われている教材(テキストや配付資料、黒板、視聴覚教材)は適切か

- ④先生は授業内容をわかりやすく理解させようと工夫や努力をしているか
  - ⑤先生は考えさせ、発言や質問をするように促しているか
  - ⑥先生はあなたの質問や相談に適切に対応しているか
- の6項目となっている。

実習・演習科目は、

- ①授業はシラバスに沿って行われているか
  - ②シラバスに記してある目的が授業で明確にされているか
  - ③先生は演習の発表に対して、しっかり聞いて、その途中や後に正しい指導をしてもらえるか
  - ④先生は考えさせ、発言や質問をするように促しているか
  - ⑤同級生の発表を聞いて、新たな気づきを得ることができたか
- の5項目となっている。

また、アンケートの最後に「自由記入欄」を設け、学生が意見を直接記入できるようにしている。

授業評価アンケートの結果は、教員にフィードバックし、自分の授業内容・方法及び指導をどのように改善するかについてのコメントの提出を各教員に義務づけている。【資料 6-2-4】このようにして、定期的に、教員の授業内容・方法及び指導の自己点検・評価を実施している。

この結果とコメントは、学内のイントラネットで共有するとともに、授業評価アンケートの評価結果を集計してグラフ化したものを、「花園大学授業評価アンケート集計結果グラフ」として大学ホームページにおいて公開している。【資料 6-2-5】

### **(2) 学生の満足度調査を通じた職員の自己点検・評価**

本学は、職員の自己点検・評価のために、学生の「満足度調査」の結果をエビデンスとして活用している。より良い学生の学修環境を構築するために、令和元(2019)年度に、学生の満足度調査を実施した。その調査項目は、基準 2-6-①でも述べたように、①「学修支援」、②「学生生活」、③「施設・設備」の3項目に大別される。設問に対して、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」「いずれでもない」の5つのうちから1つを学生は回答する。

満足度調査の結果については、グラフ化したものを大学ホームページにおいて公開している。【資料 6-2-6】

また、自由記述欄に記入された意見・要望について、各部署において、改善・対応策を検討することによって、職員の自己点検・評価につなげている。これら、自由記述欄に寄せられた意見・要望と回答については、「花園大学満足度調査報告書」として学内で共有している。【資料 6-2-7】

### **(3) 大学機関別認証評価(日本高等教育評価機構)の受審**

本学は、平成 19(2007)年度に、大学機関別認証評価(財団法人日本高等教育評価機構)を受審し、平成 20(2008)年 3 月 19 日付で、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていることを認定する」という判定を受けた。平成 25(2013)年度には、2 回目となる大学機関別認証評価を受審し、平成 26(2014)年 3 月 11 日付で、「日本高等教育評価

機構が定める大学評価基準に適合していると認定する」という判定を受けた。

平成 19(2007)年に提出した「自己評価報告書」と、平成 25(2013)年に提出した「自己点検評価書」については、大学ホームページで公表している。また、平成 25(2013)年の評価結果は、日本高等教育評価機構のホームページ上に公開されていることを大学ホームページに明記し、リンクを張っている。【資料 6-2-8】

#### (4)「花園大学 ZEN to you&you 中期ビジョン 2021」の自己点検・評価(中間評価)

平成 29(2017)年 3月に策定した「中期ビジョン 2021」【資料 6-2-9】は、「教育力」、「研究力」、「学生支援力」、「就職支援力」、「経営力」の 5つを重点課題としており、対応する計画は 32 に及んでいる。

教学マネジメントセンターでは、「中期ビジョン 2021」が、計画期間 5 年の中間期に当たる令和元(2019)年の時点で、これまでの取り組み状況を踏まえた中間評価を実施した。中間評価は「花園大学自己点検及び評価規程」に基づき、各実行項目に対応する各部署が「花園大学自己点検基本資料集」に収録されている数値をエビデンスとして行った。具体的には、基準日を令和元(2019)年 9 月 30 日とし、①これまでの取組状況、②達成状況、③今後の課題、④根拠資料をまとめることにより自己点検・評価を実施した。なお、②達成状況では、以下の S、A、B、C の基準により評価した。

S : 目標を上回る成果が得られている

A : 目標を達成できている

B : 目標を概ね達成できている

C : 目標を達成できていない

令和 2(2020)年 2 月 25 日に開催された教学マネジメントセンター自己点検・評価部会で結果をまとめ、同年 3 月 9 日の大学評議会において検証を行った。以上の作業を踏まえて、教学マネジメントセンターは、中期ビジョンの自己点検・評価(中間評価)の結果を報告書としてまとめ、学内で共有するとともに、大学ホームページで公開して、社会への公表を行った。【資料 6-2-10】

### **6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

本学の IR 機能の構築と活動は、現状把握のために十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。主な調査・データの収集と分析について、以下で説明する。

#### (1)「花園大学 自己点検基本資料集」の収録データ

まず、「花園大学 自己点検基本資料集」に収録している、自己点検・評価の根拠となる主な収集データは以下の通りである。【資料 6-2-11】

「休学者・退学者の抑制」に関する、「I. 学生の状況」については、

- ①学生数(学部・学科・回生別の学生数、学部・学科別の在籍者数、研究科・専攻・回生別の大学院生数、研究科・専攻別の在籍者数等)
- ②休学者数(学部・学科・回生別の休学者数、研究科・専攻・回生別の休学者数、学部・大学院別の休学者数等)
- ③退学者数(学部・学科・回生別の退学者数、研究科・専攻・回生別の退学者数、学部・大学院別の退学者数等)

- ④除籍者数(学部・学科・回生別の除籍者数、研究科・専攻・回生別の除籍者数、学部・大学院別の除籍者数等)
  - ⑤正規卒業率(学部・学科別の正規卒業者数・正規卒業率及び研究科・専攻別の正規卒業者数・正規卒業率)
- 等を収集している。

「収容定員の充足」に係る、「Ⅱ. 入試の状況」については、

- ①全入学試験の集計表(学部・学科別の志願者数・受験者数・合格者数・手続者数・入学者数)
  - ②入学者推移表
  - ③大学院入学者推移表
- 等を収集している。これらのデータによって、学部・学科別に、入試区分別の受験者数・合格者数・入学者数や入学定員充足率等を把握している。

「Ⅲ. 学務の状況」については、「学修成果」を把握する指標の1つである「資格の取得状況」に関するものとして、

- ①博物館学芸員・図書館司書資格取得者数
  - ②教育職員免許状取得者数
  - ③学科別教科別教免取得者数
  - ④社会福祉士受験資格取得者数
  - ⑤精神保健福祉士受験資格取得者数
  - ⑥介護福祉士資格・介護福祉士受験資格取得者数
  - ⑦保育士資格取得者数等
- を収集している。

「Ⅳ. 就職の状況」については、「学修成果」を把握する指標の1つである「就職の状況」に関するものとして、

- ①学部・学科別の就職率の推移
  - ②学部・学科別の内定率の推移
  - ③学部・学科別の就職相談の件数の推移
  - ④学部別の卒業後の進路先の状況
  - ⑤公務員・教員の就職状況
- 等を収集している。

以上のデータに関しては、直近5年間の推移を把握できるようにしている。

## (2)「IRのためのデータ収集項目」と調査・分析

教学マネジメントセンターでは、内部質保証の前提となる「自己点検・評価」のために各学生の現状を把握すべく、学務課、入試課、就職課等における学生のデータを収集してデータベースを構築し、分析を行うことができる体制を整備している。そうした各種のデータを一覧にまとめた資料が、「IRのためのデータ収集項目」である。【資料 6-2-12】

そこにおいては、以下のデータが収集されている。すなわち、

- ①受験時の入試方法
- ②受験時の入試成績

- ③G P A (1 回生次・2 回生次・3 回生次・4 回生次～)
  - ④累積G P A
  - ⑤取得単位数(1 回生次・2 回生次・3 回生次・4 回生次～)
  - ⑥取得単位数(トータル)
  - ⑦P R O Gテストの結果(1 回生次、3 回生次)
  - ⑧免許・資格の取得状況
  - ⑨出席状況
  - ⑩卒業に要した年数
  - ⑪休学・退学・除籍の状況(該当する場合はその学年と理由)
  - ⑫就職先
- 等である。

これらのデータ収集項目によって、各学生の学修成果を中心として、受験・入学から卒業・就職先まで、追跡調査を実施して分析することが可能になった。すなわち、本学学生が、①どのような入試方法・入試成績で入学してきたのか

②在学中に、ディプロマ・ポリシーに示された資質・能力をどのくらい身につけて、学修成果をあげることができたのか

③卒業・就職ができたのか

といったことが分析可能になった。

令和元(2019)年度には、以下の調査・分析から着手した。平成27(2015)年度入学・令和元(2019)年度卒業の学生について、受験時の入試方法と正規卒業率との関係を分析した。その結果、受験時の入試方法により、正規卒業率には、明確な差があることが明らかになった。

さらに、①受験時の入試方法ごとに、1 回生次・2 回生次それぞれの全学必修科目の成績(100 点満点の平均点)を測定して比較

②受験時の入試方法ごとに、累積G P Aの数値を比較したりする調査を行い、受験時の入試方法と成績との関係

を分析した。その結果、受験時の入試方法により、成績及び累積G P Aの数値には、明確な差があることが明らかになった。

以上の調査・分析結果は、教学マネジメントセンターの自己点検・評価部会及び教学マネジメントセンター会議に提出して検討を行った。【資料6-2-13】

### (3) 調査・分析に基づいた入試制度改革

以上の調査・分析結果を踏まえて、さらに入試についての調査・分析を実施し、その結果に基づいて、本学は、入試制度改革を実施した。従来から、アドミッションズオフィス(AO)入試(以下、「AO入試」という)で入学してきた学生について、

①「AO入試で入学してきた学生は、他の入試方法で入学してきた学生よりも学力が低いのではないか？」

②「AO入試で入学してきた学生は、休学者・退学者が多いのではないか？」

という指摘がなされてきた。そこで、以下のような調査・分析を行った。【資料6-2-14】

①「AO入試で入学してきた学生は、他の入試方法で入学してきた学生よりも学力が低いのではないか？」という疑問については、入試方法別に、GPAの平均値や標準偏差を比較する調査を実施したところ、AO入試の入学者は、平均より低い数値を示していることが判明した。

②「AO入試で入学してきた学生は、休学者・退学者が多いのではないか？」という疑問については、入試方法別に、休学者数・退学者数・除籍者数を比較し、休学率・退学率を算出する調査を実施した。その結果、AO入試の入学者は、休学者数・退学者数が平均値よりも多いことが判明した。

以上の調査・分析の結果に基づき、令和2(2020)年度から実施される「総合型選抜(AO)」において、受験生に新たに「小論文」を課すという入試制度改革を実施することとした。

【資料6-2-15】このことによって、「知識・技能」の観点から、課題についての知識を持っているかを評価するとともに、「思考力・判断力」の観点から、自分の考えを分かりやすく文章で説明できるかを評価し、入学後の学修に対応できる学力がある学生を受け入れる制度に改善する。

#### (4) 学生の「成長の度合い」と「成長の要因」についての調査・分析

ディプロマ・ポリシーに関する調査・データの収集と分析における重要な視点の1つが、本学学生が、ディプロマ・ポリシーにおいて示された資質・能力をどれほど身につけて、学修成果をあげられたのかである。そのため、本学では、PROGテストを1回生次(入学直後の時期)と3回生次(前期の終わりの時期)に毎年実施している。

「基準項目3-3-①」において述べたように、PROGテストは、専攻・専門に関係なく、広く社会で求められる汎用的な能力・態度・志向であるジェネリックスキルについて、①「リテラシー」と、②「コンピテンシー」の観点から測定するテストである。

PROGテストを実施することによって、「リテラシー」と「コンピテンシー」だけでなく、DP1~DP5という5つの資質・能力を学生が身につけて伸ばすことができたのかを、客観的に数値で測定・把握している。その結果及び分析結果については、「PROG全体傾向報告書」を作成し、教職員に配布して共有している。【資料6-2-16】

令和元(2019)年度においては、1回生次から3回生次までの2年間で、PROGテストにおけるコンピテンシーの伸長率がとりわけ高かった学生12人(各学科2人)に対して、個別にインタビュー調査を実施して、どのような経験によるものか成長要因を調査した。そして、その調査・分析の結果をまとめた「コンピテンシー成長要因インタビュー調査報告書」を作成し、教員に配布して共有している。【資料6-2-17】

#### (5) 「休学者・退学者の抑制」についての取組と調査・分析

本学の大きな課題の1つが、「休学者・退学者の抑制」である。平成30(2018)年度から、本学は「担任制度」を導入し、全学生について、専任教員が担任を務めるようにした。担任の教員は、前期と後期に、担任する全ての学生と面談し、学生の学修面や生活面の諸問題を把握して対応することによって、休学者・退学者の抑制を図っている。【資料6-2-18】また、同年度における休学者・退学者の抑制への取組状況を踏まえて、令和元(2019)年度においては、休学率・退学率の目標数値の設定と具体的な取組策の提出を、各学部・各学科に対して学長が指示して、重点事項として取り組んでいる。【資料6-2-19】

この点に関連して、本学では、休学者数・退学者数の把握はもとより、その理由についても、調査・分析を進めている。具体的には、

- ①卒業時に累積GPAの数值が上位であった学生
- ②PROGテストの結果が1回生次から3回生次にかけて大きく伸長した学生
- ③休学・退学・除籍となった学生について、それぞれ1回生次・2回生次の全学必修科目の成績(100点満点の平均点)

を比較し、受験時の入試方法と成績との関係を分析した。その結果、それぞれの成績には明確な差が認められ、①卒業時にGPAの数值が上位であった学生と②PROGテストの結果が1回生次から3回生次にかけて大きく伸長した学生については、100点満点の平均点が80～90点台と高く、それに対して、③休学・退学・除籍となった学生については、平均点が30～50点台と低いことが明らかになった。【資料6-2-20】このことから、多くの休学者・退学者・除籍者の背景には、成績不良・学業意欲喪失が存在することが推測される。【資料6-2-21】

### (3)6-2の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価についての課題として、第1に、「花園大学 自己点検基本資料集」の収録データについて、加工や記載方法の工夫により利便性を高める。第2に、「授業評価アンケート」の学生の回答率の向上と、アンケート結果に対する教員の改善に関するコメントの提出率の向上を実現する。

IR機能の構築と活動についての課題として、第1に、前述した「IRのためのデータ収集項目」の諸データによって、本学学生が、①どのような入試方法・入試成績で入学してきたのか、②在学中に、ディプロマ・ポリシーに示された資質・能力をどのくらい身につけて、学修成果をあげることができたのか、③卒業・就職ができたのか、という追跡調査と分析を深めていく。第2に、「休学者・退学者の抑制」という本学の課題について、休学者数・退学者数の経年的把握と、その理由について調査・分析を深めていく。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1)6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

#### (2)6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、3つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されている。また、認証評価や自己点検・評価などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づいて、大学運営の改善・向上のために、内部質保証の仕組みを機能させている。

以下では、(1)3つのポリシーを起点とした教育の内部質保証と(2)中長期的な計画に基



づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証という2つに分けて、本学の内部質保証の仕組みと機能について説明する。

### (1) 3つのポリシーを起点とした教育の内部質保証

「花園大学「内部質保証」に関する全学的な方針」において明示されている「3つのポリシーを起点とした内部質保証のためのPDCAサイクル」は、以下のようなものである。

#### **【資料6-3-1】**

本学は「建学の精神」に基づき、「卒業認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー：DP)」、「教育課程編成・実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー：CP)」、「入学者の受け入れに関する方針(アドミッション・ポリシー：AP)」という「3つのポリシー」を策定した。

この3つのポリシーに基づき、入学者の受け入れ、教育課程編成・実施、卒業認定・学位授与という各段階における目標(P)を設定して、体系的・組織的な教育を展開する(D)。そして、学修成果等を測定・把握して、自己点検・評価を実施し(C)、必要な改革・改善を実施する(A)。このように、教育活動において、PDCAサイクルを機能させる。

また、個々の教員が行う教育活動においても、各授業の内容・方法等について、FD研修や教員相互の授業参観、学生による授業評価アンケート等によって、PDCAサイクルを機能させ、必要な改革・改善を実施する。

以下では、3つのポリシーを起点とした内部質保証のためのPDCAサイクルのうち、(ア)学修成果等を測定・把握して、自己点検・評価を実施する(=C)、(イ)必要な改革・改善を実施する(=A)という2つの段階を中心に、教育の質保証活動とその結果に基づく改善状況を説明する。その際、(ア)、(イ)それぞれを「学修成果等を測定・把握する指標・事項」に着目して、①～⑨の9項目に分けて説明する。

### (ア)学修成果等を測定・把握して、自己点検・評価を実施する(=C)

#### ①GPA

本学は、学修成果を測定する指標としてGPAを活用している。前述したように、学術マネジメントセンターでは、データベースを構築し、そこにおけるデータを利用して、分析を行うことができる体制を整備している。GPAについては、各回生次のGPAや累積GPAのデータを収集している。また、令和元(2019)年度の2回生、3回生、4回生の累積GPAを学科ごとに集計して、「成績評価の分布」として大学ホームページに公開している。【資料6-3-2】

これをみると、学科間に成績分布の偏りがあることが明らかになる。したがって、累積GPAを指標として使用する際には、注意が必要である。今後の課題としては、学生全体の学力の底上げ・引き上げを図ることが必要である。

#### ②正規卒業率(標準修業年限卒業率)

学修成果を把握する指標の1つとして、「正規卒業率(標準修業年限卒業率)」がある。この数値は、入学した学生数のうち、学部であれば標準修業年限である4年で卒業できた学生がどれだけいるかの割合を計算したものである。この数値が高ければ、ディプロマ・

ポリシーに基づいて、大学が求める資質・能力を身につけた学生を多く輩出したこととなるので、教育の成果が大きかったと見ることができる。したがって、内部質保証活動を正しく機能させ、この数値を高く保つことが望ましい。

本学の正規卒業率(標準修業年限卒業率)について、平成 26(2014)年度から令和元(2019)年度に至る学部全体の数値を以下に記す。【資料 6-3-3】

【表 6-3-1】

	入学時学生数	正規卒業者数(4年)	正規卒業率
2014年度	532	393	73.9%
2015年度	460	324	70.4%
2016年度	524	379	72.3%
2017年度	498	353	70.9%
2018年度	485	371	76.5%
2019年度	352	236	67.0%

平成 26(2014)年度から令和元(2019)年度まで、本学の正規卒業率(標準修業年限卒業率)は 70%前後が続いており、これは高い数値ではない。引き続き、「休学者・退学者の抑制」についての取組を強化するとともに、中期ビジョン 2021 における「教育力の強化」「学生支援力の強化」のための取組を強化して、正規卒業率(標準修業年限卒業率)を引き上げていく必要がある。

### ③進路決定率・就職率

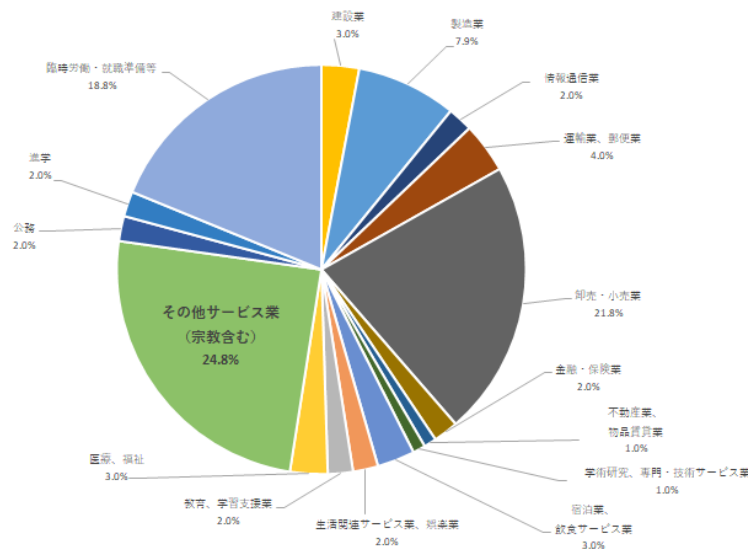
進路決定率・就職率は、大学が適切な学生支援体制をとって、学生を社会に送り出せているかを確認できる指標である。

令和元(2019)年度の就職状況については、文学部は「宗教、その他サービス業」が25人と(24.8%)と最も多く、社会福祉学部は、「医療・福祉」が69人(43.1%)と最も多くなっており、「人材養成その他教育研究上の目的」や3つのポリシーに沿った就職先が多い傾向にある。

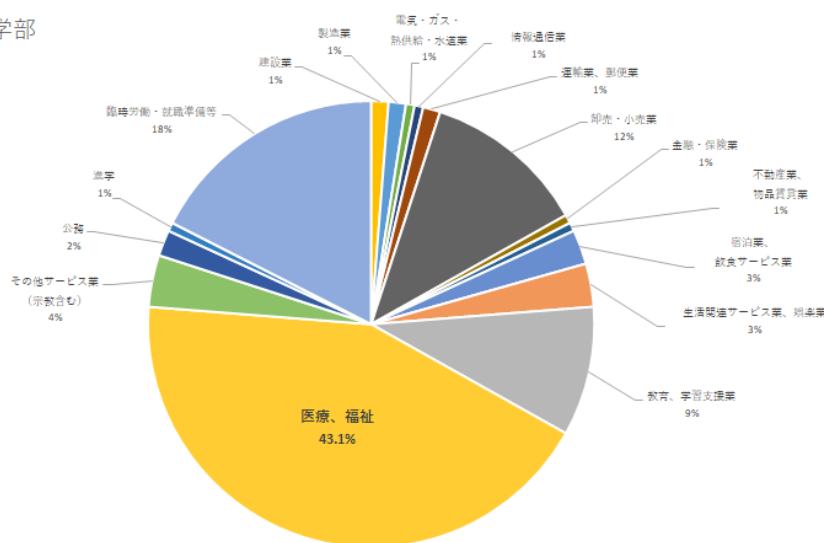
なお、大学全体の就職率は、平成29(2017)年度が97.8%、平成30(2018)年度が100%、令和元(2019)年度が100%と改善が実現している。【エビデンス集データ編 表2-5】

#### 【就職先業種別状況】

##### 文学部



##### 社会福祉学部



④免許・資格の取得状況、国家試験合格率

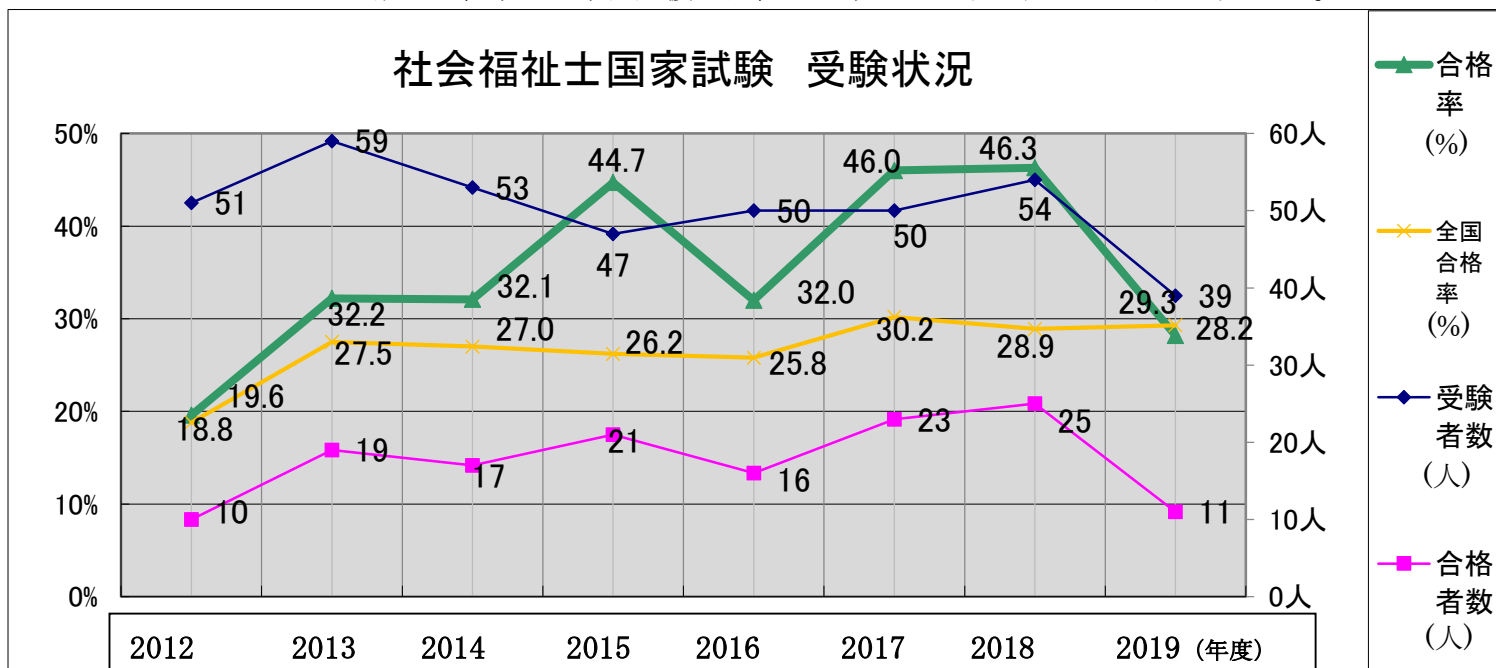
ある学科の教育課程が、専門職人材の養成を目的としている場合や、あるいは、その学科の「人材養成その他教育研究上の目的」や3つのポリシーに、免許・資格取得が深く関係する場合には、免許・資格の取得状況や国家試験合格率を、学生の学修成果や大学の教育成果の指標の1つと見なすことができる。

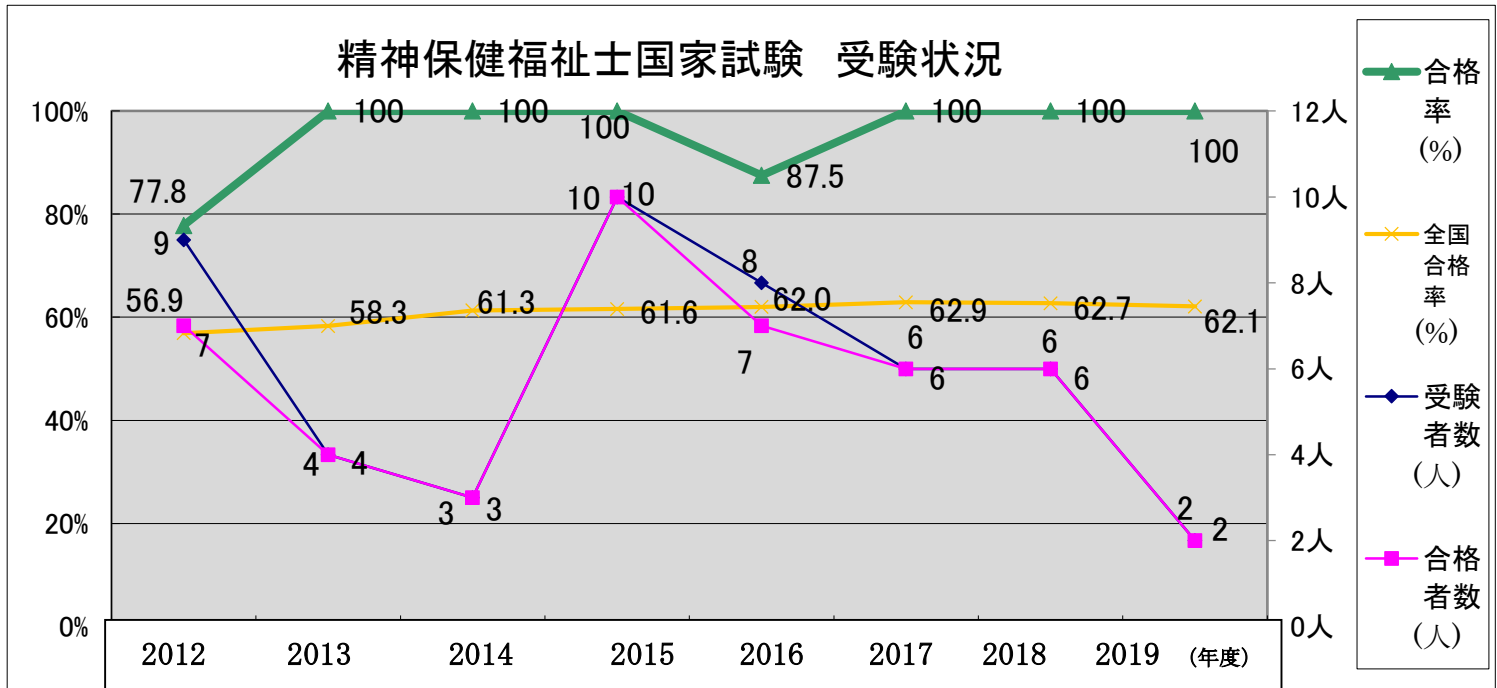
本学の場合は、社会福祉学科・臨床心理学科・児童福祉学科において、教育課程の「人材養成その他教育研究上の目的」や3つのポリシーに、免許・資格取得が深く関係することもあり、免許・資格の取得状況や国家試験合格率を学修成果の把握する指標の1つとして設定している。

2019年度、社会福祉士受験資格取得者数は、卒業生115人中41人(35.7%)であり、介護福祉士受験資格取得者数は、卒業生6人中6人(100%)であった。精神保健福祉士受験資格取得者数は、卒業生61人中2人(3.3%)であった。

児童福祉学科の教員免許取得者の学科全体に占める比率は、44人中36人で81.8%となっており、また、保育士資格取得者数は、44人中34人で77.3%となっている。また、幼稚園教諭の免許取得者が29人、養護教諭の免許取得者が17人となっている。免許・資格の取得状況という点については、児童福祉学科は、3つのポリシーや「人材養成その他教育研究上の目的」に沿った学修成果を達成できているといえる。【資料6-3-4】

国家試験合格率については、社会福祉学科・臨床心理学科の学生が受験する社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格において、本学学生の新卒合格者の合格率は、これまで高い数値を示してきた。令和元(2019)年度の世界福祉士の国家試験の合格率は、全国平均で29.3%、同年度の本学の合格率は、28.2%と全国平均と比較して同程度の数値であったが、同年度の精神保健福祉士の国家試験においては、本学の新卒受験者の合格率は、100%に到達している。【資料6-3-5】これらの国家試験合格率は、学生の学修成果と本学の教育成果を把握する指標と見なすことができる。今後も引き続き、これらの国家試験の合格率を上げることを目指して、学生の学修支援の強化に大学として取り組んでいく必要がある。





#### ⑤ジェネリックスキル測定テスト(PROG)

前述したように、PROGテストを1回生次(入学直後の時期)と3回生次(前期の終わりの時期)に、毎年実施している。

PROGテストの結果については、「PROG 全体傾向報告書」を作成し、教職員に配布して共有している。【資料 6-3-6】同報告書におけるPROGテストの結果と分析結果から、コンピテンシーの底上げの必要性が明らかになった。そのため、令和元(2019)年度においては、1回生次から3回生次までの2年間で、PROGテストにおけるコンピテンシーの伸長率がとりわけ高かった学生12人(各学科 2人)に対して、個別にインタビュー調査を実施して、どのような経験によるものか成長要因を調査した。そして、その調査・分析の結果をまとめた「コンピテンシー成長要因インタビュー調査報告書」を作成し、教員に配布して共有している。【資料 6-3-7】

今後は、同報告書において述べられている「成長につながった経験」を分析し、教育活動の改善に反映していく必要がある。また、引き続き、「中期ビジョン2021」における「教育力の強化」「学生支援力の強化」のための取組を含めて、コンピテンシーの底上げ・引き上げを図る必要がある。

#### ⑥就職先の企業アンケート

本学は、「ディプロマ・ポリシー」において定めた「卒業時に身につけておくべき5つの資質・能力(DP1~DP5)」について、社会の評価や課題を把握して、今後の教育やキャリアサポートの改善に活用するために、令和元(2019)年度に、「就職先企業様における卒業生の“資質・能力”に関する調査」を実施した。この調査においては、明確な回答を得るために、DP1~DP5をそれぞれ2つに分類して「10の力」として定義し、それらを指標として調査を実施した。DP1~DP5に対応する10の力は、それぞれ以下の通りである。

自立性・自律性・主体性(D P 1)：自己研鑽力＋主体的行動力  
知識・理解(D P 2)：応用力＋受容力  
思考・判断(D P 3)：課題発見力＋課題解決力  
技能・表現(D P 4)：自己表現力＋情報活用力  
態度・志向(D P 5)：協働力＋社会貢献力

本調査においては、これらの10の力について、企業が採用の判断基準として重要視しているものは何か、過去3年間の新卒採用者について課題と考えているものは何かを中心に調査を行った(いずれの設問も複数回答可)。この調査の集計結果については、「就職先企業様における卒業生の“資質・能力”に関する報告書」を作成して、教員に配布した。【資料6-3-8】

同報告書において明らかになったことは、以下の通りである。企業が採用の判断基準として重要視しているものは、「自立性・自律性・主体性(D P 1)：自己研鑽力＋主体的行動力」(27%)と「態度・志向(D P 5)：協働力＋社会貢献力」(25%)であった。また、過去3年間の新卒採用者について企業が課題と考えているものは、「自立性・自律性・主体性(D P 1)：自己研鑽力＋主体的行動力」(32%)と「思考・判断(D P 3)：課題発見力＋課題解決力」(20%)であった。

今後の課題としては、教育の質保証活動において、過去3年間の新卒採用者についての課題であると企業が考えている「自立性・自律性・主体性(D P 1)：自己研鑽力＋主体的行動力」と「思考・判断(D P 3)：課題発見力＋課題解決力」の2つの資質・能力を特に身につけさせることである。

#### ⑦授業評価アンケート

本学は、学生の学修状況の把握と、教員の授業内容・方法及び指導の自己点検・評価のために、毎年、前期と後期に実施している、学生による「授業評価アンケート」の結果を活用している。

全体的な傾向を述べれば、平成30(2018)、令和元(2019)年度の調査結果においては、「前もって講義概要(シラバス)を読んでいるか」、「授業の前の予習時間」、「授業の後の復習時間」について「まったくしていない」と答える学生が多数を占めた。特に「授業の前の予習時間」については、9割近くの学生が「していない」「まったくしていない」と回答している。一方、それ以外の項目については、「している」「しっかりしている」と答えている。【資料6-3-9】

#### ⑧教員相互の授業参観

「教員相互の授業参観」においては、参観した教員から、講義の長所等について自由記述のコメントが集積されている。個々の授業の特性があるため、全体的な傾向を出すようなことはしていないが、集められたコメントは各教員にフィードバックするとともに、「S D・F D・研究支援部会」において共有されている。【資料6-3-10】【資料6-3-11】

#### ⑨学生の満足度調査

学生のより良い学修環境を構築するために、令和元(2019)年度に、学生の「満足度調査」

を実施した。各項目において「やや満足」が多かったが、学修支援や学生生活に関する質問については、「知らない」「自分にはあてはまらない」という回答が多かった。

また、満足度調査の「自由記述欄」に寄せられた意見・要望については、該当する各部署にフィードバックしている。【資料 6-3-12】

### (イ)必要な改革・改善を実施する(=A)

#### ①GPA

前述したように、本学の累積GPAの分布を分析してみると、成績下位に分布が偏っている学科がある上、学科間で分布に差があること等の問題が明らかになった。これらを是正するため、教育課程の改革も視野に入れ、教員の授業内容・方法、指導の改善・向上等によって、引き続き、学生全体の学力の底上げ・引き上げを図る取組を続けていく。

#### ②正規卒業率(標準修業年限卒業率)

正規卒業率(標準修業年限卒業率)を向上させるため、引き続き、「休学者・退学者の抑制」についての取組を強化するとともに、「中期ビジョン2021」における「教育力の強化」「学生支援力の強化」のための取組を強化していく。

#### ③進路決定率・就職率

大学全体の就職率は、平成29(2017)年度が97.8%、平成30(2018)年度が100%、令和元(2019)年度が100%と改善が実現している。引き続き、「中期ビジョン2021」における「就職支援力の強化」のための取組を強化して、この状況を維持していく。

#### ④免許・資格の取得状況、国家試験合格率

免許・資格の取得状況という点に関しては、3つのポリシーや「人材養成その他教育研究上の目的」に沿った学修成果を概ね達成できているといえる。引き続き、この状況の維持・向上を図っていく。

国家試験合格率については、社会福祉学科・臨床心理学科の学生が受験する社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格において、本学学生の新卒合格者の合格率は、これまで高い数値を示してきた。今後も引き続き、これらの国家試験の合格率を上げることを目指して、学生の学修支援の強化に取り組んでいく。

#### ⑤ジェネリックスキル測定テスト(PROG)

「PROG 全体傾向報告書」におけるPROGテストの結果とその分析については、コンピテンシーの底上げ・引き上げが1回生にも3回生にも望まれるというものであった。

今後は、「コンピテンシー成長要因インタビュー調査報告書」において述べられている「成長につながった経験」を分析し、教育活動の改善に反映していく。また、引き続き、「中期ビジョン2021」における「教育力の強化」「学生支援力の強化」のための取組を含めて、コンピテンシーの底上げ・引き上げを図っていく。

#### ⑥就職先の企業アンケート

令和元(2019)年度に実施した「就職先企業様における卒業生の“資質・能力”に関する調査」の結果、「自立性・自律性・主体性(DP1)：自己研鑽力+主体的行動力」と「思考・判断(DP3)：課題発見力+課題解決力」という2つの資質・能力を学生に身につけさせる、という課題が明らかになった。引き続き、「中期ビジョン2021」における「教育力の

強化」「学生支援力の強化」に取り組んでいく。

#### ⑦授業評価アンケート

授業評価アンケートによって明らかになった、講義概要(シラバス)を読んでいない点、予習・復習時間が短い点については、大学全体でのガイダンス等を充実させるとともに、教員の授業内容・方法、指導の改善・向上等に取り組んでいく。

個々の授業については、「授業評価アンケート」における学生の評価結果を、教員にフィードバックしている。教員には、評価結果を受けて、授業内容・方法及び指導を自己点検・評価した上で、どのように改善するかについてのコメントの提出が義務づけられている。引き続き、この作業を通じて、教員の授業内容・方法及び指導の改善を実現していく。

#### ⑧教員相互の授業参観

授業参観をした教員には、「本講義の長所、自身の講義で取り入れたい事」等を記入した「教員相互の授業参観」アンケートの提出を義務づけ、それを担当教員にフィードバックすることによって、授業内容・方法の改善を行っている。引き続き、この作業を通じて、各教員の授業内容・方法の改善を実現していく。

#### ⑨学生の満足度調査

学修支援や学生生活に関する質問について、「知らない」「自分にはあてはまらない」という回答が多かったことについては、ガイダンスや学生への周知をより強化していく。

自由記述欄に寄せられた意見・要望については、該当する各部署に改善策・対応・コメントを回答することを義務づけた。引き続き、この作業を通じて、教職協働のもとで学修支援・学生支援の改善を実現していく。

### (2) 中長期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証

本学は、認証評価や自己点検・評価などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づいて、大学運営の改善・向上のために、内部質保証の仕組みを機能させている。

この点について、以下では、①大学機関別認証評価(日本高等教育評価機構)の結果に対する改善状況と、②「花園大学 ZEN to you&you 中期ビジョン 2021」の自己点検・評価(中間評価)による改善状況とPDCAサイクルを取り上げて説明する。

#### ①大学機関別認証評価(日本高等教育評価機構)の結果に対する改善状況

本学は、平成 25(2013)年度に、2 回目となる大学機関別認証評価を受審し、平成 26(2014)年 3 月 11 日付で、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する」という判定を受けた。

その際、指摘された「改善を要する点」については全て改善し大学ホームページで公表している。【資料 6-3-13】【資料 6-3-14】また、「参考意見」についても全て改善を行った。

仏教学科の収容定員充足率が低いことについては、妙心寺派僧侶育成課程の設置や、広報活動の強化等、学生確保に努めたが、収容定員の充足を達成できないことが続いた。そのため、令和元(2019)年度の入学者から収容定員を引き下げ、令和 2(2020)年度の入学者において、収容定員の充足を達成することができた。【共通基礎データ様式 2】

また、「参考意見」として指摘された「教育課程編成・実施の方針」については、令和



元(2019)年度に、3つのポリシーの全面的見直しを行い、カリキュラム・ポリシーを改定して更なる改善を行った。

## ②「花園大学 ZEN to you&you 中期ビジョン 2021」の自己点検・評価(中間評価)による改善状況とPDCAサイクル

前述したように、本学では、創立 150 周年を迎えるにあたって、中期計画である「中期ビジョン 2021」を、平成 29(2017)年 3 月に策定した。そこにおいては、「教育力」、「研究力」、「学生支援力」、「就職支援力」、「経営力」という 5 つの力を強化することが重点課題となっており、この 5 つの力の強化に対応した計画の実行項目は 32 に及んでいる。この中期計画は、認証評価や自己点検・評価の結果を踏まえたものである。

具体的には、認証評価の基準項目も考慮しつつ、認証評価においても指摘された「収容定員を充足する」という本学の課題に対して、「中期ビジョン 2021」は、「教育力」、「研究力」、「学生支援力」、「就職支援力」、「経営力」という 5 つの力を合わせて強化することによって、志願者数を増加させ、定員を充足することを目指して、策定されたものである。また、自己点検・評価において明確になった「休学者・退学者の抑制」という本学の課題については、「中期ビジョン 2021」においては、特に「教育力」と「学生支援力」を強化することによって、休学者・退学者の抑制を図ろうとするものである。

中期ビジョンの策定後、2 年を経過した令和元(2019)年の時点で、「花園大学自己点検及び評価規程」に基づいて、自己点検・評価(中間評価)の作業を実施した。具体的には、各実行項目について、基準日を令和元(2019)年 9 月 30 日として、①これまでの取組状況、②達成状況、③今後の課題、④根拠資料をまとめた資料の提出を各部署に義務づけることによって、自己点検・評価を実施した。その際に、②達成状況については、以下の S、A、B、C の基準で評価した。

この「中期ビジョン 2021」の自己点検・評価(中間評価)の作業は、中期計画の PDCA サイクルの「C」に該当する。また、②達成状況において B と C の評価がなされた実行項目を中心として、各実行項目で③今後の課題として指摘された事項が、PDCA サイクルの「A」において、改善・向上を実現するために実行すべき事項ということになる。

以上の点を踏まえた、本学における中期計画の PDCA サイクルの「C」から「A」に至る過程を以下のように制定して、確実な改善を図る体制を構築している。

まず、①各担当部署等が自己点検・評価を行い、資料を作成して、教学マネジメントセンターに提出する。②教学マネジメントセンターが、各担当部署等から提出された自己点検・評価の資料をもとに、報告書をまとめ、大学評議会に提出する。③大学評議会が、提出された報告書を検証する。④それを踏まえて、教学マネジメントセンターが自己点検・評価結果の報告書を作成して、学長に提出する。⑤学長が、自己点検・評価結果について、改善が必要と認めた事項に対して、担当部署等に改善の実施を求め、改善の実現を図る。

本学は、こうした PDCA サイクルによって、中期計画に基づいて、大学運営の改善・向上のために、内部質保証の仕組みを機能させている。

たとえば、この中間評価において明らかになった、B 評価の「奨学金制度・授業料減免制度を整備・充実し、学生への周知徹底を図り、その有効な運用を実現するとともに、アルバイトの紹介など経済的支援を実施する」について、学務課が学生にわかりやすく奨

学金の申し込み方法を伝えるための動画を作成し、YouTube で配信する取組を行うなど、改善を進めている。【資料 6-3-15】

なお、自己点検・評価結果の報告書は、学外の評価者による外部評価を受ける。また、それを学内で共有するとともに、大学ホームページで公開して、社会への公表を行っている。【資料 6-3-16】

### (3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

第 1 に、3 つのポリシーを起点とした内部質保証のための P D C A サイクルの課題としては、6-3-①(ア)(イ)で述べた諸課題を、学部・学科、教学マネジメントセンター、各部署等の事業計画に落とし込んで、実現を図ることである。具体的には、① G P A、② 正規卒業率(標準修業年限卒業率)、③ 進路決定率・就職率、④ 免許・資格の取得状況、国家試験合格率、⑤ ジェネリックスキル測定テスト(P R O G)、⑥ 就職先の企業アンケート、⑦ 授業評価アンケート、⑧ 教員相互の授業参観、⑨ 学生の「満足度調査」の 9 点について、事業計画に基づいて実現を図っていく。

第 2 に、大学機関別認証評価(日本高等教育評価機構)の結果に対する改善状況の課題としては、今回の認証評価の結果を中期計画や各年度の事業計画に反映させて、改善を進めていく。

第 3 に、中期計画である本学の「中期ビジョン 2021」の課題としては、中間評価で抽出された課題に対する改善を進めるとともに、最終年度においても自己点検・評価を実施して、次期の中期計画の策定等に反映させる。

### 【基準 6 の自己評価】

本学は、内部質保証に関する全学的な方針を「花園大学「内部質保証」に関する全学的な方針」において明示するとともに、「内部質保証」の実現を担う中心的な組織として、「教学マネジメントセンター」を設置し、内部質保証のための責任体制を明確化した恒常的な組織体制を整備している。

また、「花園大学自己点検及び評価規程」に基づいて、内部質保証のための自己点検・評価を、エビデンスに基づいて実施している。さらに、自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表している。

本学の I R は、現状把握のための調査・データの収集と分析を行う機能を有し、改善を推進するための体制を整備している。

本学では、3 つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されている。また、認証評価や自己点検・評価などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づいて、大学運営の改善・向上のために、内部質保証の仕組みを機能させている。

I R 機能や内部質保証の仕組みの構築と機能については、緒に就いたばかりで課題は少なくないが、内部質保証の仕組みを構築して、P D C A サイクルを機能させているという点においては、「基準 6. 内部質保証」を満たしている。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域連携

##### A-1. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること

##### A-1-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

中央教育審議会の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」でも示されているように、地域連携(地域発展のための地域連携)は、今後の大学に求められる機能でもある。本学はそれ以前から、建学の精神にもとづき、利他の精神に基づく社会貢献のための社会連携・地域連携を推進してきた(平成25年度自己点検評価書参照)。平成27(2015)年、学長・丹治光浩は、学長就任にあたり、建学の精神の具現化のための重点項目の1つとして「地域連携の推進」を掲げた。それを承けて、「花園大学 ZEN to you&you 中期ビジョン2021」【資料 A-1-1】においても、地域連携に関する目標が多く掲げられた。

【表 A-1-1 花園大学 ZEN to you&you 中期ビジョン 2021 における地域連携関連の項目】

「教育力」の強化	II. 教育力の強化「地域社会と連携し、地域における諸課題に取り組む教育・研究を推進し、社会に貢献できる人材を育成する。」
「研究力」の強化	I. 研究成果の「創出」と「発信」「地域連携」の一環として、地域社会における諸課題を解決できる研究成果の創出を目指す。」
	II. 研究の「資金力」の強化、連携研究の推進「地域社会における諸課題に取り組む研究については、企業や地方自治体などと協定を結んで連携して行う研究を実施し、「地域連携」の推進を図る。」
「学生支援力」の強化	II. 生活支援の充実「クラブ活動、学園祭、ボランティア活動、地域貢献活動を、大学として積極的に支援し、学生の自立と社会への貢献を促す。」
「経営力」の強化	IV. 社会連携力の強化「教育・研究活動等を通じて、大学として地域連携活動を推進し、地域社会に貢献することにより、本学が地域にとって存在意義のある大学と認められることを目指す。」

これに基づき、以下のような連携協定を、自治体・行政等と結んできた。

- ・中京区役所・花園大学 連携・協力に関する包括協定(京都市中京区)【資料 A-1-2】
- ・京都市右京区大学地域連携協定【資料 A-1-3】
- ・京都府右京警察「地域の安全・安心に関する協定」【資料 A-1-4】
- ・右京区役所、右京消防署及び花園大学の防災及び災害時支援に関する覚書【資料 A-1-5】
- ・「学生ボランティア」学校サポート事業における協定(京都市教育委員会)【資料 A-1-6】
- ・「花園大学と葛川村づくり協議会との連携に関する協定書」(滋賀県大津市・葛川地域)【資料 A-1-7】

これらの連携協定に基づき、総務部総務課の学外・地域連携担当が中心となって、様々

な活動を行ってきた。主なものをあげれば以下の通りである。

- ・京都産学公連携機構 文理融合・文系産学連携促進事業「発達障害学生キャリア支援隊プロジェクト」【資料 A-1-8】
- ・葛川村づくり協議会との連携による、葛川児童クラブでのボランティア活動、葛川地域の古民家清掃、村づくり会議への参加など【資料 A-1-9】
- ・京都市右京区地域連携事業「魁！山国隊プロジェクト」（地域交流事業、山国の郷歴史探求事業、山国隊及び京北 PR 事業、山国隊紹介冊子の作成、山国展・シンポジウム開催）【資料 A-1-10】
- ・子ども向け地域防災イベント「イザ！カエルキャラバン！」（主催：花園大学、協力：NPO 法人プラス・アーツ／中京区役所／朱八地域自主防災会／右京区役所／花園学区自主防災会／右京警察署）【資料 A-1-11】

令和元(2019)年度には「イザ！カエルキャラバン！」の取り組みが評価され、「京都市自治記念式典」にて、「レジリエント・シティ京都防災功労特別表彰」を受けた【資料 A-1-12】。

これらの活動の一部は、A-2 で述べる人材の育成と連動しており、学生が主体となった地域連携活動が展開できている。

### (3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

今後、全学的な地域連携活動をさらに充実・発展させていくために、令和 2(2020)年 6 月より「地域連携教育センター」【資料 A-1-13】を発足させた。これまでは総務課内の 1 セクションとして活動していたため制約も大きかったが、今後は独立した組織として活動することができ、地域連携の取り組みが活性化することが期待できる。

## A-2. 大学施設・資源の地域への提供

### A-2-① 大学の施設の開放や、公開講座など、大学が有する物的・人的資源を地域社会に提供しているか

#### (1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

#### (2) A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### A-2-① 大学の施設の開放や、公開講座など、大学が有する物的・人的資源を地域社会に提供しているか

各種公開講演会・講座、坐禅会、展覧会、地域住民に対する学び(リカレント)の場、レクリエーションの場を提供している。

- ・公開講座「禅とこころ」……建学の精神である「禅的仏教精神による人格の陶冶」をテーマに、総長・学長・仏教学科教員らによる講義を展開している(年間 30 回)【資料 A-2-1】。一部の講義については YouTube でも配信している。京都市右京区との連携により、「右京まちづくり大学リレー講座」「右京まちづくり大学」の講座にもなっている【資料 A-2-2】。
- ・昼間坐禅(国際禅学研究所)……一般向けの坐禅会。本学学生だけでなく、地域住民にも

開放している【資料 A-2-3】。

- ・坐禅のすすめ(開講期間中、月～木の昼間に開催)・月曜市民坐禅会(開講期間中、毎週月曜日開催)(国際禅学研究所)……一般向けの坐禅会。授業期間中、毎週開催。本学学生だけでなく、地域住民にも開放している【資料 A-2-4】。
- ・「小川隆先生の「語録」会読会」「福島金治先生のくずし字入門ーひらがなの文書をよんでみようー」(国際禅学研究所)……月 1 回開講。本学学生だけでなく、地域住民にも開放している【資料 A-2-5】。
- ・花園大学歴史博物館……文学部博物館学芸員課程の教員が中心となって、調査研究と展示を行っている。過去 5 年間の企画展は以下の通り。これにあわせて記念講演やギャラリートークを開催している。平成 27(2015)年度には、京都市右京区との連携により、「右京まちづくり大学リレー講座」の講座にもなった【資料 A-2-6】。

【表 A-2-1 花園大学歴史博物館の過去 5 年の企画展】

期間	展覧内容
2016 年 4 月 2 日 ～6 月 4 日	湯島麟祥院 ー春日局と峨山慈棹ー
2016 年 10 月 10 日 ～12 月 10 日	白隠禅師 250 年遠諱記念 正受老人と信濃の白隠
2017 年 4 月 3 日 ～6 月 10 日	白隠禅師 250 年遠諱記念 原の白隠さん ー松蔭寺と静岡沼津伝来の禅画・墨蹟ー
2017 年 10 月 9 日 ～12 月 9 日	白隠禅師 250 年遠諱記念 白隠とその弟子たち
2018 年 4 月 3 日 ～6 月 2 日	圓福寺ー京都八幡達磨堂 寺宝展
2018 年 10 月 8 日 ～12 月 8 日	100 年遠諱記念 明治の禅僧 釈宗演
2019 年 4 月 2 日 ～6 月 15 日	大用国師 200 年遠諱記念 誠拙周樗ー鎌倉禅中興の祖ー
2019 年 11 月 4 日 ～12 月 14 日	東海の名刹奥山方広寺
2020 年 4 月 2 日 ～6 月 13 日	開館 20 周年記念 両足院ーいま開かれる秘蔵資料ー(新型コロナウイルス感染拡大のため中止)

- ・花園大学心理カウンセリングセンター……大学周辺、京都をはじめとした関西一円の地域に貢献できる心理相談施設として、公認心理師・臨床心理士等のスタッフがさまざまな心の悩みや心理的問題の相談に応じている。対外的な心理相談業務(月～土曜日 9:30～17:00)と併せて、大学院における教育・研究機関も兼ねている。毎年「発達障害セミナー」を開催し、講演録を発行しており、多くの参加者を得ている。本セミナーの過去 5 年の開催状況は以下の通りである。

【表 A-2-2 「発達障害セミナー」の過去5年のテーマと講演者】

開催年・テーマ	講演内容
2015年	門眞一郎「発達障害をめぐるコミュニケーション」 小林隆児「関係性から考える発達障害」
2016年	田中哲「発達障害と心の発達支援」 宮本信也「特性と障害を分けて考える発達障害の理解」
2017年	井上雅彦「行動障害のある方への支援」 梅永雄二「発達障害とライフスキル」
2018年「多角度からの発達障害の学び方」	熊谷晋一郎「当事者研究から見た自閉スペクトラム症」 宮口幸治「コグトレとは？～困っている子どもの理解と支援～」
2019年「司法領域における発達障害者への支援」	橋本和明「司法領域における発達障害者への支援」 村瀬嘉代子「発達障害者支援の基盤にあるもの」 対談(村瀬嘉代子×橋本和明)

- ・教員免許状更新講習……平成21(2009)年度より継続して開催しており、受講者アンケート、文部科学省に提出している評価表などで好評を得ている。

【表 A-2-3 教員免許状更新講習の講習数とのべ受講者数】

年度	講習数	のべ受講者数
2015	13	837
2016	18	1324
2017	18	1192
2018	19	2656
2019	22	947

- ・京都学講座(文学部)……本学学生のための授業であるが、公開講座にもなっており、毎年多くの一般参加者がある。過去5年の開催状況は以下の通りである【資料 A-2-7】。

【表 A-2-4 「京都学講座」の過去5年のテーマと講演】

開催年度・テーマ	講演内容
2015年度「京のくらし —平安京から現代まで—」	曾根誠一「文学からみた平安京のくらし」 西谷功「泉涌寺と禅寺の意外な関係 —禅律寺院のくらしと文化—」 高橋康夫「京都・岡崎の文化的景観 ～くらし・なりわい・風土～」 廣庭基介「京都の石像物から見た神仏習合と神仏分離の痕跡」 山田邦和「平安京の都市とくらし」 明珍健二・伊ヶ崎鷹彦・梅本直康「京町家 梅忠町を復元する」

2016年度「三国伝来 仏の教えを味わう インド、中国、日本 の仏教と「食」」	佐々木閑「ブッダの食生活」 柳幹康「一日不作、一日不食 ～インドの戒律から中国禅宗の 清規へ～」 沈明姫「韓国の精進料理」 吉田叡禮・釋傳誠「中国仏教の精進料理と食事作法」 中尾良信「何時(いつ)やるか、今でしょ！！～老典座の一槌 ～」 山崎紹耕「禅の修行と食～そのころと作法～」 ※ 本講座の内容は、好評のため書籍化された。
2017年度「京と旅・ 交流—京都をめぐ る人・文化・政治—」	西谷功「入宋僧がみた風景、もたらした中国文化」 松田隆行「西郷隆盛と京都・幕末維新」 曾根誠一「『土左日記』における「旅」」 田中貴子「泉鏡花が旅する京都」 瀧瀬尚純「栄西の旅—臨済禅の求法と弘法—」 呉座勇一「応仁の乱を再考する」
2018年度「天皇・朝 廷と京都」	平井上総「正親町天皇と織田信長」 吹田良忠「花園法皇さまと妙心寺」 生駒孝臣「後醍醐天皇と楠木正成」 福島恒徳「日本美術史と天皇」 松田隆行「大正天皇の御大典」 山田邦和「京都と天皇陵」
2019年度「時代の転 換と京都」	吉野健一「近世京都の人々と改元」 高橋啓太「野間宏と京都」 河内将芳「信長と京都 宿所の変遷からみる」 藤田和敏「明治期の相国寺」

- ・花園大学 人権週間行事(人権教育研究センター)……毎年、人権週間の際に開講している。学生・教職員のためのものであるが、過去5年間の内容は以下の通りである。

【表 A-2-5 人権週間の過去5年間の開催状況】

回	内容
第29回(2015年度)	前夜祭・上映会：「いのちがいちばん輝く日～あるホスピス病棟の40日～」 講演：鬼丸昌也「こうして僕は世界を変えるために一步を踏み出した」 講演：朝霧裕「すべてのいのちに花マルを—生きることに他者の承認はいらない—」 講演：阪口青葉「互いに知り合う防災」
第30回(2016年度)	前夜祭・上映会「さとにきたらええやん」 講演：生田武志「釜ヶ崎から日本の貧困を考える」 講演：鹿島啓一「普通の弁護士がお金にならない原発裁判を

	やる理由」 講演：鍋島直樹「仏教を基盤とした病者の見取り ビハーラ活動と臨床宗教師研修」
第 31 回(2017 年度)	前夜祭・上映会：「この世界の片隅に」 講演：白井聡「戦後日本とは何であったのか」 講演：内藤れん「セクシュアルマイノリティを知る みんなが生きやすい社会・学校を目指して」 講演：小林敏昭「生きるに値する命とは？ 相模原障害者殺傷事件と私たち」
第 32 回(2018 年度)	前夜祭・上映会：「かば」パイロット版上映+川本貴弘さん(エグゼクティブプロデューサー)のお話 講演：玉城ちはる「命の参観日」 講演：大阪府立松原高等学校のみなさん(先生と生徒さんたち)「松高版「子ども食堂」の取り組み～「産業社会と人間」の授業をきっかけに～」 講演：松原洋子「優生保護法の歴史と現在」
第 33 回(2019 年度)	前夜祭・上映会：「いのちの深呼吸」 講演：佐々木閑「ネットカルマー現代社会の新たな苦悩」 講演：玉置妙憂「仏教と看取り～終末期のスピリチュアルケア～」 講演：根本一徹(紹徹)「「死んでる場合じゃないぞ！」～消えたい気持ち。様々な生死観から見えて来たこと～」

- ・人権教育研究会 例会(人権教育研究センター)……年 4 回程度開催している。公開講座として、一般市民にも開放している。令和元(2019)年度の開催状況は以下の通りである。

【表 A-2-6 人権教育研究会・例会の 2019 年度開催状況】

回	内容
第 107 回例会(2019 年 5 月 16 日)	三品桂子「日本における精神疾患の早期治療・早期支援は若者に最善の利益をもたらすか？」
第 108 回例会(2019 年 7 月 3 日)	藤井渉「反「優生学講座」～相模原障害者殺傷事件を踏まえた障害者福祉の課題について」
第 109 回例会(2019 年 10 月 29 日)	菅修一「小学校教科書の変遷 特に昭和 20 年代に焦点をあてて」
第 110 回例会(2019 年 12 月 10 日)	島崎将臣「福祉現場で直面した虐待」

### (3) A-2 の改善・向上方策(将来計画)

A-1 でも述べたように、令和 2(2020)6 月より「地域連携教育センター」が発足したことにとともに、イベント等の回数を増やすことが期待できる。また、大学が一方的に提供するのではなく、地域社会との対話の中でイベント等を企画することも可能になる。



### A-3. 地域社会に貢献できる人材の育成

#### A-3-① 地域社会に貢献できる人材を育成しているか

##### (1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

##### (2) A-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### A-3-① 地域社会に貢献できる人材を育成しているか

本学では、正課授業である全学共通「基礎教育科目」の中に「キャリア科目群」を置き、そこで地域連携に取り組むアクティブ・ラーニングの科目を設置している。

##### ・「課題解決プログラム I」「課題解決プログラム II」

①右京区まちづくり支援制度支援事業の助成金を獲得し、子育て支援イベントを企画・開催(平成 29(2017)年度)。【資料 A-3-1】

②子ども向け地域防災イベント「イザ!カエルキャラバン!」に参加し、防災啓発のためのオリジナルアトラクション「停電の部屋から脱出せよ!ゲーム」(平成 30(2018)年度)や、地震避難人形劇「おたま劇場」花園大学オリジナルシナリオ(令和元(2019)年度)を開発、実施。【資料 A-3-2】

##### ・「学生デベロップメントゼミ I」「学生デベロップメントゼミ II」

①地域課題を解決する取り組みとして、A-1 で述べた葛川村づくり協議会との連携による葛川児童クラブでのボランティア活動、葛川地域の古民家清掃、村づくり会議への参加などに参加。(平成 28(2016)年度～)【資料 A-3-3】

また、令和 2(2020)年度からは、社会福祉学科に「地域貢献コース」を新設し、「多様な主体と協働して地域課題の解決を目指す人材」の養成を開始した。開講される科目は以下の通りである。

##### ・フィールドワーク演習・実習(2回生以上)(令和 2(2020)年 5 月より開講)

①「地域に学び、地域を知る」ことを目標としている。演習で、フィールドワーク手法等を学んだうえで、実習では、非営利特定法人コドモとの連携のもと、「こどもと行こう!祇園祭」に参加し、地域を体感しながら、関わり方を学ぶ。【資料 A-3-4】

##### ・アドバンスト・フィールドワーク演習・実習(3回生以上)(フィールドワーク演習・実習 修了者等)(令和 3(2021)年 5 月開講予定)

①「地域に学び、地域に貢献する」を目標に、演習・実習を通じて、対話を通じた地域課題の解決のあり方(対話手法、ファシリテーション、プロジェクト創出)を学ぶ(多様なフィールドを提供予定)。【資料 A-3-5】

学生の主体的な学びの場である課外活動においても、地域連携の機会を増やすために、様々な取り組みを行っている。

##### ・学生選挙サポーター(京都市右京区との連携・教職課程)【資料 A-3-6】

・地域のイベント(中京区ふれあいまつり、右京区ふれあいフェスティバル、京北ふるさとまつり、南区イベント等)への学生団体・サークルの参加(京都市中京区・右京区・南区と

の連携)【資料 A-3-7】

- ・絵本読み聞かせレクチャー(児童福祉学科)【資料 A-3-8】

### (3)A-3 の改善・向上方策(将来計画)

A-1 でも述べたように、令和 2(2020)年 6 月より「地域連携教育センター」【資料 A-3-9】が発足したことにとともに、正課授業・課外活動における地域連携の取り組みをこれまで以上に支援することが期待できる。

ただし、社会福祉学科を除けば、学科の科目内に地域連携科目は設置されておらず、今後はより多くの学科の参加のもと、地域に貢献しうる人材の育成に取り組んでいく。

### 【基準 A の自己評価】

建学の精神と深く関係している地域連携については、学長のリーダーシップのもと、中期計画にも盛り込まれ、着実に進展してきている。現時点でも地域社会で一定の役割を果たしていると思われ、今後「地域連携教育センター」が発足したことにより、さらなる展開が期待できる。

## V. 特記事項

### 1. 大学摂心

本学が開催する、建学の精神を具現する行事には、入学時及び創立記念日の本山(妙心寺)参拝、花まつり、大学摂心、市民坐禅会などがあり、とりわけ大学摂心は、建学の精神をもっとも深く体感できる行事として、毎年多くの参加者を得ている。

例えば令和元(2019)年度の摂心は天龍寺において2日間にわたって行われ、行事内容は、横田総長による提唱、天龍寺派管長佐々木容道老大師による法話、坐禅、斎座(昼食)の他、横田総長との懇談会であった。

学生は「禅とこころ」「基礎禅学」の授業など日々の学修の中でも建学の精神に触れているものの、摂心では、食事などの日常的行為もまた禅を学ぶ機会となり得ることを体感的に知る。教職員にとっても、建学の精神を学ぶ貴重な機会となっている。科目等履修生も積極的に参加しており、学内外に建学の精神を分かりやすく発信している行事である。

### 2. 国際禅学研究所

花園大学国際禅学研究所は、研究部門と実践部門をあわせ持つ組織として、禅仏教の探求及び啓蒙に努めている。

研究部門では、研究成果の学内外に向けた発信の一環として、「禅籍データベース」「Chinese Zen Masters」「The Oxherding Pictures」を公開しており、世界的に高く評価されている。これらのデータベースは、学内外に向けて貴重な情報発信を行っている一例である。

実践部門では、一般市民にも開放した坐禅会として「月曜市民坐禅」を毎週月曜6時から1時間程度開催している。また、「昼坐禅」として、学生も参加しやすい授業開講期間の月曜日～木曜日の昼休みの時間帯に禅堂を開放し、坐禅を行っている。それぞれ禅を体験できる貴重な環境を、学生だけでなく地域の方々にも提供している。

### 3. 学生による発掘調査及び研究報告書の作成

花園大学考古学研究室は、学生が中心となって発掘調査研究を行っている組織である。年次活動報告書である「花園大学考古学研究報告」(平成22(2010)年以降「考古学研究室だより」)は昭和56(1981)年から発行されており、活動の集大成である「花園大学考古学研究論叢」も平成13(2001)年・平成21(2009)年・令和元(2019)年に刊行された。すべての活動は、教員の指導の下で学生が主体的に行っており、発掘調査から報告書の完成までの一連の調査研究過程を、学部1回生から修士課程の院生までが協力して実施している。現在進めているキャンパス整備においても、当研究室が発掘調査を行っている。

課外活動でありながら、大阪府堺市・福井県などの地方自治体と連携した発掘調査の実績も多く、他大学の考古学ゼミとの交流も活発に行われている。学生は、行政と連携した活動のなかで、考古学研究のアプローチ、発掘調査の方法、イラストレーターなどのソフトを用いた調査結果のまとめ、インデザインを用いた記事の編集作業などを幅広く学び、非常に貴重な実践的学修の機会となっている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に規定	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に規定	1-2
第 87 条	○	学則第 16 条、17 条に規定 ② 該当なし	3-1
第 88 条	○	学則第 19 条の 4、第 19 条 5 に規定	3-1
第 89 条	—	該当なし	3-1
第 90 条	○	学則第 32 条に規定	2-1
第 92 条	○	学則第 49 条、50 条、51 条に規定 業務規程第 4 条(1)、(3)及び(4)、第 5 条、第 6 条の 4、5 に規定 専任教育職員申合せ確認事項に規定 助手規程に規定	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 52 条に規定 花園大学連合教授会規程第 1 条、第 2 条に規定	4-1
第 104 条	○	学則第 25 条に規定 大学院学則第 19 条に規定	3-1
第 105 条	○	学則第 57 条に規定	3-1
第 108 条	—	該当なし	2-1
第 109 条	○	花園大学自己点検及び評価規程第 1 条、第 4 条に規定	6-2
第 113 条	○	花園大学自己点検及び評価規程に規定	3-2
第 114 条	○	就業規則第 2 条(2)に規定 業務規程第 2 条(2)に規定	4-1 4-3
第 122 条	○	編入学に関する規程第 2 条 3 項に規定	2-1
第 132 条	○	編入学に関する規程第 2 条に規定	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則第 3 条、16 条、27 条、28 条及び 29 条、30 条、31 条、32 条、33 条、34 条、35 条、36 条、37 条、38 条、39 条、40 条、41 条、42 条、43 条、44 条、67 条及び 68 条に規定 履修規程に規定 花園大学学生懲戒規程に規定 9 該当なし	3-1 3-2
第 24 条	○	本条の規定に基づき、学生の学習及び健康の状況を記録した書類の作成等を行っている。	3-2

花園大学

第 26 条 第 5 項	○	花園大学懲戒規程第 9 条に規定	4-1
第 28 条	○	本条所定の表簿を備えるとともに、所定の期間保存している。	3-2
第 143 条	—	代議員会等を設置していない	4-1
第 146 条	—	該当なし	3-1
第 147 条	—	該当なし	3-1
第 148 条	—	該当なし	3-1
第 149 条	—	該当なし	3-1
第 150 条	○	学則第 32 条(3)、(4)、(5)、(6)、(7)に規定 1. 該当なし 2. 学則第 32 条(8)に規定	2-1
第 151 条	—	該当なし	2-1
第 152 条	—	該当なし	2-1
第 153 条	—	該当なし	2-1
第 154 条	—	該当なし	2-1
第 161 条	○	学則第 32 条編入学に関する規程第 8 条に規定 2.該当なし	2-1
第 162 条	—	該当なし	2-1
第 163 条	○	学則第 27 条、28 条に規定 履修規程第 10 条の 2 に規定	3-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生規程第 10 条 2 項に規定	3-1
第 164 条	○	科目等履修生規程第 11 条に規定	3-1
第 165 条の 2	○	学則第 4 条の 2、学則別表第 1 に規定	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検及び評価規程に規定	6-2
第 172 条の 2	○	所定の事項を大学ホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位規程第 8 条に規定	3-1
第 178 条	○	編入学に関する規程第 2 条(3)、第 8 条に規定	2-1
第 186 条	○	編入学に関する規程第 8 条に規定	2-1

花園大学

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学則第 1 条に規定	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条の 2 に規定	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜規程に規定	2-1
第 2 条の 3	○	教学マネジメントセンター規程第 1 条をもとに教職協働を実現している。	2-2
第 3 条	○	各学部には教育研究上、適切な教員組織、教員数を有している。	1-2
第 4 条	○	各学科には教育研究上、適切な教員組織、教員数を有している。	1-2
第 5 条	○	教養教育課程、教職課程、博物館学芸員課程を設けている。	1-2
第 6 条	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学位の種類や分野に応じて必要な教員を配置している。 2. 教員の適切な役割分担の下で、各種委員会など連携体制を確保し、学科会議など教育研究に係る責任の所在を明確にしている。 3. 教員組織の年齢構成に配慮している。 4. 該当なし	3-2 4-2
第 10 条	○	学則第 51 条に規定	3-2 4-2
第 10 条の 2	—	該当なし	3-2
第 11 条	○	現在授業を担当しない教員はいない。	3-2 4-2
第 12 条	○	専任教育職員服務申合せ確認事項に規定 3. 非常勤講師の申合せは雇用面の内容しかない。	3-2 4-2
第 13 条	○	専任教員数はすべての学科学部で満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長任用規程第 2 条に規定	4-1
第 14 条	○	業務規程第 4 条(1)に規定 学則第 50 条、第 51 条に規定 教員選考基準に関する規程に規定 教員の昇任資格に関する規程に規定	3-2 4-2
第 15 条	○	業務規程第 4 条(1)に規定 学則第 50 条、第 51 条に規定 教員選考基準に関する規程に規定	3-2 4-2

花園大学

		教員の昇任資格に関する規程に規定	
第 16 条	○	業務規程第 4 条(3)に規定 学則第 50 条、第 51 条に規定 教員選考基準に関する規程に規定 教員の昇任資格に関する規程に規定	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	業務規程第 4 条(1)に規定 教員選考基準に関する規程に規定 教員の昇任資格に関する規程に規定	3-2 4-2
第 17 条	○	助手規程に規定 業務規程第 4 条(4)に規定 学則第 50 条に規定	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 31 条に規定	2-1
第 19 条	○	学部学科及び課程に教育上必要な科目を設置し体系的に教育課程を編成している。専門的な学芸、幅広い教養、総合的な判断力を培い、建学の精神である利他の精神を養い、仏教精神によって人格を陶冶し、人類文化に貢献する人物の養成を目的とする。	3-2
第 20 条	○	学則別表、学修ガイドブックに明記	3-2
第 21 条	○	学則別表、履修規程に掲載	3-1
第 22 条	○	学修ガイドブックに記載	3-2
第 23 条	○	学修ガイドブックに記載	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数、教育効果を上げられる適当数は単位登録のあと学務課で調整している。	2-5
第 25 条	○	各シラバス参照	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	各シラバス参照	3-1
第 25 条の 3	○	教学マネジメントセンターが主催して年間計画の下、組織的に実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	シラバス参照	3-1
第 27 条の 2	○	履修規程第 6 条に規定	3-2
第 28 条	○	編入学に関する規程に規定	3-1
第 29 条	○	編入学生の単位認定基準に規定	3-1
第 30 条	○	学則第 19 条の 5 に規定	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	○	科目等履修生規程第 11 条に規定	3-1 3-2
第 32 条	○	学則別表に記載	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1

花園大学

第 34 条	○	学内図参照	2-5
第 35 条	○	運動場。本校地グラウンド、テニスコート。京北グラウンド、テニスコート。いずれも学生の利用に際し、経済的負担の軽減が十分に図られている。	2-5
第 36 条	○	校舎配置図参照 一．学長室、会議室、事務室 二．研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等) 三．図書館、保健室、学生自習室、学生控室 2. 研究室は専任教員に必ず備えている。 3. 教室は、学科課程に応じ必要な数と種類を備えている。 4. 情報処理室を設置している。 5. 体育館（メインアリーナ、サブアリーナ、リトミック室）、グラウンド、テニスコート、トレーニングルーム、京北グラウンド、京北テニスコート及び教堂、養心館(学生寮)、第 2 養心館(学生寮)、学生会館、その他厚生補導に関する設備を備えている。 6. 夜間には授業を行わない。	2-5
第 37 条	○	校地面積 59,323 m <sup>2</sup>	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積 36,976 m <sup>2</sup>	2-5
第 38 条	○	図書館資料は学部、学科の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を図書館、共同研究室等に配置している。 2. 上記のもの他、情報処理及び提供のシステムを導入し、他大学間の相互協力をしている。 3. 図書館に専門的職員、司書を配置している。(外部委託) 4. 閲覧室、レファレンスルーム、ミーティングルーム、整理室、開架書庫、閉架書庫などを備えている。 5. 十分な座席数が設けられている。	2-5
第 39 条	—	該当なし	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条	○	学部学科において、必要な機材、機器、標本等を設置している。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条の 3	○	環境整備 必要な経費の確保はできている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学の名称、学部学科の名称等は、大学として適当であり、当該大学の教育研究上の目的にふさわしい。	1-1
第 41 条	○	大学事務局を置き、必要な部署及び専従の専任職員を配置している。	4-1 4-3
第 42 条	○	学務課	2-4 4-1



花園大学

第 42 条の 2	○	有機的な連携を図り適切な体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	全教職員を対象に年間計画に基づき組織的な SD 研修を実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし	3-2
第 44 条	—	該当なし	3-1
第 45 条	—	該当なし	3-1
第 46 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし	2-5
第 48 条	—	該当なし	2-5
第 49 条	—	該当なし	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし	4-2
第 57 条	—	該当なし	1-2
第 58 条	—	該当なし	2-5
第 60 条	—	該当なし	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学位規程第 2 条—第 5 条の 3 に規定	3-1
第 10 条	○	学位規程第 2 条に規定 第 10 条の 2 該当なし	3-1
第 13 条	○	学位規程に規定	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	法令に則り、運営基盤の強化、教育の質向上及び運営の透明性確保に努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	法令に則り、理事、監事、評議員、職員等本法人の関係者に特別の利益供与をしていない。	5-1
第 33 条の 2	○	令和 2 年 3 月 25 日理事会にて寄附行為変更を決議し、現在変更手続き中(変更後、第 30 条に規定)	5-1

花園大学

第 35 条	○	学校法人花園学園寄附行為第 4 条に役員の数数を定め、適正に役員を選出している。 役員定数 理事：11 人以上 13 人以内 監事：2 人 役員現員 理事：13 人（令和 2 年 5 月 1 日現在） 監事：2 人（令和 2 年 5 月 1 日現在）	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	本法人は、法人の運営に関する重要事項の決定を理事に委任し、法人の業務、財産、理事の業務執行の状況監査を監事に委任している。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人花園学園寄附行為第 13 条及び第 14 条に規定	5-2
第 37 条	○	学校法人花園学園寄附行為第 11 条、第 12 条、第 16 条に規定	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人花園学園寄附行為第 5 条、第 6 条、第 6 条の 2、第 8 条に規定	5-2
第 39 条	○	学校法人花園学園寄附行為第 8 条に規定	5-2
第 40 条	○	学校法人花園学園寄附行為第 10 条に規定	5-2
第 41 条	○	学校法人花園学園寄附行為第 21 条に規定	5-3
第 42 条	○	学校法人花園学園寄附行為第 23 条に規定	5-3
第 43 条	○	学校法人花園学園寄附行為第 24 条に規定	5-3
第 44 条	○	学校法人花園学園寄附行為第 18 条に規定	5-3
第 44 条の 2	○	法令に則り、役員の仕事懈怠により学校法人に損害が生じた場合は、その損害を賠償することとしている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	法令に則り、役員の仕事又は重過失により第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償することとしている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	法令に則り、第三者に生じた賠償について、複数人の役員に責任が生じる場合は、連帯債務者として損害を賠償することとしている。	5-2 5-3
第 45 条	○	学校法人花園学園寄附行為第 35 条に規定	5-1
第 45 条の 2	○	令和 2 年 3 月 25 日理事会にて寄附行為変更を決議し、現在変更手続き中(変更後、第 29 条の 3 に規定)	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人花園学園寄附行為第 30 条に規定	5-3
第 47 条	○	令和 2 年 3 月 25 日理事会にて寄附行為変更を決議し、現在変更手続き中(変更後、第 30 条に規定)	5-1
第 48 条	○	令和 2 年 3 月 25 日理事会にて寄附行為変更を決議し、現在変更手続き中(変更後、第 32 条の 3 に規定)	5-2 5-3
第 49 条	○	学校法人花園学園寄附行為第 31 条に規定	5-1
第 63 条の 2	○	令和 2 年 3 月 25 日理事会にて寄附行為変更を決議し、現在変更手続き中(変更後、第 32 条の 2 に規定)	5-1

花園大学

学校教育法(大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に規定	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 3 条に規定	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 25 条、第 25 条の 2 に規定	2-1

学校教育法施行規則(大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 25 条に規定	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 25 条の 2 に規定	2-1
第 157 条	○	大学院入学選抜規程第 10 条、第 11 条に規定	2-1
第 158 条	○	自己点検及び評価規程第 1 条に規定	2-1
第 159 条	○	大学院学則第 2 条 4 項に規定	2-1
第 160 条	○	大学院学則第 25 条、第 25 条の 2 に規定	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法と関係法令が定める基準を満たすとともに、質保証・質向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則 3 条の 2 に記載	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者選抜規程に規定	2-1
第 1 条の 4	○	教学マネジメントセンター規程第 1 条をもとに、教職協働を実現している。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 2 条に規定	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 1 条、2 条に規定	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 2 条 4 項に規定	1-2
第 5 条	○	各研究科には教育研究上、適切な教員組織、教員数を有している。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 3 条に規定	1-2
第 7 条	○	国際禅学研究所規程に規定 心理カウンセリングセンター規程に規定 歴史博物館規程第 2 条に規定	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし	1-2 3-2 4-2

花園大学

第7条の3	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第8条	○	学位の種類や分野に応じて必要な教員を配置している。 2. 教員の適切な役割分担の下で、各種委員会など連携体制を確保し、学科会議など教育研究に係る責任の所在を明確にしている。 3. 教員組織の年齢構成に配慮している。 4. 該当なし	3-2 4-2
第9条	○	大学院担当教員選考基準により、適正な配置をしている	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第24条に規定	2-1
第11条	—	該当なし	3-2
第12条	○	学修ガイドブックに掲載	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第11条の2に規定	2-2 3-2
第14条	○	社会福祉研究科において6、7講時にも開講している	3-2
第14条の2	○	ホームページ参照	3-1
第14条の3	○	FD研修を実施	3-3 4-2
第15条	○	大学院学則に規定	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第8条、9条、10条、大学院履修規程に規定	3-1
第17条	○	大学院学則、大学院履修規程に規定	3-1
第19条	○	専用の講義室、研究室、演習室等を備えている。	2-5
第20条	○	研究科及び専攻の種類別に機械器具標本を備えている。	2-5
第21条	○	研究科及び専攻の種類ごとに図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究に必要な資料を備えている。	2-5
第22条	○	学部の設備品を利用することがある。	2-5
第22条の2	—	該当なし	2-5
第22条の3	○	教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第22条の4	○	研究科及び専攻の名称は教育研究上ふさわしいものになっている。	1-1
第23条	○	目的に応じ適当な規模内容を有している。	1-1 1-2

花園大学

第 24 条	—	該当なし	2-5
第 25 条	—	該当なし	3-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし	2-5
第 30 条	—	該当なし	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし	4-2
第 42 条	○	大学事務局が大学院の事務をつかさどる。	4-1 4-3
第 43 条	○	SD 研修を実施している。	4-3
第 45 条	—	該当なし	1-2
第 46 条	—	該当なし	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 [該当なし]

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	/		6-2 6-3
第 2 条	/		1-2
第 3 条	/		3-1
第 4 条	/		3-2 4-2
第 5 条	/		3-2 4-2
第 6 条	/		3-2
第 6 条の 2	/		3-2
第 7 条	/		2-5

花園大学

第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1

花園大学

第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則(大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	学位規程第 1 条に規定	3-1
第 4 条	○	学位規程第 5 条に規定	3-1
第 5 条	—	該当なし	3-1
第 12 条	○	学位規程第 12 条に規定	3-1

大学通信教育設置基準 [該当なし]

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数(過去 5 年間)	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数(過去 3 年間)	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去 3 年間)	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況(過去 3 年間)	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況(前年度実績)	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要(図書館除く)	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況(前年度実績)	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表 5-1】	財務情報の公表(前年度実績)	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率(大学単独)	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去 5 年間)	

エビデンス集(資料編)一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人花園学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	花園大学 GUIDE BOOK2021	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	花園大学学則、花園大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	出願手続きハンドブック 2020、入試ガイド 2020	
【資料 F-5】	学生便覧	
	Students Handbook2020	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 2 年度事業計画書	



花園大学

【資料 F-7】	事業報告書	
	令和元年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	【資料 F-4】と同じ
	出願手続きハンドブック 2020 HP キャンパスマップ URL ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/about/facilities/">https://www.hanazono.ac.jp/about/facilities/</a> )	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧(規定集目次など)	
	規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料	
	令和元年度 理事・評議員・監事名簿 令和元年度 理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去 5 年間)、監事監査報告書(過去 5 年間)	
	計算書類(平成 27 年度～令和元年度) 監事監査報告書(平成 27 年～令和 2 年)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス(電子データ)	
	2020 年度 学修ガイドブック 2020 年度 シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	ディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、 アドミッション・ポリシー(AP)	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	平成 25 年度認証評価結果に対する改善報告書 (平成 28 年 7 月 29 日提出)	
【資料 F-16】	大学及び法人の規程集など(電子データ又は紙媒体)、規程・規則の全て	
	規程・規則の全て(電子データ)	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	花園大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	花園大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	2019 年 5 月 23 日執行部会資料	
【資料 1-2-2】	学則新旧対照表	
【資料 1-2-3】	学則新旧対照表	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 1-2-4】	大学ホームページで公表されている花園大学学則、花園大学 大学院学則( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/about/disclose/">https://www.hanazono.ac.jp/about/disclose/</a> )	
【資料 1-2-5】	花園大学 ZEN to you&you 中期ビジョン 2021 自己点検・評価 (中間評価)	
【資料 1-2-6】	花園大学学則 別表第 1(第 4 条第 2 項関係) 花園大学大学院学則 別表 6(第 3 条第 5 項関係)	【資料 F-3】参照
【資料 1-2-7】	花園大学事務組織図	

花園大学

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	花園大学学則 別表第 1(第 4 条第 2 項関係)	【資料 F-3】 参照
【資料 2-1-2】	花園大学大学院学則 別表 6(第 3 条第 5 項関係)	【資料 F-3】 参照
【資料 2-1-3】	出願手続きハンドブック 2020	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-4】	花園大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-5】	花園大学大学院入学者選抜規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学生相談支援室リーフレット	
【資料 2-2-2】	2019 年度第 1 回学生支援部会 議事録	
【資料 2-2-3】	教職員のための障害学生支援ハンドブック	
【資料 2-2-4】	学生相談支援室リーフレット	【資料 2-2-1】 と同じ
【資料 2-2-5】	オフィスアワー開催日一覧	
【資料 2-2-6】	花園大学スチューデント・アシスタント、ティーチング・アシスタント規定	
【資料 2-2-7】	SA、TA 採用状況(2017 年度～2019 年度)	
【資料 2-2-8】	各学科休退学者対策一覧	
【資料 2-2-9】	平成 31 年度 学校法人基礎調査票 学年別中途退学者数等	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	教学マネジメントセンター規程	
【資料 2-3-2】	キャリア科目群に関する資料	
【資料 2-3-3】	「キャリア・デザインⅢ・Ⅳ」に関する打ち合わせの資料	
【資料 2-3-4】	「キャリア・デザイン」に関する資料	
【資料 2-3-5】	「インターンシップ」「インターンシップ長期」に関する資料	
【資料 2-3-6】	事務分掌規程等関連規程	
【資料 2-3-7】	インターンシップ説明会に関する資料	
【資料 2-3-8】	障害のある学生のインターンシップに関する資料	
【資料 2-3-9】	福祉職場インターンシップに関する資料	
【資料 2-3-10】	「花大・福祉スピリッツ」に関する資料	
【資料 2-3-11】	各実習指導科目における特別講義に関する資料	
【資料 2-3-12】	教員採用試験説明会に関する資料	
【資料 2-3-13】	Students Handbook 2020 P. 22	【資料 F-5】 参照
【資料 2-3-14】	花園大学 HP 就職課について ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/career/">https://www.hanazono.ac.jp/career/</a> )	
【資料 2-3-15】	進路・就職支援キャリアプログラム年間計画	
【資料 2-3-16】	就職支援に関する協定書(京都府・滋賀県)	
【資料 2-3-17】	個別相談に関する資料	
【資料 2-3-18】	個別訪問による卒業生調査に関する資料	
【資料 2-3-19】	花園大学キャリアガイド	
【資料 2-3-20】	個別訪問による卒業生調査に関する資料	
【資料 2-3-21】	企業との交流会に関する資料	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	事務分掌規程	【資料 2-3-6】 と同じ
【資料 2-4-2】	花園大学 HP 学生支援 ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/life/index.html">https://www.hanazono.ac.jp/life/index.html</a> )	
【資料 2-4-3】	Students Handbook 2020	
【資料 2-4-4】	学務委員会規程	

花園大学

【資料 2-4-5】	2020 年度 学年始(3・4 月)行事予定表	
【資料 2-4-6】	奨学金支給状況等に関する資料	
【資料 2-4-7】	自己点検基本資料集 P.21	
【資料 2-4-8】	自己点検基本資料集 P.22	
【資料 2-4-9】	自己点検基本資料集 P.19、20	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	花園大学キャンパス整備の推進についての資料	
【資料 2-5-2】	事務分掌規程	【資料 2-3-6】と同じ
【資料 2-5-3】	自己点検基本資料集 P.341～351	
【資料 2-5-4】	自己点検基本資料集 P.353～359	
【資料 2-5-5】	花園大学 HP 身体にハンデキャップがある学生とともに ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/life/handicap.html">https://www.hanazono.ac.jp/life/handicap.html</a> )	
【資料 2-5-6】	自己点検基本資料集 P.183～207	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2019 年度 花園大学満足度調査 報告書	
【資料 2-6-2】	2019 年度 花園大学満足度調査 報告書	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 2-6-3】	担任制度と学生カルテについてのマニュアル	
【資料 2-6-4】	成績不振学生への支援について(面接調査依頼)	
【資料 2-6-5】	担任制度と学生カルテについてのマニュアル	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 2-6-6】	花園大学 HP 奨学金の申し込み方法の動画に関する資料 ( <a href="https://www.youtube.com/watch?v=y76igZo0PMw">https://www.youtube.com/watch?v=y76igZo0PMw</a> )	
【資料 2-6-7】	花園大学キャンパス整備の推進についての資料	【資料 2-5-1】と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	花園大学学則 別表第 1(第 4 条第 2 項関係)	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-2】	花園大学大学院学則 別表 6(第 3 条第 5 項関係)	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-3】	大学ホームページで公表されている花園大学学則、花園大学大学院学則( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/about/disclose/">https://www.hanazono.ac.jp/about/disclose/</a> )	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 3-1-4】	講義概要(シラバス)作成要項	
【資料 3-1-5】	花園大学学則 第 22 条、第 23 条	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-6】	花園大学学則 別表第 1(第 4 条第 2 項関係)	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-7】	花園大学学則 第 20 条、第 23 条	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-8】	花園大学大学院学則 別表 6(第 3 条第 5 項関係)	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-9】	花園大学大学院学則 第 14 条、第 15 条	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-10】	大学ホームページで公表されている花園大学学則、花園大学大学院学則( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/about/disclose/">https://www.hanazono.ac.jp/about/disclose/</a> )	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 3-1-11】	シラバス	【資料 F-12】参照
【資料 3-1-12】	講義概要(シラバス)作成要項	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-1-13】	2020 年度講義概要(シラバス)第三者チェックのお願い	
【資料 3-1-14】	花園大学学則 別表第 2(第 5 条関係)	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-15】	花園大学学則 第 19 条の 5	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-16】	花園大学 HP 成績評価の分布 ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/about/grading_system.html">https://www.hanazono.ac.jp/about/grading_system.html</a> )	
【資料 3-1-17】	花園大学履修規程 第 6 条	
【資料 3-1-18】	単位登録ミニガイド	
【資料 3-1-19】	花園大学履修規程 第 18 条	【資料 3-1-17】参照

花園大学

【資料 3-1-20】	花園大学大学院学則 第 14 条、第 15 条	【資料 F-3】 参照
【資料 3-1-21】	花園大学大学院文学研究科履修規程	
【資料 3-1-22】	花園大学大学院社会福祉学研究科履修規程	
【資料 3-1-23】	花園大学学位規程 第 4 条、第 5 条	
【資料 3-1-24】	花園大学学位規程 第 7 条	【資料 3-1-23】 参照
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-1】	花園大学学則 別表第 1(第 4 条第 2 項関係)	【資料 F-3】 参照
【資料 3-2-2】	花園大学大学院学則 別表 6(第 3 条第 5 項関係)	【資料 F-3】 参照
【資料 3-2-3】	大学ホームページで公表されている花園大学学則、花園大学大学院学則( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/about/disclose/">https://www.hanazono.ac.jp/about/disclose/</a> )	【資料 1-2-4】 と同じ
【資料 3-2-4】	花園大学学則 別表第 1(第 4 条第 2 項関係)	【資料 F-3】 参照
【資料 3-2-5】	花園大学大学院学則 別表 6(第 3 条第 5 項関係)	【資料 F-3】 参照
【資料 3-2-6】	花園大学学則 別表第 1(第 4 条第 2 項関係)	【資料 F-3】 参照
【資料 3-2-7】	花園大学学則 別表第 1(第 4 条第 2 項関係)	【資料 F-3】 参照
【資料 3-2-8】	シラバス	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-9】	2020 年度 開講科目時間割表	
【資料 3-2-10】	カリキュラム・マップ	
【資料 3-2-11】	花園大学履修規定 第 6 条	【資料 3-1-17】 と同じ
【資料 3-2-12】	単位登録ミニガイド	【資料 3-1-18】 と同じ
【資料 3-2-13】	学修ガイドブック	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-14】	自己点検基本資料集 P.361	
【資料 3-2-15】	2020 年度 教員一覧	
【資料 3-2-16】	教学マネジメントセンター会議 議事録	
【資料 3-2-17】	「アカデミック・スキル」、「コミュニケーション・スキル」ガイドライン	
【資料 3-2-18】	「キャリア・デザイン」の打ち合わせに関する資料	
【資料 3-2-19】	講義概要(シラバス)作成要項	【資料 3-1-4】 参照
【資料 3-2-20】	自己点検基本資料集 P.370	
【資料 3-2-21】	「教員相互の授業参観」に関する資料	
【資料 3-2-22】	SD・FD・研究支援部会会議 議事録	
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 3-3-1】	花園大学学則 別表第 1(第 4 条第 2 項関係)	【資料 F-3】 参照
【資料 3-3-2】	花園大学 HP 成績評価の分布 ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/about/grading_system.html">https://www.hanazono.ac.jp/about/grading_system.html</a> )	【資料 3-1-16】 と同じ
【資料 3-3-3】	自己点検基本資料集 P.9	
【資料 3-3-4】	自己点検基本資料集 P.235~240	
【資料 3-3-5】	自己点検基本資料集 P.223~224 P.231~234	
【資料 3-3-6】	PROG 全体傾向報告書	
【資料 3-3-7】	就職先企業様における卒業生の“資質・能力”に関する調査	
【資料 3-3-8】	自己点検基本資料集 P.374~385	
【資料 3-3-9】	2019 年度 花園大学満足度調査 報告書	【資料 2-6-1】 と同じ
【資料 3-3-10】	PROG 全体傾向報告書	【資料 3-3-6】 と同じ
【資料 3-3-11】	コンピテンシー成長要因インタビュー調査報告書	
【資料 3-3-12】	就職先企業様における卒業生の“資質・能力”に関する調査	【資料 3-3-7】 と同じ
【資料 3-3-13】	自己点検基本資料集 P.374~385	【資料 3-3-8】 と同じ
【資料 3-3-14】	授業評価アンケートに対する教員のコメントに関する資料	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料 4-1-1】	花園大学総長規程	
【資料 4-1-2】	花園大学学長任用規程	
【資料 4-1-3】	花園大学学則 第 49 条	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-4】	業務規程 第 5 条	
【資料 4-1-5】	業務規程 第 5 条の 3	【資料 4-1-4】 参照
【資料 4-1-6】	花園大学副学長任用規程	
【資料 4-1-7】	業務規程 第 5 条の 2	【資料 4-1-4】 参照
【資料 4-1-8】	業務規程 第 6 条	【資料 4-1-4】 参照
【資料 4-1-9】	業務規程 第 7 条	【資料 4-1-4】 参照
【資料 4-1-10】	執行部会録	
【資料 4-1-11】	評議会規程	
【資料 4-1-12】	大学評議会 議事録	
【資料 4-1-13】	花園大学連合教授会規程	
【資料 4-1-14】	花園大学連合教授会 議事録	
【資料 4-1-15】	教学マネジメントセンター規程	【資料 2-3-1】 と同じ
【資料 4-1-16】	業務規程	【資料 4-1-4】 参照
【資料 4-1-17】	事務分掌規程	【資料 2-3-6】 と同じ
【資料 4-1-18】	自己点検基本資料集 P.272	
【資料 4-1-19】	花園大学学則 第 53 条	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-20】	評議会規程	【資料 4-1-11】 と同じ
【資料 4-1-21】	花園大学学則 第 52 条	
【資料 4-1-22】	花園大学連合教授会規程	【資料 4-1-13】 と同じ
【資料 4-1-23】	花園大学学生懲戒規程	
【資料 4-1-24】	花園大学大学院学則 第 40 条	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-25】	花園大学大学院委員会規程〔文学研究科〕	
【資料 4-1-26】	花園大学大学院学則 第 40 条	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-27】	花園大学大学院委員会規程〔社会福祉学研究科〕	
【資料 4-1-28】	花園大学連合教授会 議事録	【資料 4-1-14】 と同じ
【資料 4-1-29】	大学院委員会 議事録	
【資料 4-1-30】	就職委員会規程	
【資料 4-1-31】	就職委員会 議事録	
【資料 4-1-32】	入試委員会規程	
【資料 4-1-33】	入試委員会 議事録	
【資料 4-1-34】	アドミッションズオフィス委員会規程	
【資料 4-1-35】	アドミッションズオフィス委員会 議事録	
【資料 4-1-36】	教学マネジメントセンター規程	【資料 2-3-1】 と同じ
【資料 4-1-37】	教学マネジメントセンター会議 議事録	【資料 3-2-16】 と同じ
<b>4-2. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 4-2-1】	2020 年度 教員一覧	【資料 3-2-15】 と同じ
【資料 4-2-2】	教員選考基準に関する規程	
【資料 4-2-3】	花園大学大学院担当教員選考基準	
【資料 4-2-4】	教員人事委員会規程	
【資料 4-2-5】	教員の昇任資格に関する規程	
【資料 4-2-6】	花園大学教員業績評価基準表	

花園大学

【資料 4-2-7】	自己点検基本資料集 P. 370～373	
【資料 4-2-8】	自己点検基本資料集 P. 374～385	【資料 3-3-8】と同じ
【資料 4-2-9】	授業評価アンケートに基づく顕彰に関する資料	
【資料 4-2-10】	授業評価アンケートに対する教員のコメントに関する資料	【資料 3-3-14】と同じ
【資料 4-2-11】	「教員相互の授業参観」アンケートに関する資料	【資料 3-2-21】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	SD・FD・研究支援部会会議 議事録	
【資料 4-3-2】	自己点検基本資料集 P. 370～373	【資料 4-2-7】と同じ
【資料 4-3-3】	2019年度 JMA 大学 SD フォーラム参加計画	
【資料 4-3-4】	2019年度「建学の精神レポート」に関する資料	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	事務分掌規程	【資料 2-3-6】と同じ
【資料 4-4-2】	花園大学研究倫理基準	
【資料 4-4-3】	花園大学研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-4】	「研究倫理教育研修会」案内	
【資料 4-4-5】	花園大学研究公正管理規則	
【資料 4-4-6】	花園大学個人研究費規程	
【資料 4-4-7】	2020年度個人研究費交付金額に関する資料	
【資料 4-4-8】	個人研究費取扱要領	
【資料 4-4-9】	花園大学研究助成規程	
【資料 4-4-10】	自己点検基本資料集 P. 263～264	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人花園学園寄附行為	【資料 F-1】参照
【資料 5-1-2】	学校法人花園学園寄附行為施行規則	
【資料 5-1-3】	2019年度 常務理事会・理事会・評議員会 開催日程	
【資料 5-1-4】	学校法人花園学園事務分掌規程	
【資料 5-1-5】	花園学園法人本部事務局運営細則	
【資料 5-1-6】	学校法人花園学園事務分掌規程	【資料 5-1-4】と同じ
【資料 5-1-7】	事務分掌規程	【資料 2-3-6】と同じ
【資料 5-1-8】	学校法人花園学園中期ビジョン	
【資料 5-1-9】	学校法人花園学園 HP 事業報告書 ( <a href="http://www.hanagaku.jp/">http://www.hanagaku.jp/</a> )	
【資料 5-1-10】	花園大学 ZEN to you&you 中期ビジョン 2021 自己点検・評価 (中間評価)	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 5-1-11】	花園大学 HP 禁煙宣言 ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/life/nonsmoking.html">https://www.hanazono.ac.jp/life/nonsmoking.html</a> )	
【資料 5-1-12】	禁煙志望者の支援に関する資料	
【資料 5-1-13】	人権教育研究センター報	
【資料 5-1-14】	花園大学ハラスメントに関するガイドライン	
【資料 5-1-15】	学校法人花園学園内部通報規程	
【資料 5-1-16】	花園大学 HP 身体にハンデキャップのある学生に対する取組み ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/life/handicap.html">https://www.hanazono.ac.jp/life/handicap.html</a> )	
【資料 5-1-17】	花園大学危機管理規程	
【資料 5-1-18】	危機管理委員会 議事録	

花園大学

【資料 5-1-19】	消防避難訓練に関する資料	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人花園学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-2-2】	学校法人花園学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-2-3】	学校法人花園学園寄附行為施行規則	【資料 5-1-2】 参照
【資料 5-2-4】	学校法人花園学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-2-5】	理事会の出席状況に関する資料	【資料 F-10】 参照
【資料 5-2-6】	理事会の意思表示書	
【資料 5-2-7】	学校法人花園学園寄附行為施行規則	【資料 5-1-2】 参照
【資料 5-2-8】	学校法人花園学園寄附行為施行規則	【資料 5-1-2】 参照
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人花園学園寄附行為施行規則	【資料 5-1-2】 参照
【資料 5-3-2】	学校法人花園学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-3-3】	学校法人花園学園寄附行為施行規則	【資料 5-1-2】 参照
【資料 5-3-4】	学校法人花園学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-3-5】	学校法人花園学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-3-6】	学校法人花園学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-3-7】	評議員会の出席状況に関する資料	【資料 F-10】 参照
【資料 5-3-8】	評議員会の意思表示書	
【資料 5-3-9】	学校法人花園学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-3-10】	監事の評議員会への出席状況に関する資料	【資料 F-10】 参照
【資料 5-3-11】	監事による監査に関する資料	【資料 F-11】 参照
【資料 5-3-12】	学校法人花園学園内部監査規程	
【資料 5-3-13】	令和元年度内部監査実績	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人花園学園中期ビジョン	【資料 5-1-8】 と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人花園学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-4-3】	花園大学 ZEN to you&you 中期ビジョン 2021 自己点検・評価 (中間評価)	【資料 1-2-5】 と同じ
【資料 5-4-4】	学校法人花園学園 HP 事業報告書 ( <a href="http://www.hanagaku.jp/">http://www.hanagaku.jp/</a> )	【資料 5-1-9】 と同じ
【資料 5-4-5】	学校法人花園学園 HP 事業報告書 ( <a href="http://www.hanagaku.jp/">http://www.hanagaku.jp/</a> )	【資料 5-1-9】 と同じ
【資料 5-4-6】	決算時の計算書類	【資料 F-11】 参照
【資料 5-4-7】	学園創立 150 周年記念事業 趣意書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	花園学園経理規程	
【資料 5-5-2】	理事会・評議員会の開催状況に関する資料	【資料 F-10】 参照
【資料 5-5-3】	学校法人花園学園監事監査規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	花園大学「内部質保証」に関する全学的な方針	
【資料 6-1-2】	教学マネジメントセンター規程	【資料 2-3-1】 と同じ
【資料 6-1-3】	自己点検基本資料集 P. 362～364	

花園大学

<b>6-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>		
【資料 6-2-1】	花園大学自己点検及び評価規程	
【資料 6-2-2】	自己点検基本資料集	
【資料 6-2-3】	自己点検基本資料集 P.374～385	【資料 3-3-8】と同じ
【資料 6-2-4】	授業評価アンケートに対する教員のコメントに関する資料	【資料 3-3-14】と同じ
【資料 6-2-5】	花園大学 HP 授業評価アンケート集計結果グラフ ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/about/questionnaire_results.html">https://www.hanazono.ac.jp/about/questionnaire_results.html</a> )	
【資料 6-2-6】	花園大学 HP 満足度調査集計結果グラフ ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/about/satisfaction.html">https://www.hanazono.ac.jp/about/satisfaction.html</a> )	
【資料 6-2-7】	2019年度 花園大学満足度調査 報告書	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 6-2-8】	花園大学 HP 大学評価 ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/about/evaluation.html">https://www.hanazono.ac.jp/about/evaluation.html</a> )	
【資料 6-2-9】	花園大学 ZEN to you&you 中期ビジョン 2021 自己点検・評価 (中間評価)	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 6-2-10】	花園大学 ZEN to you&you 中期ビジョン 2021 自己点検・評価 (中間評価) 概要版	
【資料 6-2-11】	自己点検基本資料集	
【資料 6-2-12】	2019年度 IR 分析資料	
【資料 6-2-13】	教学マネジメントセンター会議 議事録	
【資料 6-2-14】	入試委員会資料	
【資料 6-2-15】	入試ガイド	【資料 F-4】参照
【資料 6-2-16】	PROG 全体傾向報告書	【資料 3-3-6】と同じ
【資料 6-2-17】	コンピテンシー成長要因インタビュー調査報告書	【資料 3-3-11】と同じ
【資料 6-2-18】	担任制度と学生カルテについてのマニュアル	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 6-2-19】	各学科休退学者対策一覧	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 6-2-20】	2019年度 IR 分析資料	【資料 6-2-12】と同じ
【資料 6-2-21】	平成 31 年度 学校法人基礎調査票 学年別中途退学者数等	【資料 2-2-9】と同じ
<b>6-3. 内部質保証の機能性</b>		
【資料 6-3-1】	花園大学「内部質保証」に関する全学的な方針	【資料 6-1-1】と同じ
【資料 6-3-2】	花園大学 HP 成績評価の分布 ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/about/grading_system.html">https://www.hanazono.ac.jp/about/grading_system.html</a> )	【資料 3-1-16】と同じ
【資料 6-3-3】	自己点検基本資料集 P.9～11	
【資料 6-3-4】	各受験資格取得者数、教員免許取得者数(児童福祉学科)に関する資料	
【資料 6-3-5】	国家試験合格率に関する資料	
【資料 6-3-6】	PROG 全体傾向報告書	【資料 3-3-6】と同じ
【資料 6-3-7】	コンピテンシー成長要因インタビュー調査報告書	【資料 3-3-11】と同じ
【資料 6-3-8】	就職先企業様における卒業生の“資質・能力”に関する調査	【資料 3-3-7】と同じ
【資料 6-3-9】	自己点検基本資料集 P.374～385	【資料 3-3-8】と同じ
【資料 6-3-10】	「教員相互の授業参観」アンケートに関する資料	【資料 4-2-11】と同じ
【資料 6-3-11】	SD・FD・研究支援部会 議事録	
【資料 6-3-12】	2019年度 花園大学満足度調査 報告書	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 6-3-13】	認証評価に対する改善報告書	【資料 F-15】と同じ
【資料 6-3-14】	花園大学 HP 認証評価に対する改善報告書 ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/about/evaluation.html">https://www.hanazono.ac.jp/about/evaluation.html</a> )	
【資料 6-3-15】	花園大学 HP 奨学金の申し込み方法の動画に関する資料 ( <a href="https://www.youtube.com/watch?v=y76igZo0PMw">https://www.youtube.com/watch?v=y76igZo0PMw</a> )	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 6-3-16】	花園大学 ZEN to you&you 中期ビジョン 2021 自己点検・評価 (中間評価) 概要版	【資料 6-2-10】と同じ



花園大学

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>A-1. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること</b>		
【資料 A-1-1】	花園大学 ZEN to you&you 中期ビジョン 2021 自己点検・評価 (中間評価)	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 A-1-2】	京都市中京区役所と花園大学との連携・協力に関する包括協定書	
【資料 A-1-3】	京都市右京区大学地域連携に関する協定書	
【資料 A-1-4】	地域の安心・安全に関する協定書	
【資料 A-1-5】	右京区役所、右京消防署及び花園大学の防災及び災害支援に関する覚書	
【資料 A-1-6】	「学生ボランティア」学校サポート事業における協定	
【資料 A-1-7】	花園大学と葛川村づくり協議会との連携に関する協定書	
【資料 A-1-8】	文理融合・文系産学連携促進事業 実績報告書	
【資料 A-1-9】	葛川児童クラブ等のボランティア活動に関する資料	
【資料 A-1-10】	「魁！山国隊プロジェクト」に関する資料	
【資料 A-1-11】	「イザ！カエルキャラバン！」に関する資料	
【資料 A-1-12】	レジリエント・シティ京都防災功労特別表彰に関する資料	
【資料 A-1-13】	地域連携教育センターに関する資料	
<b>A-2. 大学施設・資源の地域への提供</b>		
【資料 A-2-1】	花園大学 HP 2019 年度公開講座 禅とこころ ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/event/open/000453.html">https://www.hanazono.ac.jp/event/open/000453.html</a> )	
【資料 A-2-2】	公開講座に関する資料	
【資料 A-2-3】	花園大学 HP 国際禅学研究所 ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/about/kokuzenken.html">https://www.hanazono.ac.jp/about/kokuzenken.html</a> )	
【資料 A-2-4】	花園大学 HP 国際禅学研究所 ( <a href="https://www.hanazono.ac.jp/about/kokuzenken.html">https://www.hanazono.ac.jp/about/kokuzenken.html</a> )	【資料 A-2-3】と同じ
【資料 A-2-5】	花園大学 HP 国際禅学研究所研究部門 ( <a href="http://iriz.hanazono.ac.jp/">http://iriz.hanazono.ac.jp/</a> )	
【資料 A-2-6】	公開講座に関する資料	【資料 A-2-2】と同じ
【資料 A-2-7】	京都学に関する資料	
<b>A-3. 地域社会に貢献できる人材の育成</b>		
【資料 A-3-1】	「課題解決プログラム I・II」に関する資料	
【資料 A-3-2】	「イザ！カエルキャラバン！」に関する資料	【資料 A-1-11】と同じ
【資料 A-3-3】	葛川児童クラブ等のボランティア活動に関する資料	【資料 A-1-9】と同じ
【資料 A-3-4】	フィールドワーク演習・実習(2 回生以上)に関する資料	
【資料 A-3-5】	アドバンスト・フィールドワーク演習・実習(3 回生以上)に関する資料	【資料 A-3-4】参照
【資料 A-3-6】	学生選挙サポーターに関する資料	
【資料 A-3-7】	地域のイベントへの学生団体・サークルへの参加に関する資料	
【資料 A-3-8】	絵本読み聞かせレクチャーに関する資料	
【資料 A-3-9】	地域連携教育センターに関する資料	【資料 A-1-13】と同じ